

ベトナム刑事訴訟法（仮訳）

(No. 19/2003/QH11)

第1編 総則

第1章 刑事訴訟法の目的及び効力

- 第1条 刑事訴訟法の目的
第2条 刑事訴訟法の効力

- 第43条 訴訟執行人の更迭を提案する権利
第44条 捜査官の更迭
第45条 檢察官の更迭
第46条 裁判官、参審員の更迭
第47条 書記官の更迭

第2章 基本的原則

- 第3条 刑事訴訟活動における社会主義法制の保障
第4条 公民の基本的権利の尊重及び保護
第5条 公民の法の下の平等の権利の保障
第6条 公民の身体の不可侵に関する権利の保障
第7条 公民の生命、健康、名誉、尊厳、財産の保護
第8条 公民の住居の不可侵、通信、通話及び電報の安全及び秘密に関する権利の保障
第9条 何人も裁判所の有罪判決が法的効力を発生するまで有罪推定されない
第10条 事件の真相解明
第11条 被勾留人、被疑者及び被告人の防御権の保障
第12条 訴訟執行機関及び訴訟執行人の義務
第13条 刑事事件の立て、処理の責任
第14条 訴訟執行人又は訴訟参加人の公平の保障
第15条 参審員による裁判制度の実行
第16条 裁判官と参審員は独立して公判を行い、法律にのみ従う
第17条 裁判所は公判を合議体で行う
第18条 公判の公開
第19条 法廷での平等権の保障
第20条 二審制の実行
第21条 審理の監督
第22条 裁判所の判決及び決定の効力の保障
第23条 刑事訴訟活動における公訴権及び法遵守の検察権の行使
第24条 刑事訴訟で使用する口語及び文語
第25条 犯罪の予防及び防止における組織及び公民の責任
第26条 国家機関及び訴訟執行機関間の調整
第27条 犯行の原因及び条件の発見と克服
第28条 刑事事件における民事問題の解決
第29条 犯罪人が損害賠償を受ける権利、名誉及び権利を回復する権利の保障
第30条 訴訟執行機関又は訴訟執行人による損害の被害者が賠償を受ける権利の保障
第31条 刑事訴訟活動における不服申立て及び告発をする権利の保障
第32条 訴訟執行機関及び訴訟執行人に対する機関、組織及び人民代表の監察

第4章 訴訟参加人

- 第48条 被暫定留置人
第49条 被疑者
第50条 被告人
第51条 被害者
第52条 民事原告
第53条 民事被告
第54条 事件に關係する利害関係人
第55条 証人
第56条 弁護人
第57条 弁護人の選任、更迭
第58条 弁護人の権利及び義務
第59条 当事者の権利の保護人
第60条 鑑定人
第61条 通訳人
第62条 訴訟参加人の権利及び義務を実行できるように説明し保障する責任

第5章 証拠

- 第63条 刑事事件で証明しなければならない問題
第64条 証拠
第65条 証拠の収集
第66条 証拠の評価
第67条 証人の供述
第68条 被害者の供述
第69条 民事原告、民事被告の供述
第70条 刑事事件の利害関係人の供述
第71条 被逮捕人、被暫定留置人の供述
第72条 被疑者、被告人の供述
第73条 鑑定の結論
第74条 証拠物
第75条 証拠物の収集及び保存
第76条 証拠物の取扱い
第77条 捜査、裁判の調書
第78条 刑事事件におけるその他の書類及び物品

第6章 諸予防措置

- 第79条 予防措置適用の措置及び根拠
第80条 勾留のための被疑者又は被告人の逮捕
第81条 緊急時の逮捕
第82条 現行犯人又は指名手配犯人の逮捕
第83条 逮捕後又は被逮捕人を受領した後直ちにとるべき措置
第84条 逮捕調書
第85条 逮捕通知
第86条 暫定留置
第87条 暫定留置期間
第88条 勾留
第89条 暫定留置及び勾留の制度
第90条 被暫定留置人又は被勾留人の親族の世話を及ぼす財産の保管
第91条 居住地外出の禁止

第3章 訴訟執行機関、訴訟執行人及び訴訟執行人の交代

- 第33条 訴訟執行機関及び訴訟執行人
第34条 捜査機関の長官及び副長官の任務、権限及び責任
第35条 捜査官の任務、権限及び責任
第36条 檢察院長官、副長官の任務、権限及び責任
第37条 檢察官の任務、権限及び責任
第38条 裁判所長官、副長官の任務、権限及び責任
第39条 裁判官の任務、権限及び責任
第40条 参審員の任務、権限及び責任
第41条 裁判所書記官の任務、権限及び責任
第42条 訴訟執行人の回避又は更迭をしなければならない場合

第92条 立保証
第93条 保釈金としての金銭又は財産の預託
第94条 予防措置の取消し又は変更

第7章 調書、期限、訴訟費用

第95条 調書
第96条 期限の計算
第97条 期限の更新
第98条 訴訟費用
第99条 訴訟費用の負担責任

第2編 刑事事件の立件、捜査及び起訴決定

第8章 刑事事件の立件

第100条 刑事事件の立件の根拠
第101条 告発及び犯罪に関する情報
第102条 犯人の自首
第103条 犯罪の告発、通報及び立件の建議の解 決
第104条 刑事事件立件の決定
第105条 被害者の要求による刑事事件の立件
第106条 刑事事件立件決定の変更又は補充
第107条 刑事事件を立件しない諸根拠
第108条 刑事事件を立件しない決定
第109条 刑事事件を立件する検察院の権限及び責任

第9章 捜査通則

第110条 捜査権
第111条 国境警備隊、税関、森林警備隊及び各種捜査活動に任じられた人民公安又は人民軍のその他の機関の捜査権限
第112条 捜査段階で公訴権を行使する検察院の任務及び権限
第113条 捜査の検察における検察院の任務及び権限
第114条 検察院の要求及び決定に従う捜査機関の責任
第115条 捜査機関及び検察院の決定及び要求に従う責任
第116条 管轄に応じた捜査のための事件の移送
第117条 捜査のための刑事事件の併合、分離
第118条 捜査の委託
第119条 捜査期間
第120条 捜査のための勾留期間
第121条 捜査の再開、補充捜査、再捜査の期限
第122条 訴訟参加人の要求の解決
第123条 目撃者の参加
第124条 捜査上の秘密の非公開
第125条 捜査の調書

第10章 被疑者の立件及び被疑者の取調べ

第126条 被疑者の立件
第127条 被疑者の立件決定の変更又は補充
第128条 被疑者の職務の一時停止
第129条 被疑者の召喚
第130条 被疑者の勾引
第131条 被疑者の取調べ
第132条 被疑者の取調べ調書

第11章 証人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人の供述聴取、対質及び人定

第133条 証人の召喚
第134条 証人の勾引
第135条 供述の聴取
第136条 証人の供述調書
第137条 被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人の召喚
及び供述聴取

第138条 対質
第139条 人定

第12章 財産の捜査、没収、差押え、留置

第140条 身体捜査、住居、勤務地、土地、物、通信、電報、郵便小包、郵便物の捜査の根拠
第141条 捜索令状発付の権限
第142条 身体の捜査
第143条 住居、勤務地、場所の捜査
第144条 信書、電報、郵便小包及び郵便物の郵便局における没収
第145条 捜査中の物、書類の差押え
第146条 財産の留置
第147条 没収、差し押さえ又は密封された物、書類、信書、電報、郵便小包及び郵便物を保存する責任
第148条 物、書類、信書、電報、郵便小包及び郵便物の捜査、没収、差押えの調書
第149条 物、書類、信書、電報、郵便小包及び郵便物の捜査、留置、没収又は差押えの令状発付者及び執行人の責任

第13章 現場検証、死体解剖、身体上の痕跡検証、捜査実験、鑑定

第150条 現場検証
第151条 死体解剖
第152条 身体上の痕跡の検証
第153条 捜査実験
第154条 現場検証、死体解剖、身体上の痕跡の検証及び捜査実験の調書
第155条 鑑定意見の要求
第156条 鑑定の実施
第157条 鑑定の結論の内容
第158条 鑑定の結論に関する被疑者及び訴訟参加人の権利
第159条 补充鑑定又は再鑑定

第14章 捜査の停止及び捜査の終了

第160条 捜査の停止
第161条 被疑者の指名手配
第162条 捜査の終了
第163条 起訴の提案
第164条 捜査の中止
第165条 捜査再開
第166条 起訴決定
第167条 起訴状
第168条 补充捜査のための記録差し戻し
第169条 事件の中止又は停止

第3編 第一審公判

第16章 全審級裁判所の管轄権

第170条 全審級裁判所の裁判管轄権
第171条 土地管轄
第172条 ベトナムの領空又は領海外を航行中のベトナム社会主义共和国の航空機又は船舶で行われた犯罪を裁判する管轄権
第173条 異なる審級の裁判所が管轄する複数の犯罪を行った被告人の裁判
第174条 事件の移送
第175条 裁判管轄に関する紛争の解決

第17章 公判準備

第176条 公判準備期限

- 第177条 予防措置の適用、変更、取消し
第178条 公判を行う決定の内容
第179条 補充捜査のために記録を差し戻す決定
第180条 事件を停止又は中止する決定
第181条 檢察院による起訴決定の撤回
第182条 裁判所の各決定の交付
第183条 公判期日において尋問する必要のある者の召喚

第18章 公判期日における手続の通則

- 第184条 直接、口頭又は連続審理
第185条 第一審審理合議体の構成
第186条 特別な場合の審理合議体構成員の変更
第187条 公判期日への被告人の出頭
第188条 公判期日における被告人の監察
第189条 檢察官の出廷
第190条 弁護人の出廷
第191条 被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はその合法的代理人の出頭
第192条 証人の出頭
第193条 鑑定人の出頭
第194条 公判期日延期の期限
第195条 公判期日における検察官の起訴決定撤回又はより軽い犯罪の結論
第196条 公判の制限
第197条 公判期日の規則
第198条 公判期日の秩序を乱した者に対する措置
第199条 裁判所の判決及び各決定の作成
第200条 公判期日の調書

第19章 公判期日開始手続

- 第201条 公判期日開始手続
第202条 裁判官、参審員、検察官、書記官、鑑定人、通訳人の更迭提案の解決
第203条 通訳人、鑑定人の権利及び義務の説明
第204条 証人の権利、義務の説明及び証人の隔離
第205条 証拠調べ要求の解決及び関係人欠席時の公判期日延期の要求解決

第20章 公判期日における尋問手続

- 第206条 起訴状朗読
第207条 尋問手順
第208条 捜査機関で行った供述の公開
第209条 被告人質問
第210条 被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はこれら者の合法的代理人の質問
第211条 証人質問
第212条 証拠物の検討
第213条 現場検証
第214条 機関又は組織による事件書類、見解、報告の陳述、公開
第215条 鑑定人質問
第216条 尋問の終了

第21章 公判期日における弁論

- 第217条 弁論時の発表の順番
第218条 反論
第219条 再尋問
第220条 被告人の最終発言
第221条 起訴決定の取下げ、又はより軽い罪を結論とすることの検討

第22章 判決の評議、宣告

- 第222条 判決の評議
第223条 尋問と弁論の再開
第224条 判決
第225条 管理業務の過誤は正に対する建議
第226条 判決の宣告
第227条 被告人の釈放
第228条 判決宣告後の勾留のための被告人の逮捕
第229条 判決の交付

第4編 控訴審

第23章 控訴審の性質、控訴権及び異議申立て権

- 第230条 控訴審の性質
第231条 控訴権を有する者
第232条 檢察院による異議申立て
第233条 控訴及び異議申立ての手続
第234条 控訴及び異議申立ての期限
第235条 期限後の控訴
第236条 控訴、異議申立ての通知
第237条 控訴、異議申立ての結果
第238条 控訴、異議の補充、変更、取下げ
第239条 第一審裁判所の決定に対する控訴、異議申立て
第240条 控訴、異議申立てのない第一審判決、決定の効力

第24章 控訴審手続

- 第241条 控訴審裁判の範囲
第242条 控訴審裁判の期限
第243条 控訴審裁判所による予防措置の適用、変更、取消し
第244条 控訴審合議体の構成
第245条 控訴審公判期日の参加人
第246条 控訴審裁判所における証拠の補充、検討
第247条 控訴審公判期日の手続
第248条 控訴審判決及び控訴審裁判所の管轄権
第249条 第一審判決の修正
第250条 再検査又は再審理のための第一審判決の破棄
第251条 第一審判決の破棄及び事件の中止
第252条 刑事事件の再検査又は再審理
第253条 第一審裁判所の決定の控訴審
第254条 控訴審判決、決定の交付

第5編 裁判所の判決及び決定の執行

第25章 裁判所の判決及び決定の執行に関する通則

- 第255条 執行される判決及び決定
第256条 裁判所の判決及び決定の執行手続
第257条 裁判所の判決及び決定の執行を任じられた機関、組織

第26章 死刑の執行

- 第258条 執行前の死刑検討手続
第259条 死刑の執行

第27章 懲役刑及びその他の刑罰の執行

- 第260条 懲役刑の執行
第261条 懲役刑執行の延期
第262条 懲役刑執行の停止
第263条 懲役刑執行を延期又は停止された者の管理
第264条 執行猶予付懲役刑、非拘束矯正刑の執行
第265条 退去強制処分の執行
第266条 保護観察処分又は居住禁止処分の執行
第267条 罰金又は財産没収の執行

第28章 刑期の短縮又は刑執行の免除

- 第268条 刑期の短縮又は刑執行免除の条件
第269条 刑期の短縮又は刑執行免除の手続

第29章 前科の抹消

- 第270条 前科の自動的抹消
第271条 裁判所の決定による前科の抹消

第6編 法的効力を発生した判決、決定の再検討

第30章 監督審手続

- 第272条 監督審手続の性質
第273条 監督審手続に従って異議を申し立てる根拠
第274条 監督審手続に従って再検討が必要な法的効力を発生した判決又は決定の発見
第275条 監督審手続に従って異議申立てをする権限を有する者
第276条 監督審手続に従って異議を申し立てられた判決又は決定の執行停止
第277条 監督審手続による異議申立て
第278条 監督審手続による異議申立ての期限
第279条 監督審手続による事件再検討の管轄権
第280条 監督審公判期日の参加人
第281条 監督審合議体の構成
第282条 監督審公判期日の準備及び手続
第283条 監督審の期限
第284条 監督審の範囲
第285条 監督審合議体の管轄権
第286条 判決又は決定の破棄及び事件の中止
第287条 再捜査又は再審のための法的効力を発生した判決又は決定の破棄
第288条 監督審決定の効力及び監督審決定の交付
第289条 監督審合議体が判決又は決定を破棄した後の事件の再検討、再審

第31章 再審手続

- 第290条 再審の性質
第291条 再審手続による異議申立ての根拠
第292条 新たに発見された事実関係の通知と確認
第293条 再審手続に従って異議申立てをする権限を有する者
第294条 再審手続に従って異議を申し立てられた判決又は決定の執行停止
第295条 再審手続に従って異議申立てをする期限
第296条 再審の管轄権
第297条 再審手続の実施
第298条 再審合議体の管轄権
第299条 再審決定の効力及び再審決定の交付
第300条 事件の再検討又は事件の再審理

第7編 特別手続

第32章 未成年者に適用する手続

- 第301条 適用範囲
第302条 捜査、起訴及び裁判
第303条 逮捕、暫定留置、勾留
第304条 未成年犯罪者の監察
第305条 弁護
第306条 家族、学校、組織の訴訟参加
第307条 裁判

第308条 懲役刑の執行

- 第309条 司法措置の執行終了、刑の減輕又は刑執行の免除
第310条 前科の抹消

第33章 強制医療措置適用の手続

- 第311条 強制医療措置の適用条件及び適用の権限
第312条 捜査
第313条 捜査終了時の検察院の決定
第314条 裁判
第315条 懲役刑に服す者に対する強制医療措置の適用
第316条 不服申立て、異議申立て、控訴
第317条 強制医療措置の執行、執行の停止

第34章 簡易手続

- 第318条 簡易手続適用の範囲
第319条 簡易手続の適用条件
第320条 簡易手続適用の決定
第321条 捜査
第322条 捜査、起訴のための暫定留置、勾留
第323条 起訴決定
第324条 裁判

第35章 刑事訴訟における不服申立て、告発

- 第325条 不服申立てをする権利を有する者
第326条 不服申立て人の権利及び義務
第327条 不服を申し立てられた者の権利及び義務
第328条 不服申立ての時効
第329条 捜査官、捜査機関の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限
第330条 檢察官、検察院の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限
第331条 裁判官、裁判所の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限
第332条 各種捜査活動を行う権限を有する者に対する不服申立て解決の権限及び期限
第333条 逮捕、暫定留置、勾留措置の適用に関する不服申立て解決の期限
第334条 告発権を有する者
第335条 告発人の権利及び義務
第336条 被告発人の権利及び義務
第337条 告発解決の権限及び期限
第338条 不服申立て、告発を解決する権限を有する者の責任
第339条 刑事訴訟活動における不服申立て、告発の解決の検察における検察院の任務、権限

第8編 国際協力

第36章 刑事訴訟活動における国際協力の通則

- 第340条 刑事訴訟活動における国際協力の原則
第341条 司法共助の実行
第342条 司法共助要求の拒否

第37章 事件の関連記録、書類及び証拠物の引渡し及び移送

- 第343条 刑事責任の追及又は判決執行のための引渡し
第344条 国外引渡しの拒否
第345条 刑事事件の記録、証拠物の移送
第346条 刑事事件に関する書類、物、現金の授受、移送

刑事訴訟法 (No. 19/2003/QH11)

第10国会第10会期2001年12月25日決議により修正、補充したベトナム社会主義共和国1992年憲法に基づき、この法律は、立件、捜査、起訴、裁判及び刑事判決執行の手順及び手続を定める。

第1編 総則

第1章 刑事訴訟法の目的及び効力

第1条 刑事訴訟法の目的

刑事訴訟法は、犯罪の防止及び排除において指導力を發揮し、すべての犯罪行為を正確かつ迅速に発見して公正かつ適時に処理するため、並びに犯罪者の不处罚及び無実の者の不正な处罚を放置しないため、立件、捜査、起訴、裁判及び刑事判決執行を行う手順及び手続、訴訟執行機関の役割、任務、権限及び相互関係、訴訟執行人の任務、権限及び責任、刑事訴訟活動参加人、諸機関、組織及び公民の権利及び義務、並びに刑事訴訟活動における国際協力を定める。

刑事訴訟法は、社会主義体制を擁護し、国家の権利、公民、組織の合法的な権利及び権利を擁護し、社会主義法秩序を擁護し、また同時に、すべての人民に法を遵守し、犯罪を予防し、戦う意識を教育するものである。

第2条 刑事訴訟法の効力

ベトナム社会主義共和国の領土におけるあらゆる刑事訴訟活動は、この法律に定める規定に従って行わなければならない。

ベトナム社会主義共和国の領土内で罪を犯し、ベトナム社会主義共和国が締結し又は加盟した国際協定の加盟国の公民である外国人に対する刑事訴訟手続は、当該国際条約に定める規定に従って行う。

ベトナム社会主義共和国の領土で罪を犯し、ベトナム法、ベトナム社会主義共和国が署名し若しくは加盟した国際条約又は国際慣習に従って、外交特権、領事優遇措置及び免責を受ける権利がある外国人については、その事件は、外交ルートを通じて解決する。

第2章 基本的原則

第3条 刑事訴訟における社会主義法制の保障

訴訟執行機関、訴訟執行人及び訴訟参加人のあらゆる活動は、この刑事訴訟手続に定める規定に従って行わなければならない。

第4条 公民の基本的権利の尊重及び保護

訴訟を行う場合において、捜査機関の長官及び副長官、検察官、検察院の長官及び副長官、検察官、裁判所の長官及び副長官、裁判官並びに参審員は、それぞれの責任の範囲内において、公民の合法的な権利及び利益を尊重して擁護し、採られた措置の適法性及び必要性を常に検討し、その措置が法に違反し又は必要でないと認めるときは、適時に取り消し又は変更しなければならない。

第5条 公民の法の下の平等の権利の保障

刑事訴訟は、すべての公民が、民族、性別、信仰、宗教、社会階級、社会的地位にかかわらず、法の下で平等であるという原則の下で行なう。罪を犯した者は、何人も法に従って処分される。

第6条 公民の身体の不可侵に関する権利の保障

何人も、現行犯として逮捕される場合を除き、裁判所の決定、検察院の決定又は承認なくして逮捕されない。

人の逮捕及び勾留は、この法律の規定に従わなければならぬ。

脅迫、拷問は、いかなる形式のものも厳禁する。

第7条 公民の生命、健康、名誉、尊厳、財産の保護

公民は、その生命、健康、名誉、尊厳及び財産を法律によって保護される権利を有する。

生命、健康、名誉、尊厳、財産を侵害するいかなる行為も、法律に従って処分する。

被害者、証人、その他の訴訟参加人及びその親族の生命及び健康が威圧され、名誉、尊厳、財産が侵害された場合は、管轄訴訟執行機関が、法律に従って保護するために必要な措置を適用する。

第8条 公民の住居の不可侵、通信、通話及び電報の安全及び秘密に関する権利の保障

何人も、公民の住居、通信、通話及び電報の安全及び秘密を侵害することを禁止する。

訴訟執行において、住居の搜索、信書及び電報の搜索、差押え及び没収を行うときは、この法律の規定に従わなければならない。

第9条 何人も裁判所の有罪判決が法的効力を発生するまで有罪推定されない

何人も、裁判所の有罪判決が法的効力を発生するまで有罪と見なされず、処罰されない。

第10条 事件の真相解明

捜査機関、検察院及び裁判所は、客観的、多角的かつ十分に事件の真相を解明し、被疑者、被告人の有罪の証拠及び無罪の証拠、刑事責任を加重し又は軽減する関係事実を明らかにするために、あらゆる適法な措置を採らなければならない。

犯罪の立証責任は、訴訟執行機関が負う。被疑者又は被告人は、自らの無罪を証明する権利を有するが義務は負わない。

第11条 被勾留人、被疑者及び被告人の防御権の保障

被勾留人、被疑者及び被告人は、自ら防御し、又は他の者に弁護を依頼する権利を有する。

捜査機関、検察院及び裁判所は、被勾留人、被疑者及び被告人が、この法律の規定に従って防御権を行使することを保障する義務を負う。

第12条 訴訟執行機関、訴訟執行人の義務

手続を行う過程において、訴訟執行機関及び訴訟執行人は、厳正に法令の規定を実行し、自らの行為及び決定に対し責任を負わなければならない。

逮捕、勾留、差押え、立件、捜査、起訴、裁判、判決執行において法律に違反した者は、その違反の性質及び重大性に従って、懲戒され又は刑事責任を追及される。

第13条 刑事事件の立て、処理の責任

犯罪を示す事象を発見した場合は、捜査機関、検察院又は裁判所は、それぞれの任務及び管轄範囲において、犯罪を認定し、犯罪者を処分するために、事件を立てし、この法律が規定する措置を適用する責任を負う。

この法律に定められた根拠及び手順を除いて事件を立てしてはなら

ない。

第14条 訴訟執行人又は訴訟参加人の公平の保障

捜査機関の長官及び副長官、検察官、検察院の長官及び副長官、検察官、裁判所の長官及び副長官、裁判官、参審員及び裁判所書記官は、訴訟を遂行するときに公正でないと疑うに足りる確実な理由があるときは訴訟執行を禁じられ、通訳人、鑑定人は、自己の任務を遂行するときに公正でないと疑うに足りる確実な理由があるときは手続に参加してはならない。

第15条 参審員による裁判制度の実行

人民裁判所又は軍事裁判所の公判は、この法律の定めに従って、それぞれ人民参審員又は軍事参審員が参加する。公判において、参審員は裁判官と同等の権利を有する。

第16条 裁判官と参審員は独立して公判を行い、法律にのみ従う

公判において、裁判官と参審員は独立し、法律にのみ従う。

第17条 裁判所は公判を合議体で行う

裁判所は、公判を合議体で行い、評決は多数決で行う。

第18条 公判の公開

この法律に別段の定めがある場合を除き、裁判所は、公判を公開し、何人も公判を傍聴する権利がある。

国家機密、国民の醇風美俗を守り、又は当事者の正当な請求によりその秘密を守ることが必要な特別な場合には、裁判所は、公判を非公開で行うが、その判断の宣告は公開しなければならない。

第19条 法廷での平等権の保障

検察官、被告人、弁護人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人、並びにそれらの合法な代理人及び当事者の権利の保護人は、裁判所に証拠、書類、物を提出し、法廷で民主的に請求し弁論を行う平等な権利を有する。裁判所は、上記の者が事件の客観的真相解明するためにこれらの権利を行使できる条件を整える責任を負う。

第20条 二審制の実行

1. 裁判所は、二審制を実行する。

第一審の判決及び決定は、この法律の規定に従って控訴し、異議を申し立てることができる。

第一審の裁判の判決及び決定は、この法律に定める期限内に控訴し又は異議を申し立てなければ法的効力を発生する。控訴され又は異議が申し立てられた第一審判決又は決定については、事件を控訴審で審理しなければならない。控訴審判決、決定は、法的効力を発生する。

2. 法的効力を発生した判決、決定は、違法又は新たな事実関係が発見された場合には、監督審又は再審の手続に従って再検討する。

第21条 審理の監督

上級裁判所は、下級裁判所の審理を監督し、最高人民法院は、法律の厳正かつ統一的な適用を保障するため、人民裁判所及び軍事裁判所の審理を監督する。

第22条 裁判所の判決及び決定の効力の保障

1. 法的効力を発生した判決又は決定は、機関、組織及びすべての公民が執行し、尊重しなければならない。関係する個人、機関及び組織は、それぞれの責任の範囲内において、判決及び決定を厳正に執行し又は遵守し、その執行又は遵守につき法律上の責任を負わなければならない。

2. 自己責任の範囲内において国家機関、社、区、町の行政機関、組織及び公民は、判決及び決定の執行任務を負う機関及び組織と、その執行において協力しなければならない。

国家機関、社、区及び町の行政機関は、条件を整え、判決執行において判決及び決定の執行任務を負う機関及び組織の要求を実現する責任がある。

第23条 刑事訴訟における公訴権及び法遵守の検察権の行使

1. 檢察院は、刑事訴訟活動において公訴権を行使し、裁判所に犯罪者を起訴することを決定する。
2. 檢察院は、刑事訴訟活動中の法遵守を検察し、訴訟執行機関又は訴訟執行人及び訴訟参加人の法律違反を適時に発見し、その機関又は個人の法律違反を排除するために、この法律が定める措置を探る義務を有する。
3. 檢察院は、すべての犯罪行為を適時に処理するために、刑事訴訟において公訴権を行使し及び法律遵守を検察する。つまり、犯罪及び犯罪者を見逃さず、無実の者に罪を着せないように、真犯人、間違いない罪に対し、正しい法律により、立件、捜査、起訴、裁判、判決の執行を行なうことを検察する。

第24条 刑事訴訟で使用する口語及び文語

刑事訴訟で使う口語及び文語は、ベトナム語である。刑事訴訟の参加者は、自己の民族語の話し言葉と文字を使用する権利を有し、この場合には通訳人を必要とする。

第25条 犯罪の予防及び防止における組織及び公民の責任

1. 組織及び公民は、犯罪行為を発見して告発し、犯罪の予防及び防止に参加する権利及び義務を有し、国家の権利、公民及び組織の合法的な権利及び権利の保護に貢献する。
2. 執行機関は、組織及び公民が刑事訴訟に参加する機会を作り出す義務を負い、通報された犯罪情報の解決の結果を、通報した組織、犯罪の告発者に通知しなければならない。
3. 組織及び公民は、執行機関及び執行人の請求に従い、その機関及び人が任務を遂行するための義務を負う。

第26条 国家機関及び訴訟執行機関間の調整

1. 国家機関は、それぞれの責任の範囲内において、犯罪を予防する措置を適用し、犯罪の予防及び防止において捜査機関、検察院及び裁判所と協力しなければならない。

国家機関は、課された役割及び任務の遂行を常に検討して検査し、法律違反行為を適時に発見し、自らの機関及びその所管内で敢行された犯罪行為すべてを直ちに捜査機関又は検察院に通報しなければならない。国家機関は、犯罪行為を犯した者について検討し立件することを捜査機関に建議し、関連書類を捜査機関に送付する権利を有する。

国家機関の長官は、当該機関及びその所管内で発生した犯罪行為の捜査機関又は検察院への通報を怠ったことに対して責任を負う。

国家機関は、執行機関及び執行人の請求に従い、その機関及び人が任務を遂行する機会を作り出す義務を負う。

執行機関及び執行人の任務遂行中にその活動を妨害するすべての行為は、厳禁する。

2. 捜査機関は、犯罪の発見及び処理において、捜査機関、検察院及び裁判所と協力しなければならない。犯罪の示す事象を発見したときは、捜査機関、検察院に、直ちに関連書類を送付し、刑事案件を検討して立件することを建議しなければならない。

3. 捜査機関及び検察院は、それぞれの責任の範囲内において、通報された犯罪に関する情報を検討して解決し、立件を建議し、通報又は建議をした国家機関に対して解決の結果を通知しなければならない。

第27条 犯行の原因及び条件の発見と克服

刑事訴訟を行う過程において、捜査機関、検察院及び裁判所は、犯行の原因及び条件を捜す義務を負い、関係機関及び組織に克服及び防止の措置を探ることを要請する。

関係機関及び組織は、捜査機関、検察院又は裁判所の要請の実現に閑して回答をしなければならない。

第28条 刑事事件における民事問題の解決

刑事事件における民事問題の解決は、刑事事件の解決と同時にを行うことができる。刑事事件が賠償、弁償の問題を解決する必要を有するが、まだ証明の条件が整っておらず、しかも、その問題が刑事事件の解決に影響を与えないときは、切離して民事訴訟手続に従って解決することができる。

第29条 冤罪人が損害賠償を受ける権利、名誉及び権利を回復する権利の保障

冤罪人は、刑事訴訟活動を行う権限を有する者から損害賠償、名誉と権利の復活を受ける権利を有する。

刑事訴訟活動において冤罪を起こした管轄機関は、冤罪人に対し損害賠償を支払い、その名誉及び権利を回復しなければならない。損失を与えた者は、法律の規定に従い管轄機関に賠償金額を弁償しなければならない。

第30条 訴訟機関又は訴訟執行人による損害の被害者が賠償を受ける権利の保障

刑事訴訟活動において権限を有する機関又は人により損害を受けた者は、損害賠償を受ける権利を有する。

刑事訴訟活動の管轄機関は、被害者に対し損害賠償を支払わなければならない。損害を与えた者は、法律の規定に従い管轄機関に賠償金額を弁償しなければならない。

第31条 刑事訴訟における不服申立て及び告発をする権利の保障

刑事訴訟活動の権限を持っている機関若しくは人又はその機関に属する人による刑事訴訟活動中の違法行為について、公人、機関及び組織は不服申立てをする権利を有し、個人は告発する権利を有する。

管轄機関は、不服申立て及び告発を適時にかつ適法に受理し、検討し、解決し、不服申立者及び告発人がその内容を知り救済策を探るために、当該解決の結果を文書で不服申立者及び告発人に通知しなければならない。

不服申立て及び告発を解決する手順、手続及び権限は、この法律により定める。

第32条 訴訟執行機関及び訴訟執行人に対する機関、組織及び人民代表の監察

国家機関、ベトナム祖国戦線委員会及びその構成組織並びに人民代表は、訴訟執行活動機関及び訴訟執行人の活動を監察し、その機関及び人による不服申立て及び告発の解決を監察する。

訴訟執行機関、訴訟執行人による違法行為を発見したときは、国家機関、人民によって選出された代表は、この法律に定める規定に従って検討し解決するよう、ベトナム祖国戦線委員会及びその構成組織が権限を有する訴訟執行機関に対して建議することを要求する権利を有する。権限を有する訴訟執行機関は、法律に従って建議、要求を検討し、解決し、回答しなければならない。

第3章 訴訟執行機関、訴訟執行人及び訴訟執行人の交代

第33条 訴訟執行機関及び訴訟執行人

1. 訴訟執行機関は、次の機関を含む。

- a) 捜査機関
 - b) 檢察院
 - c) 裁判所
2. 訴訟執行人は、次の人に含む。
- a) 捜査機関の長官及び副長官、検査官
 - b) 檢察院の長官及び副長官、検察官
 - c) 裁判所の長官及び副長官、裁判官、参審員、書記官

第34条 捜査機関の長官及び副長官の任務、権限及び責任

1. 捜査機関の長官は、次の任務及び権限を有する。
 - a) 捜査機関の捜査活動を直接に組織し、指導する。
 - b) 刑事事件の捜査において、捜査機関の副長官及び検査官の割り当てを決定する。
 - c) 副長官及び検査官の捜査活動を検査する。
 - d) 捜査機関の副長官及び検査官の根拠のない及び違法な決定の変更又は取消しを決定する。
 - dd) 検査官の更迭を決定する。
 - e) 管轄検査機関に属する不服申立て及び告発を解決する。
検査機関の長官が不在の場合は、長官が委任した副長官が長官の任務を遂行し、権限行使する。
 - 副長官は、任された任務について長官に対し責任を負う。
2. 刑事事件の捜査を敢行するときに、検査機関の長官は、次の任務及び権限を有する。
 - a) 事件立件、被疑者立件の決定、事件を立件しない決定、事件の併合又は分離決定
 - b) 予防措置の適用、変更又は取消しの決定
 - c) 被疑者の指名手配、財産の搜索、回収、差押え、留置目録、証拠物の処理の決定
 - d) 鑑定意見の要求及び遺体の発掘の決定
 - dd) 事件検査の結論
 - e) 捜査停止の決定、検査中止の決定、検査再開の決定
 - g) 検査措置を直接実行すること、弁護人の認可
証を授与し又は撤回すること、他の検査機関管轄権の訴訟活動を敢行すること。
3. 検査機関の副長官は、刑事事件の捜査を割り当てられたときは、本条第2項に定める任務及び権限を有する。
4. 検査機関の長官及び副長官は、自己の行為及び決定について法律上の責任を負う。

第35条 検査官の任務、権限及び責任

1. 刑事事件の捜査を割り当てられた検査官は、次の任務及び権限を有する。
 - a) 刑事事件記録を作成すること。
 - b) 被疑者を召喚し、取り調べること。証人、被害者、民事原告、民事被告及び事件の利害関係人を召喚し、供述を聴取すること。
 - c) 被疑者の勾引を決定すること、証人の勾引を決定すること。
 - d) 逮捕、暫定留置、勾留、財産の搜索、没収、差押え、留置について命令を実施すること。
 - dd) 現場検証、死体解剖、対質、人定尋問、検査実験を行うこと。
 - e) 検査機関の長官の割当てに従い、検査機関の管轄に属するその他の検査活動を行うこと。
2. 検査官は、その行為及び決定について法律上の責任を負い、検査機関の長官に対し責任を負う。

第36条 檢察院長官、副長官の任務、権限及び責任

1. 檢察院長官は、次の任務及び権限を有する。
 - a) 刑事訴訟活動における公訴権の行使活動及び法遵守の検察活動を組織して指揮すること。
 - b) 副長官及び検察官を刑事事件に関する訴訟活動における公訴権の行使及び法遵守の検察に割り当てるごとに決定すること。
 - c) 副長官及び検察官の刑事訴訟活動における公訴権の行使活動及び法遵守の検察活動を検査すること。
 - d) 法律に基づいて、法的効力を発生した判決又は決定に対し監督審又は再審手続に従い異議申立てをすること。
 - dd) 副長官及び検察官の根拠がなく違法な決定を変更し又は取り消すこと。
 - e) 下級検察院の根拠がなく違法な決定を撤回し、停止し又は取り消すこと。

- g) 檢察官の更迭を決定すること。
h) 檢察院が管轄する不服申立て及び告発を解決すること。
　　検察長官が不在の場合は、長官が委任した副長官がその任務及び権限を遂行する。副長官は、任された任務について長官に対し責任を負う。
2. 刑事事件に関する訴訟活動において公訴権行使し、法遵守を検察するときに、検察長官は、次の任務及び権限を有する。
- a) 事件を立件することを決定し、事件を立件しないことを決定し、被疑者を立件することを決定し、捜査機関に対して立件を要求し、又はこの法律に従って刑事事件の立件、被疑者立件の決定の変更を要求すること。
b) 捜査機関の長官に捜査官の更迭を要求すること。
c) 予防措置の適用、変更又は取消し、捜査期間の延長、勾留期間の延長を決定すること、捜査機関に被疑者の捜索、指名手配を要求すること。
d) 捜査機関の決定の承認又は不承認を決定すること。
dd) 捜査機関の根拠がなく違法な決定の取消しを決定すること。
e) 事件の移送を決定すること。
g) 起訴の決定、補充捜査のための記録返却の決定鑑定意見の要求の決定をすること。
h) 事件の停止又は中止の決定、捜査再開の決定、証拠物の処理を決定すること。
i) 控訴手続に従って判決、決定に対し異議申立てをすること。
k) 弁護人の認可証を授与し又は撤回すること。検察院が管轄する他の訴訟活動を決定し実施すること。
3. 檢察院副長官は、刑事事件に関する訴訟活動における公訴権の行使活動及び法遵守の検察に割り当てられたときは、本条第2項に定める任務及び権限を有する。
4. 檢察院長官及び副長官は、自らの行為及び決定について法律上の責任を負わなければならない。

第37条 檢察官の任務、権限及び責任

1. 刑事事件に関する訴訟活動における公訴権の行使及び法遵守の検察に割り当てられた検察官は、次の任務及び権限を有する。
- a) 立件を検察し、捜査機関による訴訟活動及び事件記録の作成を検察すること。
b) 捜査要求をすること。
c) 被疑者を召喚し取り調べること、事件に關係する証人、被害者、民事原告、民事被告、利害関係者を召喚し、供述を聴取すること。
d) 逮捕、暫定留置及び勾留を検察すること。
dd) 公判に参加すること。検察院の起訴状及び事件の解決に関する決定を読み上げること。尋問をし、証拠を提出し、論告を行うこと、事件の解決に関する自らの観点を発表し、公判における訴訟参加人と弁論すること。
e) 裁判所、訴訟参加人の公判活動における法遵守を検察し、判決及び決定を検察すること。
g) 判決及び決定の執行を検察すること。
h) 檢察庁長官の割当てに従い、検察院の管轄に属する他の任務を遂行し、その他の権限を行使すること。
2. 檢察官は、自らの行為及び決定について法律上の責任を負い、検察院長官に対し責任を負う。

第38条 裁判所長官、副長官の任務、権限及び責任

1. 裁判所長官は、次の任務及び権限を有する。
- a) 裁判所の審理業務を組織すること。
b) 刑事事件の解決及び審理を副長官、裁判官及び参審員に割り当て、刑事事件について訴訟の遂行を書記官に割り当てる決定をすること。
c) 公判開始前に裁判官、参審員及び書記官の更迭を決定すること。
d) この法律の定めに従い、法的効力を発生した判決及び決定に対し監督審の手続に基づいて異議申立てをすること。

- dd) 刑事判決の執行の決定を発すること。
e) 懲役の執行延期を決定すること。
g) 懲役の執行停止を決定すること。
h) 前科の抹消を決定すること。
i) 裁判所が管轄する不服申立て及び異議申立てを解決すること。
　　裁判所長官が不在の場合は、長官が委任した副長官がその任務を遂行し、権限を行使する。副長官は、任された任務について長官に対し責任を負わなければならない。
2. 刑事事件を解決するとき、裁判所長官は、以下の任務及び権限を有する。
- a) 勾留措置の適用、変更及び取消しを決定すること。証拠物の処分を決定すること。
b) 刑事事件の移送を決定すること。
c) 弁護人の認可証を授与し又は撤回すること。
　　決定を発し、裁判所が管轄するその他の手続を行うこと。
3. 刑事事件の解決、審理を割り当てられたときは、裁判所副長官は、本条第2項に定める任務及び権限を有する。
4. 裁判所長官及び副長官は、自らの行為及び決定について法律上の責任を負わなければならない。

第39条 裁判官の任務、権限及び責任

1. 刑事事件の解決、審理を割り当てられた裁判官は、次の任務及び権限を有する。
- a) 公判開始前に事件記録を検討すること。
b) 刑事事件の公判に参加すること。
c) 訴訟活動を遂行し、審理合議体が管轄する争点につき評決すること。
d) 裁判所長官の割当てに従い、裁判所の管轄に属する他の訴訟活動を行うこと。
2. 公判の裁判長に割り当てられた裁判官は、本条第1項に定める任務及び権限に加え、次の任務及び権限を有する。
- a) この法律の規定に従い、予防措置の適用、変更又は取消しを決定すること。
b) 補充捜査のために記録の返却を決定すること。
c) 事件の公判開始の決定をすること、事件の停止若しくは中止を決定すること。
d) 尋問の必要がある者を公判に召喚することを決定すること。
dd) 裁判所長官の割当てに従って、裁判所の管轄に属する他の訴訟活動を行うこと。
3. 最高人民裁判所の控訴裁判部長、副部長の地位にある裁判官は、弁護人の認可証を授与し又は撤回する権利を有する。
4. 裁判官は、自らの行為及び決定について、法律上の責任を負わなければならない。

第40条 参審員の任務、権限及び責任

1. 刑事事件の審理を割り当てられた参審員は、次の任務及び権限を有する。
- a) 公判前に事件記録を検討すること。
b) 第一審手続、控訴審手続に従って刑事事件の審理に参加すること。
c) 訴訟を行い、審理合議体が管轄する問題につき評決すること。
2. 参審員は、自らの行為及び決定について、法律上の責任を負わなければならない。

第41条 裁判所書記官の任務、権限及び責任

1. 刑事事件について訴訟の遂行を割り当てられた書記官は、次の任務及び権限を有する。
- a) 公判規則を伝えること。
b) 審理合議体に公判で召喚された者のリストを報告すること。
c) 公判の調書を作成すること。
d) 裁判所長官の割当てに従い、裁判所の管轄にする他の訴

- 訟活動を行うこと。
2. 書記官は、法律と裁判所長官に対して、自らの行為について責任を負わなければならない。

第42条 訴訟執行人の回避又は更迭をしなければならない場合

- 訴訟執行人は、次の場合には訴訟執行を回避し又は更迭されなければならない。
1. 被告者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人であるとき、それらの者、被疑者、被告人の合法的代理人又は親族であるとき。
 2. 当該事件に参加した弁護人、証人、鑑定人、通訳人であるとき。
 3. 職務遂行において公正でないと信ずるに足りる明らかな理由があるとき。

第43条 訴訟執行人の更迭を提案する権利

- 次の者は、訴訟執行人の更迭を提案する権利を有する。
1. 検察官
 2. 被疑者、被告人、被害者、民事原告、民事被告及びその合法的代理人
 3. 弁護人、被害者、民事原告、民事被告の権利の保護人

第44条 捜査官の更迭

1. 捜査官は、次の場合には訴訟執行を回避し又は更迭されなければならない。
 - a) この法律第42条に定める場合の一に該当する場合。
 - b) 檢察官、裁判官、参審員又は書記官としてその事件の訴訟を執行した場合。
2. 捜査官の更迭は、検査機関の長官が決定する。
検査機関の長官である検査官が本条第1項に定める場合の一に該当する場合は、事件の検査は、直近の上級検査機関が行わなければならない。

第45条 検察官の更迭

1. 検察官は、次の場合には訴訟執行を回避し又は更迭されなければならない。
 - a) この法律第42条に定める場合の一に該当する場合。
 - b) 捜査官、裁判官、参審員又は書記官として事件の訴訟を執行した場合。
2. 公判開始前の検察官の更迭は、同級の検察院長官が決定する。
更迭される検察官が検察院長官である場合、更迭は、直近の上級検察院長官が直接決定する。
検察官を公判において更迭しなければならない場合は、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。
他の検察官の任命は、同級の検察院長官又は直近の上級検察院長官が直接決定する。

第46条 裁判官、参審員の更迭

1. 裁判官、参審員は、次の場合には訴訟執行を回避し又は更迭されなければならない。
 - a) この法律第42条に定める場合の一に該当する場合。
 - b) 審理合議体を構成する裁判官、参審員が親族同士である場合。
 - c) 捜査官、検察官又は法廷書記官として、当該事件の第一審、若しくは控訴審で審理を行ない、又は訴訟を執行した場合。
2. 公判開始前の裁判官、参審員の更迭は、裁判所長官が決定する。
更迭される裁判官が裁判所長官である場合には、更迭は、直近の上級裁判所長官が決定する。
公判における裁判官、参審員の更迭は、尋問開始前に審理合議体が評議室で評決により決定する。
審理合議体の構成員の更迭が検討される場合は、当該構成員は、自分の意見を陳述することができる。合議体は、多数決で決定する。
公判において裁判官、参審員を更迭する場合は、審理合議体は、

公判を延期する決定を発する。

審理合議体の新しい構成員の任命は、裁判所長官が決定する。

第47条 書記官の更迭

1. 書記官は、次の場合には訴訟執行を回避し又は更迭されなければならない。
 - a) この法律第42条に定める場合の一に該当する場合。
 - b) 檢察官、検査官、裁判官又は参審員として事件の訴訟を遂行した場合。
2. 公判開始前の書記官の更迭は、裁判所長官が決定する。
公判期における書記官の更迭は、審理合議体が決定する。
公判期日において書記官を更迭しなければならない場合は、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。
他の書記官の任命は、裁判所長官が決定する。

第4章 訴訟参加人

第48条 被暫定留置人

1. 被暫定留置人は、緊急逮捕された者、現行犯逮捕された者、指名手配決定で逮捕された者、自首した犯人、降伏した犯人及び暫定留置決定が発せられた者である。
2. 被暫定留置人は、次の権利を有する。
 - a) 暫定留置の理由の報告を受けること。
 - b) 権利及び義務の説明を受けること。
 - c) 供述を陳述すること。
 - d) 自らを防御し、又は他の者に弁護を依頼すること。
 - dd) 書類、証拠物、要求を提出すること。
 - e) 訴訟執行権限を有する人、機関の訴訟上の決定、行為に対して不服申立てを行うこと。
3. 被暫定留置人は、暫定留置に関する法律の規定に従う義務を有する。

第49条 被疑者

1. 被疑者とは、刑事事件に関して立件された者である。
2. 被疑者は、次の権利を有する。
 - a) 嫌疑のある犯罪について通知されること。
 - b) その権利及び義務について説明を受けること。
 - c) 供述を陳述すること。
 - d) 書類、証拠物、要求を提出すること。
 - dd) この法律の定めに従い、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案すること。
 - e) 自らを防御し、又は他の者に弁護を依頼すること。
 - g) 立件の決定、予防措置の適用、変更又は取消しの決定、書面による検査の結論、検査を停止し又は中止する決定、事件を停止し、又は中止する決定、起訴状、起訴の決定、この法律に定めるその他の訴訟決定を受け取ること。
 - h) 訴訟執行権限を有する機関、人の訴訟決定及び行為に対して不服申立てをすること。
3. 被疑者は、検査機関、検察院の召喚状に応じて出頭しなければならない。正当な理由なく出頭しない場合は、勾引することができる。逃亡した場合には、指名手配される。

第50条 被告人

1. 被告人とは、裁判所が公判を行う決定をした対象となる者である。
2. 被告人は、次の権利を有する。
 - a) 公判を行う決定、予防措置の適用、変更又は取消しの決定、事件の中止決定、判決、裁判所決定、この法律が定めるその他の訴訟決定を受け取ること。
 - b) 公判に参加すること。
 - c) その権利及び義務について説明を受けること。
 - d) この法律に従って、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提

- 案すること。
- dd) 書類、証拠物、要求を提出すること。
- e) 自らを防御し、又は他の者に弁護を依頼すること。
- g) 公判で意見を陳述し、弁論すること。
- h) 判決の評議前に最終発言を行うこと。
- i) 裁判所判決及び決定に対し控訴すること。
- k) 手続を行う権限を有する機関及び人の訴訟決定並びに行為に對し不服申立てをすること。
3. 被告人は、裁判所の召喚状に応じて出頭しなければならない。正当な理由なく出頭しないときは、勾引することができる。逃亡した場合には、指名手配される。

第51条 被害者

1. 被害者とは、犯罪により身体上、精神上、財産上の損害を被った者である。
2. 被害者又はその合法的代理人は、次の権利を有する。
- a) 書類、証拠物、要求を提出すること。
- b) 捜査結果の通知を受けること。
- c) この法律の定めに従い、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案すること。
- d) 損害賠償の水準及び損害賠償を保障する措置を提案すること。
- dd) 自らの合法的な権利及び利益を擁護するため、公判に参加し、意見を陳述し、弁論すること。
- e) 訴訟行為の権限を有する機関及び人の訴訟決定及び行為に對し不服申立てをすること、賠償金及び被告人の処罰に関する判決及び決定に対し異議申立てをすること。
3. この法律第105条に規定に従って被害者の要求により事件を立件する場合は、被害者又はその合法的代理人は、公判において有罪の理由を陳述する。
4. 被害者は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚に応じて出頭しなければならない。正当な理由なく供述することを拒む場合は、この法律第308条に従って、刑事责任を負わせることができる。
5. 被害者が死亡した場合は、その合法的代理人が本条に定める権利を有する。

第52条 民事原告

1. 民事原告とは、犯罪によって損害を被り、損害賠償を要求する個人、機関、組織である。
2. 民事原告又はその合法的代理人は、次の権利を有する。
- a) 書類、証拠物、要求を提出すること。
- b) 捜査結果の報告を受けること。
- c) この法律の定めに従って、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案すること。
- d) 損害賠償の水準及び損害賠償を保障する対策を提案すること。
- dd) 原告の合法的権利及び利益を擁護するため、公判に参加し、意見を陳述し、弁論すること。
- e) 訴訟を行う権限を有する機関、人の訴訟執行決定並びに行為に對し不服申立てをすること。
- g) 損害賠償に関する裁判所の判決及び決定に対し控訴すること。
3. 民事原告は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭し、損害賠償請求に関する事實関係を誠実に陳述しなければならない。

第53条 民事被告

1. 民事被告とは、犯罪行為によって引き起こされた損害に対して、賠償責任を負わなければならないと法律で規定されている個人、機関、組織のことである。
2. 民事被告又はその合法的代理人は、次の権利を有する。
- a) 民事原告の損害賠償に對して不服申立てをすること。
- b) 書類、証拠物、要求を提出すること。
- c) 損害賠償請求に関する捜査結果の報告を受けること。

- d) この法律に従って、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案すること。
- dd) 被告の合法的権利及び利益を擁護するため、公判に参加し、意見を陳述し、弁論すること。
- e) 訴訟を行う権限を有する機関、人の訴訟上の決定及び行為に對し不服申立てをすること。
- g) 損害賠償に関する判決及び決定に対し控訴すること。
3. 民事被告は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭し、損害賠償請求に関する事實関係を誠実に陳述しなければならない。

第54条 事件に關係する利害關係人

1. 事件の利害關係人又はその合法的代理人は、次の権利を有する。
- a) 書類、証拠物、要求を提出すること。
- b) 自己の合法的権利及び利益を擁護するため、公判に参加し、意見を發表し、弁論すること。
- c) 自己の権利、利益に直接関わる問題に関する判決及び決定に對し控訴すること。
- d) 訴訟を行う権限を有する機関、人の訴訟決定及び行為に對して不服申立てをすること。
2. 事件に關係する利害關係人は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭し、自己の権利、義務に直接關係する事實関係を誠実に陳述しなければならない。

第55条 証人

1. 事件に関する事實関係を知っている者であれば誰でも、証人として召喚することができる。
2. 次の者は、証人になることができない。
- a) 被疑者、被告人の弁護人である者
- b) 事件の事實関係を認識し又は正確に供述することが不可能である身体障害者又は精神障害者
3. 証人は、次の権利を有する。
- a) 訴訟に參加するとき、自己の生命、健康、名譽、威儀、財産並びにその他の合法的権利、利益を保護することを召喚した機関に要求すること。
- b) 訴訟を行う権限を有する機関、人の訴訟決定及び行為に對して不服申立てをすること。
- c) 法律が定める旅費及びその他の経費を召喚した機関が支払うこと。
4. 証人は、次の義務を負う。
- a) 捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭すること。正当な理由なく故意に欠席し、その不在が取調べ、起訴又は裁判を妨害する場合は、勾引されることがある。
- b) 事件について知っている事實関係をすべて誠実に供述すること。
正当な理由なく供述することを拒否し又は回避した証人は、刑法第308条に従って刑事责任を負わなければならない。偽りの供述をした場合は、刑法第307条に従って刑事责任を負わなければならぬ。

第56条 弁護人

1. 次の者は、弁護人となることができる。
- a) 弁護士
- b) 被暫定留置人、被疑者、被告人の合法的代理人
- c) 人民弁護員
2. 次の者は、弁護人になることができない。
- a) 当該事件で訴訟を行った者、当該事件で訴訟を行った者又は手續を行っている者の親族
- b) 証人、鑑定人又は通訳人として当該事件に参加する者
3. 同一の事件の複数の被暫定留置人、被疑者又は被告人の権利及び利益が対立しない場合には、一人の弁護人がそれらの者を弁護

することができる。

一人の被暫定留置人、被疑者、被告人を複数の弁護人が弁護することができる。

4. 弁護に関する書類とともに弁護人の提案を受け取った日から3日以内に、捜査機関、検察院又は裁判所は、検討し、弁護人が弁護を遂行できるよう弁護人に認可証を授与しなければならない。

認可証の授与を拒否する場合は、その理由を明確にしなければならない。

暫定留置の場合には、弁護に関する書類とともに弁護人の提案を受け取った時から24時間以内に、捜査機関は、検討し、弁護人が弁護を遂行できるよう弁護人に認可証を授与しなければならない。認可証の授与を拒否する場合は、その理由を明確にしなければならない。

第57条 弁護人の選任、更迭

1. 弁護人は、被暫定留置人、被疑者、被告人又はその合法的代理人が選任する。
2. 次の場合において、被疑者、被告人又はその合法的代理人が弁護人を依頼しないときは、捜査機関、検察院又は裁判所は、当該者のための弁護人の指名を法律事務所に委ねるよう弁護士会に要求し、又はベトナム祖国戦線中央委員会又はその構成機関に、機関の構成員のための弁護人の指名を提案しなければならない。
 - a) 刑法が最高刑として死刑を定める犯罪の嫌疑がある被疑者又は被告人
 - b) 未成年者、身体障害者又は精神障害者である被疑者又は被告人本条第2項a号及びb号に定める場合は、被疑者又は被告人及びその合法的代理人は、弁護人の更迭を要求し又は弁護人を拒否する権利を有する。
3. ベトナム祖国戦線中央委員会及びその構成機関は、暫定留置された構成員、被疑者又は被告人となった構成員を弁護するために人民弁護員を指名する権利を有する。

第58条 弁護人の権利及び義務

1. 弁護人は、被疑者の立件時から手続に参加する。この法律第81条及び82条の定めに従って逮捕する場合は、弁護人は、暫定留置の決定が出された時から手続に参加する。国家機密を侵害する犯罪の捜査を秘密にする必要がある場合には、検察院長官は、捜査終了時から手続に参加することを弁護人に許可する決定をする。
2. 弁護人は、次の権利を有する。
 - a) 被暫定留置人が供述を聴取されるとき、被疑者が取調べを受けるときに立会い、捜査官に許可を得て、被暫定留置人又は被疑者に質問をし、その他の捜査活動に立ち会うこと。弁護人自身が参加した訴訟活動の調書及び弁護を受ける者に関連する訴訟決定を閲覧すること。
 - b) 被疑者の取調べ時に立会うため、被疑者の尋問時刻及び場所を事前に連絡することを捜査機関に提案すること。
 - c) この法律の定めに従って、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案すること。
 - d) 被暫定留置人、被疑者、被告人、その親族から、又はそれらの者の要求により機関、組織及び個人から、弁護に関する書類、証拠物及び事実関係を収集すること。ただし、当該書類、証拠物及び情報が国家機密又は職業上の秘密に関わる場合を除く。
 - dd) 書類、証拠物、要求を提出すること。
 - e) 被暫定留置人、勾留された被疑者又は被告人と面会すること。
 - g) 法令の規定に従い、捜査終了後に弁護に関する事件記録を閲覧し、メモを取り、複写すること。
 - h) 公判期日において尋問、弁論に参加すること。
 - i) 手続を行う権限を有する機関及び人の手続上の決定及び行為に不服申立てをすること。
- k) この法律第57条第2項b号に規定する被告人が未成年者、身体障害者又は精神障害者である場合に、判決又は決定に異議

申立てをすること。

3. 弁護人は、次の義務を負う。
 - a) 被暫定留置人、被疑者又は被告人の無罪を証明する事実関係及び被疑者又は被告人の刑事処分を軽減する情状を明確にするため、法律に定めるすべての手段を探すこと。
 - 各訴訟段階に応じて、事件に関する資料、物を収集した場合は、弁護人は、それを捜査機関、検察院又は裁判所に提出しなければならない。
 - 弁護人と訴訟執行機関の間のこの資料、物の提出及び受理は、この法律第95条に従って調書に記録しなければならない。
 - b) 被暫定留置人、被疑者及び被告人の合法的権利及び利益を擁護するため、法的援助を提供すること。
 - c) 正当な理由がない限り、弁護することを引き受けた被暫定留置人、被疑者又は被告人の弁護を拒否しないこと。
 - d) 真実と法律を尊重し、買収、他人に対する虚偽の供述の強要若しくは教唆又は虚偽の書類の提出をしないこと。
 - dd) 裁判所の召喚状に応じて出頭すること。
 - e) 弁護中に知り得た捜査上の秘密を公開しないこと。国家の利益、機関、組織及び個人の合法的権利及び利益を侵害する目的で事件記録のメモ又は写しを使用しないこと。
4. 法律に違反した弁護人は、その違反の性質及び程度に応じて、弁護人の認可証を取り消し、行政処分を課し、又は刑事責任を追及される。損害を与えた場合は、法律の規定に従って損害賠償をしなければならない。

第59条 当事者の権利の保護人

1. 被害者、民事原告、民事被告、刑事事件の利害関係人は、弁護士、人民弁護員、又は捜査機関、検察院、裁判所が許可したその他の人に依頼して、その権利を保護する権利を有する。
2. 当当事者の権利の保護人は、被疑者が立件された時から訴訟に参加することができる。
3. 当当事者の権利の保護人は、次の権利を有する。
 - a) 書類、証拠物、要求を提出すること。
 - b) 捜査が終了した後に、法律の定めに従って、当事者の権利の保護に関する事件記録の書類を閲覧し、メモを取り、複写すること。
 - c) 公判期日に尋問、口頭弁論に参加すること、公判の調書を閲覧すること。
 - d) 訴訟を執行する権限を有する機関、人の訴訟の決定、訴訟行為に不服申立てをすること。

被害者、民事原告、民事被告の権利の保護人は、この法律の定めに従って、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案する権利を有する。

未成年者、精神障害者又は身体障害者である当事者の権利の保護人は、訴訟執行機関が自己の保護する者の供述を聴取するときに立合い、判決又は決定の中で自己の保護する者の権利、義務に関する部分について異議を申し立てる権利を有する。

4. 当当事者の権利の保護人は、次の義務を負う。
 - a) 事件の真実を明らかにすることに寄与するため、法律に定めるすべての手段を探すこと。
 - b) 当当事者の合法的権利及び利益を擁護するため、当事者に法的援助を提供すること。

第60条 鑑定人

1. 鑑定人とは、鑑定すべき領域に関する必要な知識を有する者で、法令に従って訴訟執行機関が召還する者をいう。
2. 鑑定人は、次の権利を有する。
 - a) 鑑定すべき対象に関する事件の書類を検討すること。
 - b) 結論を出すのに必要な書類の提出を鑑定意見要求機関に要求すること。
 - c) 取調べ、供述の聴取に参加し、鑑定すべき対象に関する質問を

すること。

d) 鑑定のために十分な時間がない場合、鑑定をするのに不適切又は使用不可能な書類を提供された場合又は鑑定すべき内容が自己の専門知識の範囲内を超えている場合は、鑑定を拒否すること。

dd) 複数の鑑定人が鑑定を行った場合において総合結論に同意しないときは、総合結論書に自らの結論を記載すること。

3. 鑑定人は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて、出頭しなければならず、鑑定人として訴訟に参加したときに知った捜査上の秘密を公表してはならない。

正当な理由なく鑑定を拒否した鑑定人は、刑法第308条に従って刑事責任を負わなければならない。

虚偽の鑑定を行った鑑定人は、刑法第307条に従って刑事責任を負わなければならない。

4. 鑑定人は、次の場合に刑事訴訟活動に参加することを拒否しなければならず、又は更迭されることがある。

a) この法律第42条第1項、3項の規定に該当する場合。

b) 鑑定人が、捜査機関の長官、副長官、捜査官、検察長官、副長官、検察官、裁判所長官、副長官、裁判官、参審員、裁判所書記官として訴訟を行った場合、又は当該事件に弁護人、証人、通訳人として訴訟に参加した場合。

鑑定人の更迭は、鑑定意見要求機関が決定する。

第61条 通訳人

1. 通訳人は、訴訟参加人がベトナム語を使用できない場合に捜査機関、検察院又は裁判所が要求する。

2. 通訳人は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭しなければならず、誠実に通訳しなければならず、捜査上の秘密を公表してはならず、虚偽の通訳をした場合は、刑法第307条に従って刑事責任を負わなければならない。

3. 通訳人は、次の場合は手続に参加することを拒否しなければならず、又は更迭されることがある。a) この法律の第42条第1項、又は3項の規定に該当する場合。

b) 捜査機関の長官、副長官、捜査官、検察長官、副長官、検察官、裁判所長官、副長官、裁判官、参審員、裁判所書記官として訴訟を行った場合、又は弁護人、証人、鑑定人として当該事件に参加した場合。

通訳人の更迭は、要求機関が決定する。

4. 本条の規定は、聾啞者の手話を解する者にも適用する。

第62条 訴訟参加人の権利及び義務を実行できるように説明し保障する責任

訴訟執行機関及び人は、この法律に従って訴訟参加人の権利の行使及び義務の履行を説明し保障する。

説明は、調書に記載しなければならない。

第5章 証拠

第63条 刑事事件で証明しなければならない問題

刑事案件の捜査、起訴及び裁判を行うときに、捜査機関、検察院及び裁判所は、次のことを証明しなければならない。

1. 犯罪行為が発生したか否か、犯罪行為の時間、場所及びその他の事実関係。
2. 誰が犯罪行為を実行したのか、罪があるか否か、故意か過失か、刑事责任能力を有するか否か、犯行の目的及び動機
3. 被疑者、被告人の刑事责任を加重、軽減する事実関係、及び被疑者、被告人の身上特徴
4. 犯罪行為によって引き起こされた被害の性質及び程度

第64条 証拠

1. 証拠とは、この法律に定める手順及び手続で収集された事実であって、捜査機関、検察院及び裁判所が、犯罪行為が行われたか否か、犯罪行為を行った者及び事件の適切な解決のために必要なその他の事実関係を判断するための根拠として使用するものをいう。

2. 証拠は、次のものによって確定する。

- a) 証拠物。
- b) 証人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者及び被告人の供述。
- c) 鑑定結論。
- d) 捜査活動の調書、公判調書並びにその他の書類及び物。

第65条 証拠の収集

1. 証拠を収集するために、捜査機関、検察院及び裁判所は、この法律の定めに従って、事件について知っている者を召喚し、事件に関連する問題について尋問してその陳述を聴取し、鑑定意見を要求し、捜索、見分を行い、その他の捜査を行い、機関、組織及び個人に対して事件を明らかにするため書類、物、事実関係の陳述を要求することができる。

2. すべての訴訟参加人、機関、組織又は個人は、事件に関する書類及び情報を提供することができる。

第66条 証拠の評価

1. 各証拠は、その適法性、確実性及び事件との関連性を評価しなければならない。収集した証拠は、刑事事件の解決に十分でなければならない。

2. 捜査官、検察官、裁判官及び参審員は、事件の事実の全体を十分総合的、客観的に検討した後に、最大限の責任を意識した上で、すべての証拠を認定し、評価する。

第67条 証人の供述

1. 証人は、事件について知っていること、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者又は被告人、被害者の身上経歴、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者、被告人、被害者及び他の証人と自らの関係を陳述し、提起された質問に答える。

2. 証人が陳述した事実関係は、その者が当該事実関係を知った理由を言うことができなければ、証拠として使用してはならない。

第68条 被害者の供述

1. 被害者は、事件の事実関係、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者、被告人と自らの関係を陳述し、提起された質問に答える。

2. 被害者が陳述した事実関係は、その者が当該事実関係を知った理由を言うことができなければ、証拠として使用してはならない。

第69条 民事原告、民事被告の供述

1. 民事原告、民事被告は、犯罪行為による損害の賠償に関する事実関係を陳述する。

2. 民事原告、民事被告が陳述した事実関係は、その者が当該事実関係を知った理由を言うことができなければ、証拠として使用してはならない。

第70条 刑事事件の利害関係人の供述

1. 刑事事件の利害関係人は、自らの利害に直接関係する事実関係を陳述する。

2. 刑事事件の利害関係人が陳述した事実関係は、その者が当該事実関係を知った理由を言うことができなければ、証拠として使用してはならない。

第71条 被逮捕人、被暫定留置人の供述

被逮捕人、被暫定留置人は、犯罪行為の嫌疑に関する事実関係を陳述する。

第72条 被疑者、被告人の供述

1. 被疑者、被告人は、事件の事実関係について陳述する。
2. 被疑者又は被告の自白は、事件の他の証拠と適合する場合にのみ証拠として扱う。
被疑者又は被告の自白は、有罪判決の唯一の証拠として使用してはならない。

第73条 鑑定の結論

1. 鑑定人は、鑑定を要求された問題について結論を出し、その結論に対して個人的責任を負わなければならない。
鑑定の結論は、書面にしなければならない。
2. 訴訟執行機関が鑑定の結論に同意しない場合は、その理由を明確に示さなければならない。鑑定の結論が不明確な場合又は不完全な場合は、訴訟執行機関は、一般手続に従って補充鑑定又は再鑑定を決定する。

第74条 証拠物

証拠物とは、犯行の道具又は手段として使用された物、犯罪の痕跡を有する物、犯罪の目的物及び犯罪及び犯人を証明することができる金銭その他の物のことである。

第75条 証拠物の収集及び保存

1. 証拠物は、適時にかつ完全に収集し、現状に基づいて正しく調書に記載され、又は事件記録に編綴される。
証拠物を事件記録に編綴できない場合は、編綴できるようその写真を撮らなければならず、ビデオ撮影をしてもよい。証拠物は、封印し、保存しなければならない。
2. 証拠物は、現状のまま保存しなければならず、紛失し、混合し、毀損してはならない。証拠物の封印及び保存は、次のように行う。
 - a) 封印が必要な証拠物は、収集した直後に、直ちに封印しなければならない。封印及び開封は、法律の規定に従って行わなければならず、事件記録に編綴する調書に記録しなければならない。
 - b) 金銭、金、銀、貴金属、宝石、骨董品、爆発物、可燃物、毒物又は放射性物質である証拠物は、収集した直後に、直ちに鑑定しなければならず、保存のため銀行又はその他の特別機関に引き渡さなければならない。
 - c) 保存のために訴訟執行機関の事務所に運搬できない証拠物は、その保存のため、訴訟執行機関が当該証拠物を財産の所有者、物、財産を合法に管理する人、又はその人の親族又は証拠物が存在する地の地方政権機関、機関、組織に引き渡す。
 - d) 壊れやすい物品又は保存が難しい物品である証拠物については、この法律第76条第3項に定める場合の一に該当しなければ、この法律第76条第1項に定める管轄機関は、その権限の範囲内において、法律に従って証拠物を売却することを決定し、売得金をその管理のため国庫の保管口座に預託する。
- dd) 保存のために訴訟執行機関の事務所に運搬された証拠物について、公安機関は、それを捜査段階及び起訴段階で保存する責任を有する。判決執行機関は、裁判の段階及び判決執行の段階でそれを保存する責任を有する。
3. 刑事事件の証拠物保存の責任者がそれを紛失し、毀損し、封印を開封し、消費し、運搬し、摺り替え、隠匿し又は破壊した場合は、その違反の性質及び重大性に応じて、刑法第310条に従って懲戒され又は刑事責任を追及される。責任者が事件記録を歪曲するために刑事事件の証拠物を補充し、領得し、改ざんし、摺り替え、破壊し又は損害を与えた場合は、刑法第300条に従って刑事责任を負わなければならない。損害を与えた場合は、法律の規定に従って損害を賠償しなければならない。

第76条 証拠物の取扱い

1. 証拠物の取扱いは、刑事事件が捜査段階で中止する場合は捜査機関が決定し、起訴段階で中止する場合は検察院が決定し、裁判段階では裁判所又は合議体が決定する。証拠物の取扱いに関する決定の執行は、調書に記録しなければならない。
2. 証拠物は、次のように取り扱う。
 - a) 犯罪の道具、手段であり、流通が禁止された物品である証拠物は、没収し、国庫に組み入れ又は破壊する。
 - b) 国家、組織又は個人が所有していたが、犯人が領得し又は犯行のための道具及び手段として使用した物品、金品である証拠物は、その所有者又は法定管理人に還付する。所有者又は法定管理人が不明の場合は、国庫に組み入れる。
 - c) 犯行により取得した金銭又は財産である証拠物は、没収し、国庫に組み入れる。
 - d) 壊れやすい物品又は保存が難しい物品である証拠物は、法律に従って売却することができる。
 - dd) 無価値の又は使用できない証拠物は、没収して破壊する。
3. 捜査、起訴、裁判の過程において、本条第1項に定める管轄機関は、本条第2項b号に定める証拠物をその所有者又は法定管理人に還付しても事件の処理に影響を与えるないと認められるときは、還付を決定する権利を有する。
4. 証拠物の所有権に関する紛争は、民事訴訟手続に従って解決する。

第77条 捜査、裁判の調書

逮捕、捜索、現場検証、死体解剖、対質、人定及び捜査実験の調書、公判調書及びこの法律に従って行ったその他の訴訟活動の調書に記録された事実関係は、証拠と見なすことができる。

第78条 刑事事件におけるその他の書類及び物品

書類並びに機関、組織及び個人が提供した物品に記録された刑事事件に関する事実関係は、証拠と見なすことができる。
書類及び物品にこの法律第74条に定める微候がある場合は、それらは証拠物と見なす。

第6章 諸予防措置

第79条 予防措置適用の措置及び根拠

被疑者又は被告人が捜査、起訴若しくは裁判を困難にし又は犯行を継続することを証明する根拠があるときに適時に犯罪を阻止するため、及び判決の執行を保証することが必要である場合は、捜査機関、検察院又は裁判所は、その訴訟上の管轄範囲内において、又はこの法律が定める訴訟執行人は、次の予防措置の一を適用することができる。: 逮捕、暫定留置、勾留、居住地外出の禁止、立保証、保釈金としての金銭又は高価な財産の預託。

第80条 勾留のための被疑者又は被告人の逮捕

1. 次の者は、勾留のため被疑者又は被告人の逮捕を命令する権利を有する。
 - a) 全審級の人民検察院及び軍事検察院の長官及び副長官
 - b) 全審級の人民裁判所及び軍事裁判所の長官及び副長官
 - c) 最高人民裁判所の控訴裁判部長又は副部長の地位にある裁判官、審理合議体
 - d) 全審級の捜査機関の長官及び副長官。この場合、逮捕状は執行前に同級の検察院が承認しなければならない。
2. 逮捕状は、日付、発行者の氏名、役職、逮捕される者の氏名、住所、逮捕理由を明記しなければならない。逮捕状は発付者が署名し、押印しなければならない。
逮捕状の執行人は、逮捕状を読み上げ、逮捕状の内容、逮捕される者の権利及び義務を説明し、逮捕の調書を作成しなければな

らない。

居宅で逮捕する場合は、逮捕される者の社、区又は町の代表者及び隣人が証人として立ち合わなければならない。その者の勤務場所で逮捕する場合は、逮捕される者が勤務する機関又は組織の代表者が証人として立ち合わなければならない。他の場所で逮捕する場合は、逮捕場所の社、区又は町の行政機関の代表者が証人として立ち合わなければならない。

3. この法律第81条、82条の定める緊急逮捕、現行犯逮捕、指名手配人逮捕の場合を除き、夜間の逮捕は禁じる。

第81条 緊急時の逮捕

1. 次の場合には、緊急逮捕をすることができる。

- a) その者が極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪を行う準備をしていると信ずる根拠が存在する場合。
- b) 被害者又は犯罪現場に居合わせた者が自分自身の目で犯人を目撃し、その者が犯罪を行った犯人であることを確認し、その者の逃亡を防ぐことが直ちに必要と認められる場合。
- c) 犯罪の嫌疑がある者の身体又は住居で犯行の痕跡が発見され、その者の逃亡または証拠隠滅を直ちに防ぐことが必要と認められる場合。

2. 次の者は、緊急時の逮捕を命令する権限を有する。

- a) 全審級の検察官の長官、副長官
- b) 連隊級又は同級の独立部隊の司令官、島嶼部又は国境地帯の部隊の司令官
- c) 空港、海港を出港した航空機、船舶の司令官

3. 緊急時の逮捕状の内容及びその執行は、この法律第80条第2項の規定に従わなければならない。

4. いかなる場合においても、緊急逮捕は、その検討及び承認のため緊急逮捕に関連した書類を添付して同級の検察院に書面で直ちに通知しなければならない。

検察院は、本条に定める緊急逮捕の根拠を厳密に検察しなければならない。必要な場合は、検察院は、逮捕を検討してその承認、不承認を決定する前に、被逮捕人に直接面会し、尋問しなければならない。

緊急逮捕の承認提案及び関連書類を受け取ってから12時間以内に、検察院は、逮捕の承認、不承認の決定を発しなければならない。検察院が逮捕を承認しない決定をした場合は、逮捕状の発付者は、被逮捕人を直ちに釈放しなければならない。

第82条 現行犯人又は指名手配犯人の逮捕

1. 犯罪を行っている者、犯罪を行った直後に発見され又は追跡されている者、及び指名手配されている者については、いかなる者でも逮捕し、最寄りの公安機関、検察院又は人民委員会に連行する権利を有する。これらの機関は、その調書を作成し、被逮捕人を直ちに管轄検察官に引致しなければならない。

2. 現行犯人又は指名手配犯人を逮捕する場合は、いかなる者も被逮捕人からその武器、凶器を奪う権利を有する。

第83条 逮捕後又は被逮捕人を受領した後直ちにとるべき措置

1. 緊急時に若しくは現行犯人を逮捕し又は被逮捕人を受領した後、直ちに検察官は、24時間以内に被逮捕人の供述を聴取し、被逮捕人を暫定留置し又は釈放する決定を発しなければならない。

2. 指名手配されていた被逮捕人については、その者を受領した検察官は、その供述の聴取後、直ちに指名手配決定を発付した機関に被逮捕人を受け取りに来るよう通知しなければならない。

被逮捕人を受領した後、指名手配状を発した機関は、指名手配を中止する決定を直ちに発しなければならない。指名手配決定を発した機関が被逮捕人を直ちに受け取りに来ることができないと認める場合は、被逮捕人を受領した検察官は、その供述の聴取後、直ちに暫定留置決定を発し、同時に指名手配決定を発した機関に直ちにその旨を通知する。

通知を受領した後、指名手配決定を発した機関で勾留のために逮

捕する権限を有する機関は、直ちに勾留状を発し、同級の検察院の承認を得た後、被逮捕人を受領した検察官に勾留状を送付しなければならない。被逮捕人を受領した検察官は、勾留状を受け取った後、被逮捕人を最寄りの拘置所に引致しなければならない。

第84条 逮捕調書

1. 逮捕状の執行人は、すべての場合において調書を作成しなければならない。

調書には、逮捕の日付、時間及び場所、調書作成場所、既に採られた措置、逮捕状執行の経緯、差し押された物及び書類並びに被逮捕人の不服を明記しなければならない。

調書は、被逮捕人及び証人に読み聞かせなければならない。被逮捕人、逮捕状の執行人及び証人は、全員調書に署名しなければならず、調書の内容と異なる意見を持つ者又は同意しない者がいる場合は、その者はその旨を調書に記載し署名する権利を有する。

被逮捕人の所持品及び書類の保全は、この法律の定めに従わなければならない。

2. 被逮捕人を送致し受領した場合には、送致し受領した双方は、その調書を作成しなければならない。

本条第1項の記載内容に加え、送致及び受領の調書は、被逮捕人の供述、収集した物及び書類の調書の交付、被逮捕人の健康状態並びに送致及び受領時に発生した出来事すべてを明記しなければならない。

第85条 逮捕通知

逮捕状の発付者及び被逮捕人を受領した検察官は、被逮捕人の家族、被逮捕人が居住する社、区若しくは町の行政機関又は被逮捕人が勤務する機関若しくは組織に対して、逮捕について直ちに通知しなければならない。当該通知が検査を妨害する可能性がある場合は、逮捕状の発付者又は被逮捕人を受領した検察官は、妨害が消滅した後に直ちに通知しなければならない。

第86条 暫定留置

1. 暫定留置は、緊急時に逮捕された者、現行犯で逮捕された者、自首した犯人、降伏した犯人又は指名手配決定により逮捕された者に適用する。

2. この法律第81条第2項に定める緊急逮捕状を発する権限を有する者及び地区沿岸警備隊指揮官は、暫定留置決定を発する権限を有する。

暫定留置決定の執行人は、被暫定留置人に対し、この法律第48条に定める権利及び義務を説明しなければならない。

3. 暫定留置決定後12時間以内に、当該決定は、同級の検察院に送付しなければならない。暫定留置に根拠がなく又は不必要であると認められる場合は、検察院は、暫定留置決定を取り消す決定を発し、暫定留置決定の発付者は、被暫定留置人を直ちに釈放しなければならない。

暫定留置決定は、暫定留置の理由と暫定留置満了日を明記し、被暫定留置人にその写しを一部交付しなければならない。

第87条 暫定留置期間

1. 暫定留置期間は、検察官が被逮捕人を受領した時から起算して3日を超えてはならない。

2. 必要な場合には、暫定留置の決定発付者は、暫定留置期間を延長できるが3日を超えてはならない。特別な場合は、暫定留置の決定発付者は暫定留置期間をさらに延長できるが、3日を超えてはならない。暫定留置期間の延長は、すべて同級の検察院が承認しなければならない。検察院は、暫定留置期間延長の提案と関連書類を受理した後、12時間以内に承認又は不承認を決定しなければならない。

3. 暫定留置期間中に、被疑者を立件する根拠が不十分である場合は、

被暫定留置人を直ちに釈放しなければならない。

4. 暫定留置期間は、勾留期間から差し引かれる。

暫定留置 1 日は、勾留 1 日として計算される。

第8 条 勾留

1. 勾留は、次の場合に被疑者又は被告人に適用することができる。
 - a) 極めて重大な罪又は特に極めて重大な罪を犯した被疑者又は被告人
 - b) 被疑者又は被告人が重大な罪又は刑法に従って長期 2 年以上の懲役を受ける重大でない罪を犯し、逃亡し、捜査、起訴若しくは裁判を妨害し又は犯行を継続する可能性があると信ずる根拠がある場合
2. 妊娠中であり若しくは 3 か月未満の幼児を養育する女性、老人であり虚弱な者、又は重病人で居所がはっきりしている被疑者又は被告人は、勾留せずにその他の予防措置を探る。ただし、次の場合を除く。
 - a) 逃亡し、指名手配状に従って逮捕された被疑者又は被告人
 - b) 他の予防措置を受けたにもかかわらず犯行を継続し、又は故意に捜査、起訴若しくは裁判を著しく妨げた被疑者又は被告人
 - c) 国家治安を侵害した被疑者又は被告人で、勾留しなければ国家治安にとって有害であると信ずる十分な根拠がある場合
3. この法律第 80 条に定める逮捕状発付権者は、勾留状発付権を有する。この法律第 80 条第 1 項 d 号に定める者が発付した勾留状は、執行前に同級の検察院が承認しなければならない。勾留状、その検討及び承認の提案並びに勾留に関連した記録及び書類の受理後 3 日以内に、検察院は、承認又は不承認の決定を発しなければならない。検察院は、検討及び承認後、直ちに捜査機関に記録を還付しなければならない。
4. 勾留状を発付した機関は、被勾留者の身分証明書を取り調べ、その家族及び被勾留人の居住する社、区若しくは町の行政機関又は勤務する機関若しくは組織に対し勾留について早急に通知しなければならない。

第8 条 暫定留置及び勾留の制度

暫定留置及び勾留の制度は、服役している者に適用される制度とは異なる。

暫定留置場、拘置所、日常生活、差し入れ品の受理、家族との連絡に関する制度及びその他の制度は、政府の規則に従う。

第9 条 被暫定留置人又は被勾留人の親族の世話を及ぼす財産の保管

1. 被暫定留置人又は被勾留人に 14 歳未満の子供又は障害者、高齢者及び虚弱者の親族があり、その世話をする者がいない場合は、暫定留置状又は勾留状を発した機関は、その者を親族の監護に委ねる。被暫定留置人又は被勾留人に親族がない場合は、暫定留置状又は勾留状を発した機関は、被暫定留置人又は被勾留人が居住する地の行政機関にその者の監護を委ねる。
2. 被暫定留置人又は被勾留人が家屋又は他の財産を所有し、それを警備し又は保管する者がいない場合は、暫定留置状又は勾留状を発した機関は、適切な警備又は保全措置を適用しなければならない。
3. 暫定留置状又は勾留状を発した機関は、被暫定留置人又は被勾留人に対し、適用した措置を通知する。

第9 条 居住地外出の禁止

1. 居住地外出の禁止は、捜査機関、検察院の召喚又は裁判所の召喚状に応じて出頭することを確保するため、居所がはっきりしている被疑者又は被告人に適用する措置である。
2. この法律第 80 条第 1 項に定める者、公判期日の裁判長を任命された裁判官は、居住地外出の禁止を命令する権限を有する。

被疑者又は被告人は、居住地から外出しないこと、召喚に記載されている時間、場所に出頭することを書面で誓約しなければならない。

居住地外出の禁止を命令した者は、被疑者、被告人が居住する社、区又は町の行政機関にこの措置の適用を通知しなければならず、社、区又は町の行政機関に被疑者、被告人の管理及び監視を委ねる。被疑者、被告人は、居住地から一時的に外出する正当な理由がある場合は、居住する社、区又は町の行政機関の同意及び当該予防措置を適用した機関の許可を取得しなければならない。

3. 居住地外出の禁止命令に違反した被疑者又は被告人には、他の予防措置を適用する。

第9 条 立保証

1. 立保証とは、勾留措置に代わる予防措置である。犯罪行為の性質、社会に対する危険度、被疑者、被告人の身上状況に応じて、捜査機関、検察院又は裁判所は、被疑者、被告人を立保証の対象にすることを決定することができる。
2. 被疑者、被告人を保証する資格がある個人は、その親族である。この場合は、少なくとも 2 名必要である。被疑者、被告人が属する組織は、その保証人になる資格を有する。保証人になるときは、個人又は組織は、被疑者又は被告人が犯行を繰り返さないこと、及び捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭することを保証する旨、書面で誓約しなければならない。この誓約をするときに、保証人である個人又は組織は、保証に関する事件の事実関係を知らざれる。
3. この法律第 80 条第 1 項に定める者、公判における裁判長を任命された裁判官は、立保証に関する決定を発する権限を有する。
4. 被疑者、被告人の保証人になる個人は、品行方正で法を厳守する者でなければならない。立保証は、保証人が居住する地の地方行政機関又は保証人が勤務する機関若しくは組織が認証しなければならない。保証人になる組織は、その長の認証が必要である。
5. 保証する個人又は組織が誓約した義務に違反した場合は、誓約した義務に対する責任を負わなければならない。この場合において、保証を受けた被疑者、被告人は、他の予防措置の適用を受ける。

第9 条 保釈金としての金銭又は財産の預託

1. 保釈金として金銭又は価値な財産の預託は、勾留に代わる予防措置である。犯罪行為の性質、社会への危険度、被疑者、被告人の身上状況及び財産状況に応じて、捜査機関、検察院、裁判所は、召喚に応じた出頭の保証として金銭又は高価な財産の預託を許可することができる。
2. この法律第 80 条第 1 項に定める者、公判の裁判長を任命された裁判官は、保証金としての金銭及び高価な財産の預託に関する決定を発する権限を有する。この法律第 80 条第 1 項 d 号に定める者の決定は、執行前に同級の検察院が承認しなければならない。
3. 保釈金としての金銭及び高価品の預託に関する決定を発した機関は、預託金額、財産名とその状態を明記した調書を作成し、被疑者、被告人にその調書の写し 1 部を交付しなければならない。
4. 被疑者、被告人が捜査機関、検察院、裁判所に召喚されたにもかかわらず、正当な理由なく出頭しなかった場合は、預託された金銭、高価な財産は国庫に没収し、この場合には、他の予防措置を被疑者、被告人に適用する。

被疑者、被告人が誓約した義務をすべて履行した場合は、訴訟執行機関は、預託金品を還付する。
5. 手順、手続、保釈金として預託すべき金銭、高価な財産の価格の保管、預託金品の還付、不還付は、法令の規定に従う。

第9 条 予防措置の取消し又は変更

1. 事件を中止した場合は、適用された予防措置はすべて取り消さなければならない。
2. 捜査機関、検察院、裁判所は、予防措置がもはや必要ないと認める場合には、予防措置を取り消し、又は他の措置に変更することができる。

検察院が承認した予防措置について、その取消し、変更は、当該

検察院が決定しなければならない。

第7章 調書、期限、訴訟費用

第95条 調書

1. 訴訟活動を行うときは、必ず統一された規定の書式に従って調書の作成をしなければならない。
調書には、訴訟の場所、日時、開始時間及び終了時間、訴訟活動内容、訴訟執行人、参加人、関係人、その不服、要求又は提案を明記しなければならない。
2. 公判の調書は、裁判長及び裁判所書記官が署名しなければならない。他の訴訟の調書は、それぞれの場合についてこの法律に定める者が署名しなければならない。調書のいかなる修正も、法律に定める者が確認して署名しなければならない。

第96条 期限の計算

1. この法律に定める期限は、時間、日及び月で計算する。夜間の時間は、22時から翌日の6時まで計算するものとする。
期限を日で計算する場合は、最終日の24時に期限が徒過する。
期限を月で計算する場合は、翌月の同日に徒過する。翌月に同日がない場合は、期限は翌月の最終日に徒過する。期限が休日に徒過する場合は、次の平日を期限の最終日として計算する。
暫定留置期限又は勾留期限を計算するときは、期限の徒過日を命令に記載する。期限を月で計算する場合は、1か月は30日で構成するものとする。
2. 書状又は文書を郵送した場合は、期限は、送付場所の消印日に従って起算する。書状又は文書を拘置所又は刑務所の監視委員会を経由して送付した場合は、期限は、監視委員会が書状又は文書を受領した日から起算する。

第97条 期限の更新

期限の徒過について正当な理由がある場合は、訴訟執行機関は、その期限を更新しなければならない。

第98条 訴訟費用

訴訟費用とは、証人、被害者、鑑定人、通訳人、訴訟執行機関が弁護人を任命した場合の弁護人への報酬を含め、刑事訴訟活動を行うすべての費用及び法律に定めるその他の費用、刑事事件における民事訴訟費用をいう。

第99条 訴訟費用の負担責任

1. 訴訟費用は、法令の規定に従い、有罪判決を受けた者又は国家が負担する。
2. 有罪判決を受けた者は、裁判所の決定に従い訴訟費用を支払わなければならない。
3. 被害者の要求により事件を立件した場合において、裁判所が被告人を無罪と宣告し又はこの法律第105条第2項の規定に従って事件が中止されたときは、被害者は訴訟費用を支払わなければならぬ。

第2編 刑事事件の立件、捜査及び起訴決定

第8章 刑事事件の立件

第100条 刑事事件の立件の根拠

刑事事件は、犯罪を示す事象を確認した時にのみ立件する。犯罪を示す事象の確認は、次の根拠に基づく。

1. 公民の告発
2. 機関、組織からの情報
3. 報道機関で報道された情報
4. 捜査機関、検察院、裁判所、国境警備隊、税關、森林警備隊、海

岸警備隊及び各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安、人民軍のその他の機関が直接発見した犯罪の示す事象

5. 犯人の自首

第101条 告発及び犯罪に関する情報

公民は、捜査機関、検察院、裁判所又は他の機関、組織に犯罪を告発することができる。告発が口頭で行われた場合は、告発を受けた機関又は組織は、告発人の署名のある調書を作成しなければならない。

公民の告発を探知し又は受領した機関、組織は、当該情報を捜査機関に書面で直ちに報告しなければならない。

第102条 犯人の自首

犯人が自首するために出頭したときは、受け付けた機関、組織は、自首した者の氏名、年齢、職業、居所及び供述を明確に記載した調書を作成しなければならない。自首を受け付けた機関、組織は、捜査機関又は検察院に直ちに報告する責任を負う。

第103条 犯罪の告発、通報及び立件の建議の解決

1. 捜査機関、検察院は、個人、機関、組織からの犯罪の告発及び通報並びに国家機関からの立件の建議をすべて受領する責任を負う。検察院は、犯罪の告発、通報及び刑事事件立件の建議を受領した添付関連書類とともに管轄捜査機関に直ちに送付する責任を負う。
2. 犯罪の告発、通報、立件の建議を受理してから20日以内に、捜査機関は、その責任の範囲内で通報源を検討し、確認し、刑事事件を立件するか否かを決定しなければならない。
告発された事件、犯罪の通報若しくは立件の建議に複雑な状況が多く関わっている場合、又は検討及び確認を様々な場所で行わなければならない場合は、告発及び通報を解決する期限を延長できるが、2か月を超えてはならない。
3. 犯罪の告発、通報又は国家機関による立件の建議の解決結果は、同級の検察院に送付し、報告をした機関、組織又は犯罪の告発人に通知しなければならない。
捜査機関は、犯罪の告発人を保護するために必要な措置を探らなければならない。
4. 検察院は、犯罪の告発及び通報又は立件の建議について捜査機関による解決を検察する責任を負う。

第104条 刑事事件立件の決定

1. 犯罪の示す事象を確定した場合は、捜査機関は、刑事事件を立件する決定を発しなければならない。国境警備隊、税關、森林警備隊の長官、沿岸警備隊及びその他の各種捜査活動に任じられた人民公安、人民軍の他の機関の長官は、この法律第111条に定める場合に事件を立件する決定を発する。

検察院は、本項に定める機関が発した事件を立件しない決定を取り消す場合及び審理合議体が事件の立件を要求した場合は、刑事事件の立件を決定する。

審理合議体は、公判期日の審理において、捜査が必要な新たな犯罪又は犯人を発見した場合は、立件を決定し又は検察院に刑事事件の立件を要求する。

2. 刑事事件を立件する決定は、立件の時間及び根拠、刑法の適用条項、決定発付者の氏名及び役職を明記しなければならない。
3. 刑事事件を立件する決定を発付後24時間以内に、検察院は、検査のため捜査機関にその決定を送付しなければならない。捜査機関、国境警備隊、税關、森林警備隊、沿岸警備隊又は各種捜査活動に任じられた人民公安又は人民軍のその他の機関が発した立件の決定は、刑事事件立件に関連した書類を添付し、立件の検査のため検察院に送付しなければならず、審理合議体の立件決定は、その検討と検査の決定のために検察院に送付しなければならず、審理合議体による立件の要求は、その検討と立件の決定のために検察院に送付する。

第105条 被害者の要求による刑事事件の立件

1. 刑法第104条、105条、106条、108条、109条、111条、113条、121条、122条、131条及び171条の各第1項に定める犯罪に関する事件は、被害者又は被害者が未成年者、身体障害者又は精神障害者である場合は、その合法的代理人の要求によってのみ立件する。

2. 立件の要求人が第一審公判期日開始前にその要求を取り下げた場合は、事件は中止しなければならない。

立件の要求人が強要又は強制により自らの意思に反して要求を取り下げたと確定する根拠が存在する場合は、捜査機関、検察院又は裁判所は、立件の要求人が自らの要請を取り下げたにもかかわらず、事件の訴訟を継続することができる。

立件の要求を取り下げた被害者は、その取り下げが強要又は強制によるものでない限り、再度要求をする権利を有さない。

第106条 刑事事件立件決定の変更又は補充

1. 立件した犯罪が、犯行について真実ではなく又は他に犯罪があると確定する根拠がある場合は、捜査機関、検察院は、刑事事件の立件を変更あるいは補充する決定を発する。

2. 捜査機関が刑事事件の立件を変更又は補充する決定をした場合は、決定を発付してから24時間以内に、立件の検察のため検察院に決定を送付しなければならない。

検察院が刑事事件立件の決定を変更し又は補充する決定をした場合は、決定後24時間以内に、検察院は、捜査のために捜査機関に決定を送付しなければならない。

第107条 刑事事件を立件しない諸根拠

以下の根拠の一が存在するときは、刑事事件を立件することができない。

1. 犯罪の事実がない。
2. 犯罪を構成する行為がない。
3. 社会にとって危険な行為を犯した者が刑事責任を負う年齢に達していない。
4. 犯罪行為を行った者について事件を中止する法的効力を有する判決又は決定がある。
5. 刑事責任の追及の時効が完成した。
6. 犯罪に恩赦が与えられた。
7. 社会にとって危険な行為を犯した者が死亡した。ただし、他の者のために事件の再審理が必要な場合を除く。

第108条 刑事事件を立件しない決定

1. この法律第107条に定める根拠の一が存在する場合には、事件を立件する権限を有する者は、刑事事件を立件しない決定を発する。すでに立件した場合は、当該立件決定を取り消す決定を発しなければならず、犯罪を告発又は報告した機関、組織又は個人にその理由を通知し、他の措置で処理することが必要であると認められる場合は、解決のためにその記録を関連機関、組織に送付する。

決定の発付から24時間以内に、刑事事件を立件しない決定、刑事事件を立件する決定を取り消す決定及び関係書類を同級の検察院に送付しなければならない。

2. 犯罪について告発又は報告をした機関、組織、個人は、事件を立件しない決定に対する不服申立てをする権利を有する。不服申立てを解決する権限及び手続は、この法律第35章の規定に従う。

第109条 刑事事件を立件する検察院の権限及び責任

1. 検察院は、公訴権、刑事事件の立件における適法性の検察権を行使し、発見されたすべての犯罪が立件され、事件の立件に根拠があり適法であることを保障する。

2. 捜査機関、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊又は各種捜査活動に任じられた人民公安、人民軍の他の機関が発した刑事事件立件の決定に根拠がない場合は、検察院は、当該決定を取り

消す決定を発し、当該機関が発した刑事事件を立件しない決定に根拠がない場合は、検察院は、その決定を取り消し、事件を立件する決定を発する。

3. 審理合議体が発した刑事事件立件の決定に根拠がない場合は、検察院は、上級裁判所にその決定に対する異議を申し立てる。

第9章 捜査通則

第110条 捜査権

1. 人民公安の捜査機関は、人民軍の捜査機関又は最高人民検察院の捜査機関が捜査権を有する犯罪以外のすべての種類の犯罪を捜査する。
2. 人民軍の捜査機関は、軍事裁判所が裁判権を有する犯罪を捜査する。
3. 最高人民検察院の捜査機関は、司法機関の幹部が犯した司法活動を侵害する犯罪を捜査する。
4. 捜査機関は、それぞれの管轄内で発生した犯罪の刑事事件の捜査権を有する。犯罪の発生場所が不明である場合は、その捜査は、犯罪の発見場所、被疑者の居住地又は逮捕場所の捜査機関の権限に属す。

県級捜査機関、区域軍事捜査機関は、県級人民裁判所又は区域軍事裁判所が裁判権を有する犯罪の刑事事件を捜査し、省級捜査機関、軍区級軍事捜査機関は、省級人民裁判所若しくは軍区級軍事裁判所が裁判権を有する犯罪の刑事事件又は下級捜査機関が捜査権を有する事件で直接捜査することが必要であると認める事件を捜査する。中央捜査機関は、省級捜査機関、軍区級軍事捜査機関が捜査権を有する事件で、直接捜査することが必要であると認める特に極めて重大かつ複雑な犯罪の刑事事件を捜査する。

5. 捜査機関の構成組織及び特別管轄は、国会常任委員会が定める。

第111条 国境警備隊、税関、森林警備隊及び各種捜査活動に任じられた人民公安又は人民軍のその他の機関の捜査権限

1. それぞれの所管内でその刑事責任を追及しなければならない犯行を発見したときは、国境警備隊、税関、森林警備隊及び沿岸警備隊は、次の権限を有する。
 - a) 犯行が目撃され、犯人の身元が明白な重大でない犯罪の場合は、事件を立件する決定を発し、被疑者を立件し、捜査を行い、事件立件の決定を発付してから20日以内に事件記録を管轄検察院に送付すること。
 - b) 重大な犯罪、極めて重大な犯罪、特に極めて重大な犯罪又は重大でない犯罪であるが複雑な事件については、事件を立件する決定を発し、初期捜査活動を行い、事件立件の決定発付後7日以内に事件記録を管轄捜査機関に送付すること。
2. 人民公安、人民軍において、この法律第110条に定める捜査機関以外に各種捜査活動に任じられた他の機関が任務遂行中に犯罪を示す事象を発見した場合は、事件を立件し、初期捜査活動を行い、事件立件の決定発付後7日以内に事件記録を管轄捜査機関に送付する権限を有する。
3. 国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊及び各種捜査活動に任じられた人民公安又は人民軍の他の機関は、それぞれの訴訟上の権限の範囲内で、この法律に定める捜査活動の訴訟上の原則、手順及び手続に従わなければならない。検察院は、これらの機関の捜査活動における法遵守を検察する責任を負う。
4. 国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊及び各種捜査活動に任じられた人民公安又は人民軍の他の機関の捜査活動における特別任務及び権限は、国会常任委員会が定める。

第112条 捜査段階で公訴権を行使する検察院の任務及び権限

捜査段階で公訴権を行使する場合は、検察院は、次の任務及び権限を有する。

1. 刑事事件を立件し、被疑者を立件すること。捜査機関に対してこ

- の法律に従って刑事案件の立て、刑事案件立ての決定変更又は被疑者の立てを要求すること。
2. 捜査要求をし、捜査機関に捜査を要求すること。必要と認める場合にこの法律の定めに従い各種捜査活動を直接行うこと。
 3. この法律の定めに従い、捜査機関の長官に捜査官の更迭を要求すること。捜査官の行為が犯罪の兆候を示す場合は、当該捜査官に対し刑事に関して立てすること。
 4. 逮捕、暫定留置、勾留及びその他の予防措置の適用を決定すること。この法律の定めに従い捜査機関の決定の承認又は不承認を決定すること。不承認の場合は、その理由を明らかにしなければならない。
 5. 捜査機関の根拠がなくかつ違法な決定を取り消すこと、捜査機関に被疑者の指名手配を要求すること。
 6. 被疑者の起訴を決定すること。刑事案件の停止又は中止を決定すること。

第113条 捜査の検察における検察院の任務及び権限

- 検察院は、捜査を検察するに当たり次の任務及び権限を有する。
1. 立件を検察し、捜査機関の捜査活動及び事件記録の編纂を検察すること。
 2. 訴訟参加人の法遵守を検察すること。
 3. 捜査権に関する紛争を解決すること。
 4. 捜査機関に捜査活動における法律違反の改善を要求すること。捜査機関に捜査官の法律違反に関する必要な書類の提出を要求すること。捜査中に法律に違反した捜査官を厳正に処分することを捜査機関の長官に要求すること。
 5. 関係機関及び組織に犯罪及び法律違反を排除する手段の適用を建議すること。

第114条 検察院の要求及び決定に従う捜査機関の責任

捜査機関は、検察院の要求及び決定に従わなければならない。この法律第112条第4項、5項、6項に定める要求及び決定について、捜査機関は、同意しない場合でもそれを執行しなければならないが、直近上級検察院に建議をする権利を有する。捜査機関の建議を受け取った後20日以内に、直近上級検察院は、それを検討し、解決し、建議をした機関に解決の結果を通知しなければならない。

第115条 捜査機関及び検察院の決定及び要求に従う責任

機関、組織及び公民は、刑事案件の捜査段階の捜査機関及び検察院の決定及び要求を厳守しなければならない。

第116条 管轄に応じた捜査のための事件の移送

捜査機関は、事件の捜査権を有さない場合は、捜査のために事件を管轄捜査機関に移送する決定を同級の検察院に提案しなければならない。捜査機関の提案を受け取った後3日以内に、同級の検察院は、事件を移送する決定を発しなければならない。

省、中央直轄市又は軍区の領域外への事件の移送は、省級検察院又は軍区級軍事検察院が決定する。

第117条 捜査のための刑事案件の併合、分離

1. 捜査機関は、被疑者が複数の罪を犯した場合、複数人の被疑者が1つの犯罪に参加した場合、又は被疑者のほか刑法第313条及び第314条に規定する犯罪隠匿者若しくは犯罪不告発者がいる場合に捜査のために1つの事件に併合することができる。
2. 捜査機関は、すべての犯罪の捜査が早期に完了しない場合において、極めて必要性の高いときのみ事件を分離することができる。ただし、事件の分離が、事件の客観的及び全体的な真実の確定に影響を与えない場合に限る。
3. 刑事事件を併合し又は分離する決定は、その決定発付後24時間以内に同級の検察院に送付しなければならない。

第118条 捜査の委託

必要な場合には、捜査機関は、他の捜査機関に各種捜査活動を委託することができる。捜査委託の決定は、具体的な要求を明記しなければならない。受託捜査機関は、委託捜査機関が設定した期間内に委託された活動を完全に遂行しなければならない。

第119条 捜査期間

1. 刑事事件を捜査する期間は、事件を立てたときから捜査が終了するまで、重大でない犯罪は2か月、重大な犯罪は3か月、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪は4か月を超えてはならない。
2. 事件が複雑なために捜査期間を延長する必要がある場合は、期間が満了する遅くとも10日前に、捜査機関は、捜査期間の延長を検察院に書面で提案しなければならない。
捜査機関の延長は、次のとおり定める。
 - a) 重大でない犯罪については、捜査期間の延長は1回のみで、延長期間は2か月を超えてはならない。
 - b) 重大な犯罪については、捜査期間は2回延長できるが、1回目の延長期間は3か月、2回目の延長期間は2か月を超えてはならない。
 - c) 極めて重大な犯罪については、捜査期間は2回延長できるが、延長期間はそれぞれ4か月を超えてはならない。
 - d) 特に極めて重大な犯罪については、捜査期間は3回延長できるが、延長期間はそれぞれ4か月を超えてはならない。
3. 捜査期間を延長する検察院の権限は、次のとおり定める。
 - a) 重大でない犯罪については、県級人民検察院又は区域軍事検察院は、捜査期間を延長する。省級又は軍区級で捜査のために事件を受理した場合は、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院が捜査期間を延長する。
 - b) 重大な犯罪については、県級人民検察院又は区域軍事検察院は、1回目及び2回目の捜査期間延長をする。省級又は軍区級で捜査のために事件を受理した場合は、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院は、1回目及び2回目の捜査期間延長をする。
 - c) 極めて重大な犯罪については、県級検察院又は区域軍事検察院は、1回目の捜査期間延長をする。省級人民検察院又は軍区級軍事検察院は、2回目の捜査期間延長をする。省級又は軍区級で捜査のために事件を受理した場合は、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院が1回目及び2回目の捜査期間延長をする。
 - d) 特に極めて重大な犯罪については、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院は、1回目及び2回目の捜査期間延長をする。最高人民検察院又は中央軍事検察院は、3回目の捜査期間延長をする。
4. 捜査のために中央レベルで事件を受理した場合は、最高人民検察院又は中央軍事検察院が捜査期間延長の権限を有する。
5. 特に極めて重大な犯罪について延長した捜査期間が満了したにもかかわらず、事件の極めて複雑な性質のために捜査が終了しない場合は、最高人民検察院の長官は、捜査期間を1回延長できるが、延長期間は4か月を超えてはならない。

国家機密を侵害する犯罪については、最高人民検察院の長官は、捜査期間を更に1回延長する権利を有するが、延長期間は4か月を超えてはならない。

6. 延長した捜査期間が満了したにもかかわらず、被疑者が犯罪を行ったことを証明できない場合は、捜査機関は、捜査を中止する決定を発しなければならない。

第120条 捜査のための勾留期間

1. 捜査のための被疑者の勾留期間は、重大でない犯罪については2か月、重大な犯罪については3か月、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪については4か月を超えてはならない。
2. 事件に多くの複雑な事情が関わっており、捜査に更に時間がかかると認められ勾留の措置を変更し又は取り消す根拠がない場合は、勾留期間が満了する遅くとも10日前に、捜査機関は、検察院に勾留期間を延長する提案を書面で送付しなければならない。

勾留期間の延長は、次のとおり定める。

- a) 重大でない犯罪については、勾留期間は1回延長できるが、延長期間は1か月を超えてはならない。
 - b) 重大な犯罪については、勾留期間は2回延長できるが、延長期間は1回目は2か月、2回目は1か月を超えてはならない。
 - c) 極めて重大な犯罪については、勾留期間は2回延長できるが、延長期間は1回目は3か月、2回目は2か月を超えてはならない。
 - d) 特に極めて重大な犯罪については、勾留期間は3回延長できるが、延長期間はそれぞれ4か月を超えてはならない。
3. 檢察院の勾留期間を延長する権限は、次のとおり定める。
- a) 県級人民検察院又は区域軍事検察院は、重大でない犯罪について勾留期間を延長する権利を有し、重大な犯罪及び極めて重大な犯罪については1回目の勾留期間延長をする権利を有する。省級又は軍区で捜査のため事件を受理した場合は、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院が重大でない犯罪については勾留期間を延長する権利を有し、重大な犯罪、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪については1回目の勾留期間延長をする権利を有する。
 - b) 本項a号に定める1回目の勾留延長期間が満了したにもかかわらず捜査が完了せず、勾留措置の変更又は取消しの根拠がない場合は、県級人民検察院又は区域軍事検察院は、重大な犯罪について2回目の勾留期間延長をすることができる。省級人民検察院又は軍区級軍事検察院は、重大な犯罪、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪について2回目の勾留期間延長をすることができる。

4. 中央レベルで捜査のため事件を受理した場合は、勾留延長期間は最高人民検察院又は中央軍事検察院の管轄に属する。

5. 特に極めて重大な犯罪について、本条第3項b号に定める勾留の2回目の延長期間が満了したにもかかわらず事件に多くの極めて複雑な事情が関わっており、勾留措置の変更又は取消しの根拠がない場合は、最高人民検察院の長官が3回目の勾留期間延長をすることができる。

国家治安を侵害する犯罪について必要がある場合は、最高人民検察院の長官は更に1回勾留期間を延長する権利があるが、延長期間は4か月を超えてはならない。

6. 勾留中、その勾留を継続することが必要であると認める場合は、捜査機関は、被勾留人を釈放するため、又は必要と認める場合は他の予防措置を探るために、勾留の取消しを検察院に適時に提案しなければならない。

勾留期間が満了したときは、勾留命令を発付した者は、被勾留人を釈放し、又は、必要と認める場合は、他の予防措置を探らなければならない。

第121条 捜査の再開、補充捜査、再捜査の期限

1. この法律第165条に定める捜査の再開の場合は、再開される捜査の期限は、捜査再開決定発付のときから起算し捜査終了時まで、重大でない犯罪、重大な犯罪又は極めて重大な犯罪については2か月を超えてはならず、特に極めて重大な犯罪についても3か月を超えてはならない。

事件の複雑な性質のために捜査期限を延長することが必要な場合は、捜査期間が満了する遅くとも10日前までに、捜査機関は、捜査期間の延長を検察院に書面で請求しなければならない。捜査期間の延長は、次のとおり定める。

- a) 重大な犯罪及び極めて重大な犯罪については、1回延長できるが、2か月を超えてはならない。
- b) 特に極めて重大な犯罪については、1回延長できるが、3か月を超えてはならない。

各類型の犯罪の捜査期間を延長する権限は、この法律第119条第3項の定めに従う。

2. 補充捜査のために検察院が差し戻した場合は、補充捜査の期限は、2か月を超えてはならず、補充捜査のために裁判所が差し戻

した場合は、補充捜査期限は1か月を超えてはならない。検察院又は裁判所が補充捜査のために事件記録を差し戻すことは、2回を超えてはならない。補充捜査期限は、捜査機関が事件記録及び捜査の要求を受理した日から起算する。

3. 再捜査のために事件を差し戻した場合は、捜査期限及び捜査延長は、この法律第119条に定める一般手続に従う。

捜査期限は、捜査機関が事件記録を受理し、又は再捜査を要求したときから起算される。

4. 捜査を再開し、補充捜査をし又は再捜査をするときは、捜査機関は、この法律の定めに従い、予防措置を適用し、変更し又は取り消す権利を有する。

この法律に定める勾留の根拠がある場合は、捜査再開又は補充捜査のための勾留期間は、本条第1、2項に定める捜査再開又は補充捜査の期間を超えてはならない。

再捜査の場合の勾留期限及びその延長は、この法律第120条に定める一般手続に従う。

第122条 訴訟参加人の要求の解決

訴訟参加人から事件に関する問題について要求があった場合は、捜査機関又は検察院は、それぞれの責任の範囲内において、その要求を解決し、その結果を訴訟参加人に報告する。要求に同意しない場合は、捜査機関又は検察院は、返答し、理由を明確に示さなければならない。

捜査機関又は検察院の解決結果に同意しない場合は、訴訟参加人は、不服を申し立てる権利を有する。不服申立て及びその解決は、この法律第35章の定めに従う。

第123条 目撃者の参加

目撲者は、この法律に定める場合に、捜査活動に参加するために召喚される。

目撲者は、捜査官が遂行する活動に自ら立ち会ってその内容及び結果を確認する義務を負い、自己の個人的意見を提起することができる。この意見は、調書に記載される。

第124条 捜査上の秘密の非公開

捜査上の秘密を守る必要がある場合は、捜査官及び検察官は、訴訟参加人及び目撲者に捜査上の秘密を公表しないように事前に通知しなければならない。

この通知は、調書に記載しなければならない。

捜査上の秘密を公表した捜査官、検察官、訴訟参加人、目撲者は、場合によって、刑法第263条、264条、286条、287条、327条及び328条により刑事責任を負わなければならない。

第125条 捜査の調書

1. 捜査を行ったときは、この法律第95条に従ってその調書を作成しなければならない。

調書を作成した捜査官は、それを訴訟参加人に読み聞かせ、調書に対して補充し、見解を述べる権利があることを説明しなければならない。見解は調書に記載され、訴訟参加人及び捜査官は、共に調書に署名する。

2. 訴訟参加人が調書の署名を拒否した場合は、拒否とその理由を調書に明記しなければならない。

3. 訴訟参加人がその身体的、精神的障害又はその他の理由で調書に署名できない場合は、その理由を調書に明確に記載しなければならず、捜査官と目撲者が共に確認する。

文盲の者は、調書に指印してもよい。

第10章 被疑者の立件及び被疑者の取調べ

第126条 被疑者の立件

1. 犯罪行為を行ったと確定する十分な根拠がある場合は、捜査機関は、被疑者を立件する決定を発する。

2. 被疑者を立件する決定は、決定発付の時間、場所、発付者の氏名及び地位、被疑者の氏名、生年月日、職業及び家族状況、被疑者が立件された犯罪、刑法の適用条項、犯行の時間、場所並びに犯行のその他の状況を含む。
被疑者が複数の相異なる犯罪で立件された場合は、被疑者を立件する決定は、各犯罪名及び刑法の適用される罰条を明記しなければならない。
3. 被疑者を立件した後に、捜査機関は、被疑者の写真を撮り、個人記録ファイルを作成し、それらを事件記録に添付する。
4. 被疑者の立件の決定を発付してから24時間以内に、捜査機関は、決定の検討及び承認のために同級の検察院にその決定を送付しなければならない。当該決定を受け取ってから3日以内に、検察院は、決定を承認し又は取り消す決定を発し、捜査機関にその決定を直ちに送付しなければならない。
5. まだ立件されていない犯罪者を発見した場合は、検察院は、被疑者を立件する決定の発付を捜査機関に要求する。
事件記録及び捜査結論を受け取った後、検察院がまだ立件されていないその事件の他の犯罪者を発見した場合は、検察院は、被疑者を立件する決定を発付する。決定の発付から24時間以内に、検察院は、捜査を遂行するために捜査機関にその決定を送付しなければならない。
6. 捜査機関は、被疑者を立件する自らの決定又は検察院の決定を直ちに被疑者に交付し、この法律第49条に定める被疑者の権利、義務について説明しなければならない。被疑者を立件する決定を承認し又は取り消す検察院の決定を受け取った後に、捜査機関は、立件された者に直ちに交付しなければならない。決定の交付と受領は、この法律第95条に定める規定に従い調書に記録しなければならない。

第127条 被疑者の立件決定の変更又は補充

1. 捜査の遂行中、被疑者が行った犯罪行為が立件された犯罪ではないと判断し又は他の犯罪行為が残っていると判断する根拠がある場合は、捜査機関、検察院は、被疑者を立件する決定を変更し又は補充する決定を発する。
2. 被疑者を立件する決定を変更し又は補充する決定を発付してから24時間以内に、捜査機関は、検討と承認のために変更又は補充に関連した書類を添付してその決定を同級の検察院に送付しなければならない。被疑者を立件する決定を変更し又は補充する決定を受け取ってから3日以内に、検察院は、当該決定を承認し又は取り消し、補充決定をしなければならない。
被疑者を立件する決定を変更し又は補充する決定を発してから24時間以内に、検察院は、捜査のためにその決定を捜査機関に送付しなければならない。
3. 捜査機関は、被疑者を立件する決定を変更し又は補充する自らの決定、又は被疑者を立件する決定を変更し又は補充する検察院の決定を被疑者に直ちに交付し、この法律第49条に定める被疑者の権利、義務について被疑者に説明しなければならない。被疑者を立件する決定を変更し又は補充する決定を承認し又は取り消す検察院の決定を受け取った後に、捜査機関は、被疑者にその決定を直ちに交付しなければならない。上記の決定の交付と受領は、この法律第95条に定める調書に記録しなければならない。

第128条 被疑者の職務の一時停止

被疑者がその職務を保持することが捜査の妨害になると認める場合は、捜査機関、検察院は、被疑者を管理する権限を有する機関、組織に、被疑者の職務を一時停止することを建議する権利を有する。建議を受け取ってから7日以内に、当該機関、組織は、建議をした捜査機関、検察院に書面で回答しなければならない。

第129条 被疑者の召喚

1. 被疑者を召喚するとき、捜査官は召喚状を送付しなければならな

い。この召喚状には、被疑者の氏名、住所、出頭日時、場所、面会する者及び正当な理由を欠く不出頭の場合の責任を記載しなければならない。

2. 被疑者に対する召喚状は、被疑者が居住する社、区、町の行政機関、又は勤務する機関、組織に送付する。召喚状を受け取った機関、組織は、召喚状を被疑者に直ちに送達する責任を負う。

召喚状を受け取ったときは、被疑者は、その受領証明書に署名し、受領の日時を明記しなければならない。召喚状の送達人は、被疑者の署名をした召喚状の部分を召喚機関に届けなければならない。被疑者が署名を拒否した場合は、その記録を作成し、召喚機関に送付しなければならない。被疑者が不在の場合は、召喚状は、受領証明書の署名及び被疑者への召喚状の送達のために、被疑者の成人の家族に手渡すことができる。勾留されている被疑者については、拘置所の監視委員会を通じて召喚する。

3. 被疑者は、召喚状に応じて出頭しなければならない。正当な理由がなく出頭しなかった場合、逃亡の兆候がある場合は、捜査官は勾引する決定を発することができる。
4. 必要な場合は、検察官は被疑者を召喚することができる。被疑者の召喚は、本条の規定に従って遂行される。

第130条 被疑者の勾引

1. 被疑者を勾引する決定は、その発付の時間、場所、発付者の氏名及び職務、被疑者の氏名、生年月日及び住居、被疑者に立件された罪名、被疑者が出頭すべき時間、場所を記載する。
2. 勾引決定の执行人は、勾引の決定を読み聞かせ、説明し、この法律第95条の規定に従って勾引調書を作成しなければならない。
3. 夜間に被疑者を勾引してはならない。

第131条 被疑者の取調べ

1. 被疑者の取調べは、被疑者を立件する決定があった直後、捜査官により行わなければならない。被疑者に対する取り調べは、捜査を実施する場所又は被疑者の居宅で行うことができる。
取調べをする前に、捜査官は、この法律第49条に定める被疑者を立件する決定を読み聞かせ、被疑者の権利、義務について明確に説明しなければならない。これは調書に記録しなければならない。
複数の被疑者が事件に関わっている場合は、一人ずつ取り調べ、互いに接触させない。被疑者に自ら供述書を書かせることができる。
2. 取調べを遅延できない場合を除いて、夜間の取調べは行わない。
やむを得ず夜間に取調べを行う場合は、理由を調書に明記しなければならない。
3. 必要な場合は、検察官が被疑者の取調べをすることができる。被疑者の取調べは、本条の規定に従う。
4. 被疑者に供述を強制し又は肉体的虐待を加えた捜査官又は検察官は、刑法第299条又は第298条に定める刑事责任を負わなければならない。

第132条 被疑者の取調べ調書

1. 被疑者の取調べ調書は、この法律第95条及び125条に従って作成しなければならない。
取調べを行う度に調書が作成されなければならない。調書には、被疑者の陳述、質問及び回答を残さず記載しなければならず、捜査官が被疑者の供述を補充し、削除し又は修正することは厳禁する。
2. 取調べた後、捜査官は、被疑者に取調べ調書を読み聞かせ又は被疑者に読ませる。調書を補充し又は修正する場合は、被疑者及び捜査官は、その認証のために署名する。調書が複数ページにわたる場合は、被疑者は各ページに署名する。被疑者が自ら供述書を書いた場合は、捜査官と被疑者は、共に認証のためにその供述書に署名する。

取調べを録音したとき、その記録は、被疑者と捜査官が聞けるよう取調べの終了時に再生しなければならない。調書は、取調べの内容を記載し、被疑者と捜査官が認証のために署名しなければならな

い。

通訳人を介して被疑者の取調べを行う場合は、捜査官は、通訳人の権利及び義務を説明し、同時に被疑者に通訳人の更迭を要求する権利を知らせなければならない。通訳人及び被疑者は、取調べ調書の各ページに署名する。

3. 被疑者の弁護人、合法的代理人の立会いの下で取調べを行うとき、捜査官は、被疑者の取調べに当たって、その者の権利及び義務を説明しなければならない。被疑者、弁護人、合法的代理人は、共に取調べ調書に署名する。

弁護人に被疑者に質問することを許可した場合は、調書に弁護人の質問及び被疑者の回答を完全に記録しなければならない。

4. 檢察官が被疑者を取り調べる場合は、本条の規定に従って行わなければならぬ。

第11章 証人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人の供述聴取、対質及び人定

第133条 証人の召喚

1. 証人を召喚するとき、捜査官は、召喚状を証人に送付しなければならない。召喚状には、証人の氏名、住所、出頭日時、出頭場所、面会する者、正当な理由なく出頭しなかった場合の責任などを記載しなければならない。

2. 召喚状は、証人に対して直接に、又は証人が居住する社、区、町の行政機関若しくは証人が勤務する機関、組織を通じて交付する。その機関、組織は、証人が義務を遂行するように条件を整える責任がある。

いかなる場合も、召喚状の配達及び受領の署名が必要である。

3. 16歳未満の証人の召喚状は、その両親又は合法的代理人に交付される。

4. 必要な場合は、検察官は、証人を召喚することができる。証人の召喚は、本条の規定に従って行う。

第134条 証人の勾引

1. 証人が捜査機関、検察院によって召喚されたにもかかわらず、正当な理由なく故意に出頭を拒否し、その不在が、捜査、起訴を妨害する場合には、証人を召喚した機関は、その勾引決定を発することができる。

2. 証人を勾引する決定には、その発付時間、場所、発付者の氏名、職業、証人の氏名、生年月日、居住地、出頭の時間、場所を明記しなければならない。

3. 勾引決定の執行人は、証人に決定を読み聞かせ、証人の権利及び義務を説明し、この法律第95条に従って勾引の調書を作成しなければならない。

4. 証人を夜間に勾引してはならない。

第135条 供述の聴取

1. 証人の供述は、取調べ場所、又は証人の住居、勤務場所で聴取する。

2. 多くの証人がいる事件では、各証人の供述は別々に聴取し、証人を聴取の過程で互いに接触さてはならない。

3. 供述を聴取する前に、捜査官は、証人に対してその権利及び義務を説明しなければならない。これは、調書に記録しなければならない。

4. 事件の内容について質問する前に、捜査官は、証人と被疑者、被害者との関係及び証人の身上関係に関する他の事実関係を確認する必要がある。

質問をする前に、捜査官は、証人に対して、事件について知っていることを語るか又は筆記するように要求する必要がある。誘導尋問をしてはならない。

5. 16歳未満の証人の供述を聴取するときは、その両親、他の合法的代理人又はその教師を付き添い人として召喚しなければならない。

6. 必要な場合は、検察官は、証人の供述を聴取することができる。証人の供述を聴取するときは、本条の規定に従う。

第136条 証人の供述調書

証人の供述調書は、この法律第95条、125条及び135条に従って作成しなければならない。

第137条 被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人の召喚、供述聴取

被害者、民事原告、民事被告及び事件の利害関係人の召喚、供述聴取は、この法律第133条、135条及び136条の規定に従って行う。

第138条 対質

1. 2人又は複数の者の供述に矛盾がある場合は、捜査官は対質を行う。

2. 証人又は被害者が対質に参加するときは、捜査官は、前もって、供述拒否、回避又は故意の虚偽供述に伴う責任について説明しなければならない。これは調書に記入しなければならない。

3. 対質を開始するに当たり、捜査官は、先ず対質の参加人との関係を尋ね、次に明らかにする必要がある事実関係について質問する。対質中の供述を聴取した後に、捜査官は、さらに1人ずつ質問することができる。

捜査官は、対質の参加人に互いに質問をさせることもできる。その質問と回答は、調書に記入しなければならない。

対質の参加者が供述を終えた後でなければ、その者の従前の供述に再び言及することができない。

4. 対質調書はこの法律第95条、125条及び132条の規定に従って作成する。

5. 必要な場合は、検察官は、対質を行うことができる。その対質は、本条の規定に従う。

第139条 人定

1. 必要なとき、捜査官は、人定のために人を招集し、又は証人、被害者又は被疑者に物又は写真を見せることができる。

捜査官は、人定を行う者に対し、人定を行うことを可能とする事実関係、痕跡及び特徴について事前に質問をしなければならない。

2. 人定のために招集された者の人数、提供された物又は写真の数は、少なくとも3つ以上でなければならない。その外見は似ていなければならない。

死体の人定については、この原則は適用しない。

特別な場合には、人定は、声で行うことができる。

3. 証人又は被害者が人定を行う者であれば、人定を行う前に、捜査官は、供述拒否、回避又は故意の虚偽供述に伴う責任についてその者に説明しなければならない。この説明は、調書に記入しなければならない。

4. 人定において、捜査官は、誘導尋問をしてはならない。人定を行う者が、人定のために提供されたものの中から人、物又は写真を特定した後に、捜査官は、その者、物又は写真を特定する手掛かりになつた痕跡又は特徴について説明するよう要求する。

人定を行うときは、証人が立ち会わなければならない。

5. 人定の調書は、この法律第95条、125条及び132条に従って作成しなければならない。調書は、人定を行った者及び人定のために示した者の身上、人定のために提供した物又は写真の特徴、人定を行った者の報告供述、陳述を記録しなければならない。

第12章 財産の捜索、没収、差押え、留置

第140条 身体捜索、住居、勤務地、土地、物、通信、電報、郵便小包、郵便物の捜索の根拠

1. 身体捜索、住居、勤務地、場所の捜索は、ある者の身体、住居、

勤務地、土地に犯行の道具、手段、犯行で得た物、財産又は事件に関係するその他の物及び書類が存在すると判断する根拠がある場合にのみ行う。

住居、勤務地、土地の搜索は、指名手配された者を発見するため必要な場合にも行う。

2. 事件に関係する書類、物を収集する必要があるときは、通信、電報、郵便小包、郵便物を搜索することができる。

第141条 検索令状発付の権限

1. この法律第80条第1項に定める者は、すべての場合において検索令状を発する権利を有する。この法律第80条第1項d号に定める者の検索令状は、それを執行する前に同級の検察院が承認しなければならない。
2. 遅延が許されない場合には、この法律第81条第2項に定める者は検索令状を発する権利を有する。検索完了後24時間以内に、検索令状の発付者は、同級の検察院に書面でその旨を通知しなければならない。

第142条 身体の検査

1. 身体の検査を開始する前に、検査令状を読み聞かせ、又その令状を当事者に手渡さなければならない。また、当事者及び立会うその他の者に、その権利及び義務を告知しなければならない。
検査を行う者は、当事者に対し事件に関する物、書類を提出するよう要求しなければならず、当事者がこれに従わなければ、検査を行う。
2. 身体の検査をするときは、男性は男性が検査し、女性は女性が検査し、同性のものが立ち会わなければならない。
3. 身体の検査は、逮捕時又は検査場所にいる者が差押えを要する物、書類を身体に隠匿していることを確認する根拠がある場合には、検査令状なくして行うことができる。

第143条 住居、勤務地、場所の検査

1. 住居、勤務地、場所の検査は、この法律第140条、141条及び142条の規定に従って行う。
2. 住居、場所の検査は、家主又はその家族の成人、社、区、町の行政機関の代表者及び近隣住人が立ち会わなければならない。当事者及び家族の成員が故意に出頭せず、逃亡し、又は長期的に出張しており、検査を遅らせることができない場合は、検査には、地域の行政機関の代表者及び近隣住人2名が立会わなければならない。
3. 遅らせることができない場合を除いて、住居の検査は、夜間に行ってはならない。やむなく夜間に検査を行う場合は、調書にその理由を明記しなければならない。
4. 遅らせることができない場合を除いて、勤務地の検査を行うときは、検査の対象者がいなければならぬ。やむなく対象者のいないまま検査を行う場合は、その理由を調書に明記しなければならない。
勤務地の検査は、当該者が勤務する機関、組織の代表者が立ち会わなければならない。
5. 住居、勤務地、場所の検査を行うときに、立会人は、検査が完了するまで許可なく検査場所を離れてはならず、他の者に又は互いに連絡し、討論してはならない。

第144条 信書、電報、郵便小包及び郵便物の郵便局における没収

信書、電報、郵便小包、郵便物を郵便局で没収する必要があるときは、検査機関は、没収命令を発する。この命令は、執行前に、同級の検察院によって承認されなければならない。ただし、執行を遅らせることができない場合はこの限りでないが、その理由を調書に明記しなければならず、没収は、終了後直ちに同級の検察院に通知しなければならない。

没収を執行する前に、没収令状の執行人は、関係する郵便局を所管する者にその旨を通知しなければならない。関係する郵便局を所管す

る者は、没収令状の執行人が任務を執行するに当たり执行人を支援しなければならない。

信書、電報、郵便小包、郵便物の没収は、郵便局の代表者が立ち会わなければならず、その者は、認証のために没収の調書に署名する。

没収の令状発付機関は、没収すべき信書、電報、郵便小包、郵便物を有する者に、没収の令状について通知しなければならない。この通知が検査を妨害する場合は、妨害が消滅した後、直ちに、没収の令状発付機関は通知をしなければならない。

第145条 検査中の物、書類の差押え

検査中に、検査官は、証拠品である物及び事件に直接関係する書類を差し押さえることができる。保存又は流通が禁じられている部類に該当する物は没収し、管轄権を持っている機関に直ちに引き渡さなければならない。当該物を密封する必要がある場合は、密封は、当該物の所有者又はその家族の代表者、行政機関の代表者及び証人の立会いの下で行わなければならない。

検査中の物及び書類の差押えは、調書に作成しなければならない。差押えの調書は4部作成し、1部は当該物、書類の所有者に交付し、1部は事件記録に編綴し、1部は同級の検察院に送付し、もう1部は差し押えた物、書類の管理機関に送付する。

第146条 財産の留置

1. 財産の留置は、刑法の規定に従い財産の没収又は罰金を受ける犯罪の嫌疑ある被疑者、被告人、及び法律の規定に従い損害賠償をする責任を負う者にのみ適用する。

この法律第80条第1項に定める権限を有する者は、財産留置令状を発する権利を有する。この法律第80条第1項d号に定める者の留置令状は、その執行前に同級の検察院に直ちに通知しなければならない。

2. 留置は、没収される可能性のある分量、罰金額又は損害賠償額に相当する財産の部分にのみ実施する。

留置財産は、所有者又はその親族に保管させる。

当該財産の保管に任じられた者が留置財産を消費し、譲渡し、すり替え、隠匿し又は破壊する行為を犯した場合は、刑法第310条の規定に基づいて刑事責任を負わなければならない。

3. 財産の留置は、関係者又は成人である家族、社、区、町の行政機関の代表者、近隣住人が立ち会わなければならない。留置を行う者は、留置された財産の名称及び状態を明記した調書を作成しなければならない。この調書は、この法律第95条及び125条に従って作成し、関係人及びその他の立会人に読み聞かせ、その者らが署名しなければならない。関係人のいかなる不服をも調書に記入し、関係人及び留置を行った者が認証のための署名をする。

留置の調書は3部作成される。留置終了後、直ちに1部を当事者に交付し、もう1部を同級の検察院に送付し、もう1部は事件記録に編綴する。

4. 留置が必要でないと認める場合に、この法律第80条第1項に定める権限を有する者は、留置令状を取り消す決定を適時に発しなければならない。

第147条 没収、差押え又は密封された物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物を保管する責任

この法律第75条、144条、145条の規定に従って没収し、差し押さえ、密封された物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物は、現状のまま保管しなければならない。

財産の保管を課された者が当該財産を開封し、消費し、譲渡し、すり替え、破壊した場合は、刑法第310条に従って刑事責任を負わなければならない。

第148条 物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物の検査、没収、差押えの調書

物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物の検査、没収、差押えを

行うときは、この法律第95条及び125条に従って、調書を作成しなければならない。

第149条 物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物の検査、留置、没収、差押えの令状発付者及び執行人の責任

物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物の検査、留置、没収、差押えの令状を違法に発付した者、執行した者は、その違反の重大性に応じて、懲戒され、又は刑事责任を追及される。

第13章 現場検証、死体解剖、身体上の痕跡検証、検査実験、鑑定

第150条 現場検証

1. 捜査官は、犯罪の痕跡、証拠物を発見し、事件の重要な状況を明らかにするため、犯罪が行われ、又は発見された現場を検証する。
2. 現場検証は、刑事案件を立件する前に行うことができる。いかなる場合においても、検証を行う前に、捜査官は同級の検察院にそれを通知しなければならない。検査官は、現場検証を検査するため立ち会わなければならぬ。現場検証においては、立会人を立ち会わせなければならない。被疑者、被害者、証人は現場検証に立ち会うことが許可され、専門家を招へいし、検証に立ち会わせることができる。
3. 現場検証を行うに当たり、捜査官は、現場の写真を取り、現場を描写する図面を描き、測量し、実物模型を作り、犯行の痕跡、事件に関連する物、書類を収集して現場で検査し、現場検証調書に検査結果を明記する。

収集した物及び書類を直ちに検査できない場合は、保管し、現状のまま保存し又は密封し、取り調べを行う場所に運ばなければならない。

第151条 死体解剖

死体解剖を検査官が行う場合は、法医学者が参加し、立会人がいなければならない。

死体を発掘する必要がある場合には、検査機関の決定が必要であり、被埋葬者の家族にその旨を通知しなければならない。死体発掘には、法医学者が参加しなければならない。

必要なときは、鑑定人を召喚することができ、証人を立ち会わせなければならない。

いかなる場合においても、死体解剖は、同級の検察院に事前に通知しなければならない。検査官は、死体解剖を検査するために立ち会わなければならない。

第152条 身体上の痕跡の検証

1. 捜査官は、身体上に犯罪の痕跡又は事件に対して意味を持つその他の痕跡を発見するために、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者、被害者、証人の身体を検証する。必要があるときは、検査機関は、法医学者を呼んで鑑定意見を要求する。
2. 身体の検証は、同性の者の立会いの下で、同性の者が行わなければならない。必要なときは、医師が参加することができる。

身体を検証される者の名譽、尊厳、健康を侵害してはならない。

第153条 検査実験

1. 事件に対して有意な書類又は事実関係を調査し、確認するために、検査機関は、一定の事実の現場を再現し、行為、状況又はその他すべての事実関係を再生することにより検査実験を行い、必要な実験を行う権利を有する。必要と認める場合は、検査機関は、測量を行い、写真を撮り、ビデオ撮影を行い、図面を作成することができる。
2. 検査実験のときは、立会人がいなければならない。必要である場合は、被暫定留置人、被疑者、被害者、証人も参加することができる。

検査実験に参加する者の名譽、尊厳を侵害し、又は健康に被害を

与えることは禁じる。

3. 必要である場合は、検察院は検査実験を行うことができる。検査実験は、本条の規定に従って行う。

第154条 現場検証、死体解剖、身体上の痕跡の検証及び検査実験の調書

現場検証、死体解剖、身体上の痕跡の検証、検査実験を行うときは、この法律第95条及び125条に定める調書を作成しなければならない。

第155条 鑑定意見の要求

1. 本条第3項に従って確認する必要がある問題が生じた場合又は必要と認める場合は、訴訟執行機関は、鑑定意見を要求する決定を発する。
2. 鑑定意見を要求する決定には、鑑定を要求する問題、鑑定意見を要求する鑑定人の氏名又は鑑定機関の名称並びにこの法律第60条に定める鑑定人の権利及び義務を明記しなければならない。
3. 次のことを確定する必要がある場合は、必ず鑑定を行わなければならない。
 - a) 死亡原因、傷害の性質、健康又は稼働力への被害の程度。
 - b) 被疑者、被告人の刑事责任能力について疑いがある場合は、その者の精神状態。
 - c) 証人又は被害者の知覚能力及び事件の事実関係に関する真実の供述について疑いがある場合は、その者の精神状態。
 - d) 被疑者、被告人、被害者の年齢が事件にとって有意であるが、その者の年齢を証明する書類がなく、又は書類の信憑性に疑いがある場合は、その者の年齢。
 - dd) 毒物、薬物、放射性物質、偽造通貨。

第156条 鑑定の実施

1. 鑑定は、鑑定意見を要求する決定の直後に、鑑定機関又は事件の検査場所で行うことができる。
2. 捜査官及び検査官は、鑑定に参加する権利を有する。但し、その参加について鑑定人に事前に通知しなければならない。
2. 鑑定意見要求機関が要求した期限内に鑑定を行なうことができない場合は、鑑定機関又は鑑定人は、鑑定意見要求機関に対しその旨を書面で直ちに通知し、その理由を明記しなければならない。

第157条 鑑定の結論の内容

1. 鑑定の結論には、鑑定を行った時間、場所、鑑定人の氏名、学歴、専門の資格、鑑定の参加人、鑑定された痕跡、物、書類及びその他全ての物、適用した方法及び提起された問題に対する回答を、根拠を付して明記しなければならない。
2. 鑑定の結論を明らかにし、又は補充するために、鑑定意見要求機関は、必要な事実関係について鑑定人に補充の質問をすることができ、補充鑑定又は再鑑定を決定することができる。

第158条 鑑定の結論に関する被疑者及び訴訟参加人の権利

1. 鑑定を行った後に、鑑定意見を要求した機関は、被疑者及び訴訟参加人が要求した場合には、鑑定の結論の内容をそれらの者に通知しなければならない。

被疑者、他の訴訟参加人は、鑑定の結論に関する意見を陳述し、補充鑑定又は再鑑定を要求することができる。このことは、調書に記入される。

2. 検査機関、検察院が被疑者、他の訴訟参加人の要求を認めない場合は、その理由を明らかにし、それらの者にその旨を通知しなければならない。

第159条 挿充鑑定又は再鑑定

1. 握充鑑定は、鑑定内容が不明確、不完全であり、又は既に鑑定を終了した事件の状況に関する新しい問題が生じた場合に行われる。

2. 再鑑定は、鑑定の結果について疑いがあり、又は同じ鑑定問題に関する鑑定の結論に矛盾がある場合に行われる。再鑑定は、他の鑑定人により行わなければならない。
3. 补充鑑定又は再鑑定は、この法律第155条、156条、157条及び158条に定める一般手続に従つて行う。

第14章 捜査の停止と検査の終了

第160条 捜査の停止

1. 被疑者が精神病又は他の危険な病気に罹患していることを法医学検証委員会が確認する場合は、検査は検査期限前に停止することができる。被疑者が不詳の場合又は所在不明の場合は、検査は、検査期限を超過したときにのみ停止する。

鑑定意見を要求したにもかかわらず、鑑定の結論が検査期限の満了時にまだ出でない場合は、検査は停止し、鑑定はその結果が入手できるまで継続する。

事件に複数の被疑者がおり、検査の停止の理由が被疑者全員には関係していない場合は、検査は各被疑者に対して停止することができる。

被疑者が所在不明である場合は、検査機関は、検査を停止する前に指名手配令状を発しなければならない。

2. 検査を停止する決定を発した検査機関は、当該決定を同級の検察院、被疑者、被害者に送付しなければならない。

第161条 被疑者の指名手配

被疑者が逃亡し又は所在不明である場合は、検査機関は、被疑者を指名手配する令状を発しなければならない。

指名手配令状は、指名手配された日時、発付場所、発付者の氏名、職務、被疑者の氏名、年齢、居住地、被疑者の人定のための特徴、被疑者の写真があればそれを添付し、かつ、被疑者に立件された犯罪を明記しなければならない。

指名手配令状は、指名手配者を発見し、逮捕し、勾留するために、マス・メディアを通じて一般に公表される。

第162条 検査の終了

1. 検査の終了時に、検査機関は、検査結論書を作成しなければならない。
2. 検査は、検査機関が起訴を提案する検査結論書を発したとき又は検査結論書及び検査を中止する決定を発したときに終了する。
3. 検査結論書には、日付、作成者の氏名、職務を明記し、作成者が署名しなければならない。
4. 検査結論書を発行してから2日以内に、検査機関は、起訴を提案する検査結論書又は検査を中止する決定を添付した検査結論書を、事件記録とともに同級の検察院に送付しなければならず、起訴を提案する検査結論書又は検査を中止する決定を被疑者、弁護人に送付しなければならない。

第163条 起訴の提案

1. 犯罪及び被疑者を確定する十分な証拠がある場合は、検査機関は、起訴を提案する検査結論書を作成する。検査結論書には、起訴の提案理由及び根拠を含め、犯罪行為の経緯、犯罪を立証する証拠、事件の解決案を明記する。
2. 検査結論書は、暫定留置又は勾留の期間、証拠物、民事訴訟、罰金、損害賠償の支払いを保証する手段及び押収する財産があればその財産を明記して、検査期間及び既に適用した予防措置に関する報告書を添付する。

第164条 検査の中止

1. 検査を中止する場合は、検査結論書には、検査の過程、検査中止の理由及び根拠を明記する。
2. 検査機関は、次の場合に検査中止決定を発する。

- a) この法律第105条第2項及び第107条、又は刑法第19条、第25条及び第69条第2項に定める根拠の一が存在する場合。
- b) 検査期間が満了したが、被疑者が犯罪を行ったことを証明できない場合。
3. 検査中止決定には、その発付の日付、場所、検査中止の理由及び根拠、予防措置の取消し、差し押えた物、書類がある場合はその還付及びその他の関連する問題を記載する。
1つの事件に複数の被疑者がおり、検査中止が被疑者全員には関係していない根拠がある場合は、検査は、各被疑者に対して中止することができる。
4. 検査機関の検査中止決定に根拠があると認める場合は、当該決定を受領してから15日以内に、検察院は、検査機関が権限に従つて解決するために、事件記録を検査機関に差し戻さなければならない。検査中止決定に根拠がないと認める場合は、当該決定を取り消し、検査機関に検査の再開を要求する。起訴の根拠が十分にあると認める場合は、検察院は、当該決定を取り消し、起訴決定を発する。起訴決定を発する期限は、この法律第166条の規定に従う。

第165条 検査再開

1. 検査の中止又は停止の決定を取り消す根拠がある場合は、検査機関は、刑事責任追及の時効が到来していなければ検査を再開する決定を発する。
検査を再開する決定を発付してから2日以内に、検査機関は、その決定を同級の検察院に送付しなければならない。
2. 検査がこの法律第107条第5項、6項に基づいて中止した場合において、被疑者がそれに同意せず、再検査を要求したときは、検査機関又は同級の検察院は、検査を再開する決定を発する。

第15章 起訴決定

第166条 起訴決定の期限

1. 事件記録及び検査結論書を受け取った後、重大でない犯罪及び重大な犯罪については20日以内に、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪については30日以内に、検察院は、次の決定の一を発しなければならない。
 - a) 起訴状により被疑者を裁判所に起訴すること。
 - b) 补充検査のために記録を差し戻すこと。
 - c) 事件を中止し又は停止すること。

必要なときは、検察院の長官は、期限を延長できるが、延長期間は重大でない犯罪及び重大な犯罪については10日間、極めて重大な犯罪については15日間、特に極めて重大な犯罪については30日間を超えてはならない。

上記の決定の内一つを発した後3日以内に、検察院は、被疑者、弁護人にその旨を通知し、起訴状、事件を中止する決定又は事件を停止する決定を被疑者に交付しなければならない。弁護人は、起訴状を閲覧し、法律の規定に従つて弁護に関連する事件記録内の書類のメモをとり、複写し、要求を提出することができる。

- 2. 事件記録を受領した後に、検察院は、予防措置の適用、変更、取消しを決定し、又は検査機関に被疑者の指名手配を要求する権利を有する。勾留期間は、本条第1項に定める期限を超えてはならない。
- 3. 起訴の場合は、起訴状の形で起訴決定を発してから3日以内に、検察院は事件記録と起訴状を裁判所に送付しなければならない。
- 4. 起訴の権限を有しない事件については、検察院は、直ちに権限を有する検察院に当該事件を移送する決定を発する。

第167条 起訴状

1. 起訴状には、犯罪発生の日時、場所、犯行の手段、目的、動機、犯行の結果、その他の重要な事実関係、被疑者の有罪を確定する証拠、刑事責任を加重し又は軽減する情状、被疑者の身上、及び事件

のその他の有意な事実関係を記載しなければならない。
起訴状の結論部分には、罪名及び適用する刑法の条項を明記する。
2. 起訴状には、その作成日、作成者の氏名、職務を記載し、作成者が署名しなければならない。

第168条 補充捜査のための記録差し戻し

検察院は、事件記録を検討し、次の1を発見した場合に、補充捜査のために記録を捜査機関に差し戻す決定をする。

1. 事件の重要な証拠が不十分で、検察院がそれを自ら補充できない場合。
2. 他の犯罪について被疑者を立件する根拠がある場合又は他の共犯者がいる場合。
3. 刑事訴訟手続に重大な違反がある場合。

補充捜査が必要な問題は、補充捜査を要求する決定に明記しなければならない。

第169条 事件の中止又は停止

1. 検察院は、この法律第105条第2項及び第107条又は刑法第19条、第25条、第69条第2項に定める根拠の一が存在する場合に事件を中止する決定を発する。
2. 検察院は、次の場合に事件を停止する決定を発する。
 - a) 被疑者が精神病又は他の危険な病気に罹患していることを医学検証委員会が確認した場合。
 - b) 被疑者が逃亡し、その所在が不明の場合。この場合に、検察院は、被疑者の指名手配を捜査機関に要求しなければならない。
3. 事件に複数の被疑者が関わっており、事件を中止し又は停止する根拠が被疑者全員には関係しない場合は、検察院は、各被疑者に対して事件を停止し又は中止することができる。
4. 下級検察院が事件を中止する根拠のない違法な決定を発した場合は、上級検察院の長官は、当該決定を取り消し、起訴決定の發付を下級検察院に要求する権限を有する。

第3編 第一審公判

第16章 全審級裁判所の管轄権

第170条 全審級裁判所の裁判管轄権

1. 県級人民裁判所及び区域軍事裁判所は、次の犯罪を除き、重大でない犯罪、重大な犯罪、極めて重大な犯罪を含む刑事事件の第一審公判を行う。
 - a) 国家の安全を侵害する犯罪
 - b) 平和、人類を侵害する犯罪及び戦争犯罪
 - c) 刑法第93条、95条、96条、172条、216条、217条、218条、219条、221条、222条、223条、224条、225条、226条、263条、293条、294条、295条、296条、322条、323条に定める犯罪
2. 県級人民裁判所及び軍区級軍事裁判所は、県級人民裁判所、区域軍事裁判所が管轄しない犯罪を含む刑事事件又は下級裁判所が管轄する事件で自ら公判のため引き取った刑事事件の第一審公判を行う。

第171条 土地管轄

1. 刑事事件の裁判権を有する裁判所は、犯罪が行われた場所の裁判所である。犯罪が複数の場所で敢行され、又は犯罪が敢行された場所が不明である場合は、事件の裁判権を有する裁判所は、捜査が完了した場所の裁判所である。
2. 国外で犯罪を行った被告人について、その裁判をベトナムで行う場合は、その者の国内における最後の居所の省級人民裁判所がその者の裁判を行う。被告人の国内における最後の居所が確定できない場合は、最高人民裁判所の長官が、事件に応じて、当該事件の裁判をハノイ市人民裁判所又はホーチミン市人民裁判所に任じる決定を発する。

国外で犯罪を行った被告人について、軍事裁判所が裁判権を有する場合は、中央軍事裁判所の長官の決定に従い、軍区級軍事裁判所又は上級軍事裁判所がその者の裁判をする。

第172条 ベトナムの領空又は領海外を航行中のベトナム社会主义共和国の航空機又は船舶で行われた犯罪を裁判する管轄権

ベトナムの領空又は領海外を航行中のベトナム社会主义共和国の航空機又は船舶で敢行された犯罪は、当該航空機若しくは船舶が最初に帰航する空港、港の場所、又は当該航空機若しくは船舶が登録されている場所のベトナム裁判所が管轄する。

第173条 異なる審級の裁判所が管轄する複数の犯罪を行った被告人の裁判

被告人が複数の犯罪を行い、その犯罪の一つが上級裁判所の裁判管轄下にある場合は、上級裁判所が事件全体を裁判する。

第174条 事件の移送

裁判所は、事件がその管轄に属さないと判明したときは、裁判権を有する裁判所に当該事件を移送する。省、中央直轄市又は軍区の領域外の裁判所への事件の移送は、省級人民裁判所又は軍区級軍事裁判所が決定する。

別の裁判所への事件の移送は、事件の裁判の開始前においてのみ有效である。この場合に、事件の移送は、裁判所の長官が決定する。軍事裁判所又は上級裁判所が管轄する事件の裁判が開始された場合には、なお管轄裁判所に当該事件を移送しなければならない。この場合には、事件の移送は、審理合議体が決定する。

事件移送の決定発付から2日以内に、裁判所は、同級の検察院、被疑者及び事件の関係人にその旨を通知しなければならない。

第175条 裁判管轄に関する紛争の解決

1. 裁判管轄に関する紛争の解決は、直近の上級裁判所の長官が決定する。
2. 複数の省又は中央直轄市の県級人民裁判所間の裁判管轄に関する紛争の解決は、捜査が終了した場所の省級人民裁判所の長官が決定する。
3. 人民裁判所及び軍事裁判所間の裁判管轄に関する紛争の解決は、最高人民裁判所の長官が決定する。

第17章 公判準備

第176条 公判準備期限

1. 事件記録を受理した後、公判期日の裁判長を任命された裁判官は、事件記録を検討し、訴訟参加人の不服申立て、要求を解決し、公判期日に必要な他の任務を遂行する。
2. 事件記録を受理した日から起算して、重大でない犯罪については30日以内、重大な犯罪については45日以内、極めて重大な犯罪については2か以内、特に極めて重大な犯罪については3か月以内に、公判期日の裁判長を任命された裁判官は、次の決定の1を発しなければならない。
 - a) 事件の審理を始めること。
 - b) 補充捜査のために記録を差し戻すこと。
 - c) 事件を中止し又は停止すること。

複雑な事件については、裁判所の長官が公判準備期限の延長を決定できるが、延长期間は、重大でない犯罪及び重大な犯罪については15日間、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪については30日間を超えてはならない。公判準備期限の延長は、同級の検察院に直ちに通知しなければならない。

公判を開く決定の発付から15日以内に、裁判所は、公判期日を開始しなければならず、正当な理由がある場合は、裁判所は公判期日を30日以内に開始することができる。

補充捜査のために差し戻された事件については、記録を受理してから15日以内に、公判期日の裁判長を担当する裁判官は、事件の審理開始を決定しなければならない。

第177条 予防措置の適用、変更、取消し

事件記録を受理した後に、公判期日の裁判長を担当する裁判官は、予防措置の適用、変更又は取消しを決定する権利を有する。ただし、勾留の適用、変更又は取消しは、裁判所の長官又は副長官が決定する。

公判準備のための勾留期限は、この法律第176条に定める公判準備期間を超えない。

勾留期限が公判期日の開始日に徒過する勾留されている被告人について、その勾留の継続が公判を終了するために必要であると認める場合は、裁判所は、公判期日の終了まで勾留を継続する命令を発する。

第178条 公判を行う決定の内容

- 公判を行う決定には、次の内容を含まなければならない。
1. 被告人の氏名、生年月日、出生地、職業、住所
 2. 檢察院が被告人の犯した行為に適用した罪名及び刑法の条項
 3. 公判期日の開始日時、場所
 4. 公判の公開又は非公開
 5. 裁判官、参審員、書記官の氏名、補充裁判官、参審員がいる場合はその氏名
 6. 公判期日に参加する検察官の氏名、補充検察官がいる場合はその氏名
 7. 弁護人がいる場合は、その氏名
 8. 通訳人がいる場合は、その氏名
 9. 公判期日の尋問のために召喚した者の氏名
 10. 公判期日の審理のために提出された証拠物

第179条 補充捜査のために記録を差し戻す決定

1. 裁判官は、次の場合に補充捜査のために検察院に記録を差し戻す決定を発する。

- a) 事件の重要な証拠を更に検証する必要があり、それを公判で補充できないとき。
- b) 被告人が別の犯罪を行い、又は別に共犯者がいると信ずる根拠があるとき。
- c) 訴訟手続に重大な違反を発見したとき。

補充捜査が必要な問題は、補充捜査の要求決定の中に明示しなければならない。

2. 補充捜査の結果により事件を中止することになった場合、検察院は、事件を中止する決定を発し、その旨を裁判所に通知する。

検察院が裁判所の要求した問題を補充できず、起訴決定を保持する場合は、裁判所はまた事件の審理を進める。

第180条 事件を停止又は中止する決定

裁判官は、この法律第160条に定める根拠がある場合、この法律第105条第2項及び第107条第3号、4号、5号、6号、7号に定める根拠の一が存在する場合又は検察院が公判期日開始前に起訴決定全体を撤回した場合に、事件を中止する決定を発する。

事件に複数の被疑者、被告人が関わっており、事件の停止又は中止の根拠が被疑者、被告人全員には関係しない場合は、事件は、各被疑者、各被告人に対して停止又は中止することができる。

事件を中止する決定は、この法律第164条第3項に定める内容を明記しなければならない。

第181条 檢察院による起訴決定の撤回

この法律第107条に定める根拠の一が存在し、又は刑法第19条、第25条及び第69条第2項の規定に基づいて被疑者、被告人を刑事责任から免訴する根拠が存在すると認める場合は、検察院は、公判期日開始前に起訴決定を撤回し、裁判所に事件の中止を提案する。

第182条 裁判所の各決定の交付

1. 事件を公判で行う決定は、公判期日開始前の遅くとも10日前までに被告人、その合法的代理人及び弁護人に交付しなければならない。

被告人欠席のまま裁判を行う場合は、公判を行う決定及び起訴状は、被告人の弁護人又は合法的代理人に交付する。当該決定は、被告人が居住する社、区、町の行政機関の本部又は被告人の最後の勤務場所に掲示しなければならない。

2. 事件を停止し、又は中止する裁判所の決定は、被疑者、被告人、弁護人、被害者、被疑者、被告人の合法的代理人に交付しなければならない。他の訴訟参加人については、通知書で通知する。
3. 事件を公判で行う決定、事件を中止する決定、事件を停止する決定は、同級の検察院に直ちに送付しなければならない。
4. 予防措置を適用し、変更又は取り消す決定は、直ちに被疑者、被告人、同級の検察院、被疑者又は被告人を勾留する拘置所に送付しなければならない。

第183条 公判期日において尋問する必要のある者の召喚

事件を公判で審理する決定に基づいて、裁判官は、公判期日に尋問する必要がある者を召喚する。

第18章 公判期日における訴訟手続の通則

第184条 直接、口頭又は連続審理

1. 裁判所は、被告人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人、又それらの合法的代理人、証人、鑑定人を尋問してその意見を聴取することにより事件の事実関係を直接確定し、証拠物を取り調べ、検察官、弁護人、当事者の権利の保護人の意見を聴取しなければならない。判決は、公判期日にて取り調べた証拠のみに基づく。
2. 公判は、休憩時間を除き、連続して行わなければならない。

第185条 第一審審理合議体の構成

第一審の審理合議体は、裁判官1名及び参審員2名からなる。重大、複雑な事件については、審理合議体は、裁判官2名及び参審員3名で構成することができる。

被告人が最高刑として死刑に処せられる罪で裁判を受ける場合は、審理合議体は、裁判官2名及び参審員3名で構成する。

公判期日の裁判長となる裁判官は、公判を指揮し、裁判所の規律を維持する。

第186条 特別な場合の審理合議体構成員の変更

1. 審理合議体の構成員は、最初から終了まで事件を審理しなければならない。

2. 裁判の過程において、裁判官、参審員が事件の審理を継続できない場合は、裁判所は、補欠裁判官、参審員がいれば事件を審理することができる。

最初から公判期日に出席している補欠裁判官及び参審員のみが事件の裁判に参加することができる。

審理合議体が2名の裁判官で構成されており、公判期日を裁判長とする裁判官が事件の審理を継続できない場合は、審理合議体の構成員である裁判官が公判期日を裁判長として、補欠裁判官を審理合議体の構成員として補充する。

3. 変更のための補欠裁判官又は参審員がいない場合又は公判期日の裁判長が変更しなければならず、本条第2項に定める補欠裁判官がいない場合は、事件は最初から再審理しなければならない。

第187条 公判期日への被告人の出頭

1. 被告人は、裁判所の召喚状に応じて公判期日に出頭しなければならず、正当な理由なく欠席した場合は、この法律第130条に定める手続に従って勾引され、被告人が正当な理由があり欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。

被告人が精神病又はその他の危難病にかかっている場合は、審理合議体は、被告人の病気が回復するまで事件を停止する。

被告人が逃亡したときは、審理合議体は、事件を停止し、捜査機関に被告人の指名手配を要求する。

2. 裁判所は、次の場合のみ被告人の不在で審理することができる。

- a) 被告人が逃亡し、その指名手配が成功しなかった。
- b) 被告人が国外にとどまり、公判期日に召喚できない。
- c) 被告人の不在が公判の障害とならず、適切に召喚状を交付した。

第188条 公判期日における被告人の監察

1. 勾留されている被告人が公判期日に出頭する場合は、その弁護人にしか接触が許可されない。他の者との接触は、公判期日の裁判長が許可しなければならない。
2. 勾留されていない被告人は、裁判の時間中公判期日に出席しなければならない。

第189条 檢察官の出廷

1. 同級の検察院の検察官は、公判期日に参加しなければならない。重大、複雑な事件に関しては、2名の検察官が公判期日に参加することができる。
必要なときは、補欠検察官が参加することができる。
2. 檢察官の不在、更迭の場合に交代のための補欠検察官がないときは、審理合議体は公判期日を延期し、その旨を同級検察院に直ちに通知しなければならない。

第190条 弁護人の出廷

- 弁護人は、公判期日に参加する義務を負う。弁護人は、事前に弁論を裁判所に送付することができる。
弁護人が不在の場合でも、裁判所は公判期日を開く。
弁護人がこの法律第57条第2項の規定に基づいて出廷が義務付けられているにもかかわらず不在の場合は、審理合議体は、公判期日を延期しなければならない。

第191条 被告者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はその合法的代理人の出頭

1. 被告者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はその合法的代理人が欠席の場合は、審理合議体は、場合によって公判期日を延期し、又は公判を引き続き進める決定をする。
2. 被告者、民事原告、民事被告の欠席が損害賠償の問題の解決にのみ障害となると認める場合は、審理合議体は、民事手続に従って損害賠償を別の公判に持ち越すことができる。

第192条 証人の出頭

証人は、事件の事実関係を明らかにするために公判期日に参加する。証人が欠席し、事前に捜査機関に供述していた場合は、公判期日に裁判長は、当該供述を発表する。重要な問題の証人が欠席した場合は、審理合議体は、事件に応じて公判期日を延期し、又は公判を進める決定をする。

証人が裁判所に召喚されたにもかかわらず、正当な理由なく出頭を故意に拒否し、その不在が公判を妨害するときは、審理合議体は勾引決定を発する。

証人の勾引手続はこの法律第134条の規定に従う。

第193条 鑑定人の出頭

1. 鑑定人は、裁判所に召喚されたときは、公判期日に参加する。
2. 鑑定人が欠席したときは、場合によって、審理合議体は、公判期日を延期するか引き続き公判を行いうかを決定する。

第194条 公判期日延期の期限

この法律第45条、46条、47条、187条、189条、190条、191条、192条、193条に基づいて公判期日を延期しなければならない場合は、第一審公判期日の延期期限は、公判期日を延期する決定の発付日から起算して30日を超えてはならない。

ればならない場合は、第一審公判期日の延期期限は、公判期日を延期する決定の発付日から起算して30日を超えてはならない。

第195条 公判期日における検察官の起訴決定撤回又はより軽い犯罪の結論

公判期日において、尋問後、検察官は、起訴決定の一部若しくは全体を撤回し、又はより軽い犯罪として結論することができるが、審理合議体は、事件全体を審理しなければならない。

第196条 公判の制限

裁判所は、検察院が起訴し、裁判所が公判を行うことを決定した被告人及び犯罪行為のみ裁判する。

裁判所は、検察院が起訴のために適用した同じ条文中の他の項に従って、又は検察院が起訴した犯罪と同等の犯罪又はより軽い犯罪について被告人を裁判することができる。

第197条 公判期日の規則

1. 公判期日の開始前に、書記官は、公判期日の規則を読み上げなければならない。
2. 法廷にいる者は全員、審理合議体に尊重し、秩序を守り、裁判長の指示に従わなければならない。
3. 法廷にいる者は全員、審理合議体の構成員が入廷する時に起立しなければならない。尋問のために召喚された者は、意見を陳述することができ、陳述したい者は、裁判長の許可を得なければならない。意見を陳述する者は、健康上の理由から座ったまま陳述することを裁判長が許可する場合を除き、尋問中起立しなければならない。
4. 16歳未満の者は、尋問のために裁判所から召喚された場合を除き、法廷に入室してはいけない。

第198条 公判期日の秩序を乱した者に対する措置

公判期日の秩序を乱した者は、場合に応じて、裁判長が警告を発し、罰金を課し、退廷を命じ、又は逮捕されることがある。

公判期日の警備員は、公判期日の秩序を維持し、公判期日の秩序を乱す者に退廷を強制し、又は逮捕する旨の裁判長の命令を執行する義務がある。

第199条 裁判所の判決及び各決定の作成

1. 裁判所の判決は、被告人が犯罪を行ったか否か、刑罰及び他の司法措置を決定する。判決は、評議室で討議し採択しなければならない。
2. 審理合議体の構成員、検察官、書記官、鑑定人、通訳人の更迭、事件の移送、補充捜査の要求、事件の停止又は中止、及び被告人の逮捕又は釈放に関する決定は、評議室で討議し、採択しなければならず、書面にしなければならない。
3. その他の問題に関する決定は、法廷で審理合議体が討議し、採択され、書面にすることは要しないが、公判期日の調書に記録しなければならない。

第200条 公判期日の調書

1. 公判期日の調書には、公判期日の日、時、月、年、場所及び公判開始から判決宣告までの進行のすべてを記載しなければならない。調書に記録すると共に、公判期日の経緯を録音、ビデオ録画することができる。
2. 質問及び回答はすべて調書に記録しなければならない。
3. 公判期日の終了時に、裁判長は調書を検査し、書記官とともに署名しなければならない。
4. 検察官、被告人、弁護人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人、当事者の保護人又はそれらの者の合法的代理人は、公判期日の調書を閲覧することができ、調書の修正、補充を要求し、確認署名する権利がある。

第19章 公判期日開始手続

第201条 公判期日開始手続

公判期日を開始するとき、裁判長は、事件を公判に付す決定を読み上げる。

裁判長は、書記官から出頭した召喚者名簿の報告を聴取した後、出頭者の身分証を検査し、公判期日における出頭者の権利及び義務を説明する。

被告人にこの法律第49条第2項の規定に基づいて起訴状をまだ交付せず、第182条第1項に定める期限までに事件を公判に付す決定を交付していない場合において、被告人が要求したときは、審理合議体は、公判期日を延期しなければならない。

第202条 裁判官、参審員、検察官、書記官、鑑定人、通訳人の更迭提案の解決

検察官及び訴訟参加人に対して、裁判長は、裁判官、参審員、検察官、書記官、鑑定人、通訳人の更迭を提案するか否かを尋ねなければならない。要求をする者があれば、審理合議体は、検討し、決定をする。

第203条 通訳人、鑑定人の権利及び義務の説明

公判期日に参加する通訳人、鑑定人がいるときは、裁判長は、その者の氏名、職業又は職務を紹介し、その者の権利及び義務を明確に説明する。その者は、任務を充分に遂行することを誓約しなければならない。

第204条 証人の権利、義務の説明及び証人との隔離

1. それぞれの証人の氏名、年齢、職業、住所を尋ねた後に、裁判長は、証人の訴訟手続上の権利及び義務を明確に説明する。証人は、虚偽の証言をしない誓約をしなければならない。特に、未成年者の証人の場合は、この誓約をしなくてもよい。
2. 証人に事件について質問される前に、裁判長は、証人同士が互いの証言を聞き、又は他の関係者と接触することを防ぐために様々な措置を適用することを決定することができる。被告人及び証人の証言が互いに影響を与える可能性がある場合は、裁判長は、証人に質問をする前に、被告人を証人から隔離することを決定することができる。

第205条 証拠調べ要求の解決及び関係人欠席時の公判期日延期の要求解決

裁判長は、検察官及び訴訟参加人に対し、審理のために補充の証人の召喚又は補充の証拠物及び書類の提出を要求するか否かを尋ねなければならない。

訴訟参加人のいずれかが欠席した場合にも、裁判長は、前記の者のいずれかが公判期日の延期を要求するか否かを尋ねなければならない。要求をする者がいれば、審理合議体はそれを検討し、決定する。

第20章 公判期日における尋問手続

第206条 起訴状朗読

尋問前に、検察官は、起訴状を朗読し、補充意見があればそれを陳述する。

第207条 審問手順

1. 審理合議体は、合理的な尋問手順で事件の各事実及び各犯罪の事実関係すべてを完全に確定しなければならない。
2. 1人ずつの尋問を行うに当たり、裁判長が最初に質問をし、次に各参審員が、その後に、検察官、弁護人、当事者の権利の保護人が質問する。公判期日の参加人も、明らかにする必要がある事実関係について更に質問をすることを裁判長に提案する権利を有する。鑑

定人は、鑑定に関する問題について質問をすることができる。

3. 尋問をするとき、審理合議体は、事件に関係がある証拠物を取り調べる。

第208条 捜査機関での供述の告知

1. 尋問を受けた者が公判期日に出席している場合は、審理合議体及び検察官は、その者が公判期日において事件の事実関係について供述する前に、その者が捜査機関で供述した内容を繰り返し、又は告知してはならない。
2. 捜査機関で聴取された供述は、次の場合にのみ告知する。
a) 公判期日で尋問された者の供述が、捜査機関で行ったその供述と矛盾している場合。
b) 尋問される者が公判期日で供述しない場合。
c) 尋問される者が欠席し、又は死亡した場合。

第209条 被告人質問

1. 審理合議体は、各被告人を別々に質問しなければならない。ある被告人の供述が他の被告人の供述に影響を与える可能性があれば、裁判長は他の被告人を隔離しなければならない。この場合には、前に質問された被告人の供述を隔離された被告人に告知し、隔離された被告人は前に質問された被告人に質問をする権利を有し、その被告人に質問をすることができる。
2. 被告人は、起訴状及び事件の事実関係について意見を陳述する。審理合議体は、被告人の陳述の中で不十分な点又は矛盾している点を更に尋問する。
3. 検察官は、被告人を有罪とするか、無罪とするかということに関連する事件の事実関係について質問する。弁護人は、防御に関する事実関係について質問し、当事者の権利の保護人は、当事者の権利の保護に関する事実関係について質問する。

公判期日参加人は、自己に関連する事実関係についてさらに質問することを裁判長に提案する権利を有する。
4. 被告人が質問に回答しなければ、審理合議体、検察官、弁護人、当事者の権利の保護人は、他の者に事件に関する質問をし、証拠物、書類の検討を継続する。

第210条 被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はこれらの者の合法的代理人の質問

被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はこれらの者の合法的代理人は、自己に関連する事件の事実関係について陳述する。その後、審理合議体、検察官、弁護人及び当事者の権利の保護人は、その陳述の不十分な点又は矛盾している点について更に質問する。

第211条 証人質問

1. 審理合議体は、各証人を別々に尋問しなければならず、各証人に他の証人に対する尋問内容を知らせてはならない。
2. 証人質問に当たり、審理合議体は、被告人及び事件の当事者と証人との関係を明らかにするために質問をしなければならない。裁判長は、証人に知っている事件の事実関係を明確に陳述することを要求し、その供述の不十分な点又は矛盾している点について更に質問する。検察官、弁護人、当事者の権利の保護人は、証人に更に質問することができる。
3. 証人が未成年者であるときは、裁判長は、質問するため、両親、保佐人、又は教員の助力を要求することができる。
4. 証人は、陳述の終了後、追加質問を受けることができるよう、法廷にとどまる。
5. 証人及びその親族の安全を保証する必要がある場合は、審理合議体は、法律に従ってその者を保護する措置を探る決定をしなければならない。

第212条 証拠物の検討

1. 証拠物、写真又は証拠物を認証する調書は、公判期日における檢

討のために提出する。

必要である場合は、審理合議体は、検察官、弁護人及び公判期日の他の参加人とともに、公判期日に持ってくることのできない証拠物の現場検証に赴くことができる。現場検証は、この法律第95条の規定に従って調書に記録しなければならない。

2. 検察官、弁護人及び公判期日の他の参加人は、証拠物に関する見解を陳述する権利を有する。審理合議体は、証拠物に関する問題について更に質問することができる。

第213条 現場検証

必要であると認めるときは、審理合議体は、検察官、弁護人及び公判期日の他の参加人とともに、犯行現場又は事件に関連する他の場所の検証に赴くことができる。検察官、弁護人及び公判期日の他の参加人は、犯行現場又は事件に関連する他の場所に関して見解を陳述する権利を有する。

審理合議体は、当該場所に関する問題について公判期日の他の参加人を更に質問することができる。

現場検証は、この法律第95条に定める一般手続に従って調書に記録しなければならない。

第214条 機関又は組織による事件書類、見解、報告の陳述、公開

事件の事実関係に関する機関又は組織の見解及び報告は、当該機関又は組織の代表者が陳述する。当該機関又は組織の代表者が欠席している場合は、審理合議体が公判期日にその見解、報告を公開する。

事件記録に含まれ又は尋問中に新しく提出された書類は、すべて公判期日に公開しなければならない。

検察官、被告人、弁護人及び公判期日の他の参加人は、当該書類に関する自らの見解を述べ、関連する問題について更に質問する権利を有する。

第215条 鑑定人質問

1. 鑑定人は、鑑定を任せられた問題に関する結論を陳述する。
2. 公判期日にて、鑑定人は、鑑定結論の根拠について補充説明を行う権利を有する。
3. 鑑定人が欠席する場合は、裁判長が鑑定結論を公表する。
4. 検察官、弁護人及び公判期日の他の参加人は、鑑定結論に関する見解を述べ、鑑定結論のうち不明確な問題又は矛盾している問題について質問する権利を有する。
5. 必要と認めるときは、審理合議体は、補充鑑定又は再鑑定を決定する。

第216条 尋問の終了

事件の事実関係すべてを完全に検討したと認めるときは、裁判長は、検察官、被告人、弁護人及び公判期日の他の参加人にいざれかの問題に関する尋問を要求するか否かを尋ねる。いざれかの者が要求し、その要求が正当であると認める場合は、裁判長は、尋問を継続する決定をする。

第21章 公判期日における弁論

第217条 弁論時の発表の順番

1. 公判期日における尋問の終了時に、検察官は、論告を行い、起訴状の全体若しくは一部又はより軽い犯罪である旨の結論に基づいて被告人に対する罪状を提案し、有罪とする根拠がないと認める場合は、検察官は、起訴決定全体を取り下げ、審理合議体に、被告人の無罪を宣告することを提案する。

検察官の論告は、公判期日において既に検査した書類、証拠並びに被告人、弁護人、当事者の権利の保護人及び公判期日における他の訴訟参加人の意見に基づいていなければならない。

2. 被告人は、弁護を陳述する。被告人に弁護人がいるときは、弁護

人が被告人を弁護する。被告人は、弁護を補充する権利を有する。

3. 被告者、民事原告、民事被告及び事件の利害関係人又はその合法的代理人は、自らの権利及び利益を擁護するために意見を陳述することができる。

その者の権利の保護人がいるときは、保護人は、意見を陳述し補充する権利を有する。

第218条 反論

被告人、弁護人及び他の訴訟参加人は、検察官が行った論告に関する意見を陳述し、提案を提示する権利を有する。検察官は、個々の意見に対して自己の立論を提示しなければならない。

弁論参加人は、他の者の意見に反論する権利を有する。裁判長は、弁論時間を制限してはならず、弁論参加人が自らの意見を陳述し尽くす条件を整えなければならないが、事件に関連のない意見を排除する権利を有する。

裁判長は、弁護人及び他の訴訟参加人が提示した事件に関する意見であって検察官が弁論していないものに対し反論することを検察官に提案する権利を有する。

第219条 再尋問

弁論で証拠をさらに検討する必要があると認めるときは、審理合議体は、再尋問を決定することができる。弁論は、尋問が終了したときに継続しなければならない。

第220条 被告人の最終発言

弁論参加人が陳述を尽くしたときは、裁判長は、弁論の終了を宣言する。

被告人は、最終発言を許可される。被告人の最終発言中は、質問をしてはならない。審理合議体は、事件に関連しない点について冗漫に陳述しないことを被告人に要求する権利を有するが、時間を制限してはならない。

最終発言の中で、被告人が事件の重要な新しい事実関係を更に陳述したとき、審理合議体は、再尋問を決定しなければならない。

第221条 起訴決定の取下げ、又はより軽い罪を結論とすることの検討

1. 検察官が起訴決定の一部を取り下げ、又はより軽い罪である旨を結論としたときは、審理合議体は、事件の裁判を継続する。
2. 検察官が起訴決定全体を取り下げたときは、審理合議体は、判決を評議する前に、公判期日の訴訟参加人にその取下げに関する意見を陳述することを要求する。

第22章 判決の評議、宣告

第222条 判決の評議

1. 裁判官及び参審員のみが判決を評議する権利を有する。審理合議体の構成員は、各問題に関して多数決を行い、事件の全問題について解決しなければならない。裁判官は、最後に投票する。少数意見を有する者は、書面でその意見を陳述し、事件記録に編綴する権利を有する。
2. 検察官が起訴決定全体を取り下げる場合においても、審理合議体は、本条第1項に定める手順で事件の問題を解決する。被告人が有罪でないことを確認する根拠がある場合は、審理合議体は、被告人を有罪でないと宣言し、起訴決定の取下げに根拠がないと認める場合は、審理合議体は、事件の中止を決定し、直近の上級検察院に建議する。
3. 判決の評議は、完全、総括的に各証拠を検討し、検察官、被告人、弁護人、公判期日における他の訴訟参加人の意見を検討したこと根拠として、公判期日において既に審査された証拠及び書類にのみ基づく。
4. 判決の評議過程における審理合議体の各意見及び決定を調書に記

録しなければならない。判決評議の調書は、判決の宣告前に評議室で審理合議体の構成員全員が署名しなければならない。

第223条 尋問と弁論の再開

判決の評議を通じて、尋問していない、又は尋問が十分でない事件の事実関係を発見した場合は、審理合議体は、尋問及び弁論を再開する決定をする。

第224条 判決

1. 裁判所は、ベトナム社会主義人民共和国の名において判決する。
2. 判決には、公判期日の日時、年月日、場所、審理合議体の構成員及び書記官の氏名、検察官の氏名、被告人の氏名、生年月日、出生地、住所、職業、学歴、社会身分、被告人の前科前歴、被告人の暫定留置日、勾留日、被告人の合法的代理人の氏名、年齢、職業、出生地及び住所、弁護人の氏名、並びに被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人、その合法的代理人の氏名、年齢、職業及び住所を記載しなければならない。
3. 判決には、被告人の犯行を説明し、被告人の有罪及び無罪を確定する証拠を分析し、被告人が有罪か否か、有罪である場合は、罪名、刑法の適用条項、被告人の刑事責任を加重する事実関係又は軽減する事実関係を確定し、それをどのように処理するか確定しなければならない。被告人が有罪でない場合は、判決には、被告人が有罪でないことを確認する根拠を明記し、その名誉、合法的権利及び利益の回復について記載しなければならない。判決の最終部分には、裁判所の各決定を記載し判決に対し控訴する権利について記載する。

第225条 管理業務の過誤是正に対する建議

1. 判決とともに、裁判所は、関連機関及び組織に対し、当該機関及び組織における犯罪の原因及びその条件を克服するに必要な措置を探ることを建議する。裁判所の建議を受け取った日から30日以内に、当該機関及び組織は、既に採った措置を裁判所に書面で通知しなければならない。
2. 裁判所の建議は、判決とともに公判期日にて読み上げ、又は関連機関又は組織にのみ送付することができる。

第226条 判決の宣告

判決の宣言のときに、法廷にいる者は全員、起立しなければならない。裁判長又は審理合議体の他の構成員の1人が、判決を読み上げ、読み上げた後に判決の執行及び控訴権について更に説明することができる。

被告人がベトナム語を解さない場合は、判決が宣告された後に、通訳人は、被告人が解する言語で判決全体を被告人に対し読み上げなければならない。

第227条 被告人の釈放

次の場合において、被告人が他の犯罪により勾留されていないときは、審理合議体は、勾留されている被告人に公判期日において釈放することを宣言しなければならない。

1. 被告人が有罪でない。
2. 被告人が刑事責任を免責され又は刑の執行を免除される。
3. 被告人を懲役刑以外の刑に処する。
4. 被告人を懲役刑に処するが執行を猶予する。
5. 懲役刑の期間が、被告人の勾留期間と等しく又は勾留期間よりも短い。

第228条 判決宣告後の勾留のための被告人の逮捕

1. 勾留され、懲役刑に処せられ、勾留期限が公判期日の終了日に徒過する被告人に対して、審理合議体は、判決の執行を保証するために、被告人を勾留する決定を発する。ただし、この法律第227条第4項、5項に定める場合を除く。
2. 勾留されていない被告人を懲役刑に処した場合は、判決が確定し

たときに刑を執行する目的で勾留のため被告人を逮捕する。被告人が逃亡し、又は他の犯行を継続する可能性があると信ずる根拠があれば、審理合議体は、勾留のために被告人を直ちに逮捕する決定を発することができる。

3. 本条第1項、2項に定める被告人の勾留期間は、判決の宣告日から45日間である。
4. 死刑に処せられた被告人について、審理合議体は、判決の執行を確保するために被告人の勾留継続を判決の中で決定する。

第229条 判決の交付

判決の宣告日から10日以内に、第一審裁判所は、判決の写しを被告人、同級の検察院、弁護人に交付し、欠席裁判を受けた者、同級の公安機関に送付し、被告人が居住する社、区、町の行政機関又は被告人が勤務する機関、組織に書面でその旨を通知しなければならない。

この法律第187条第2項a号及びb号の規定に基づいて欠席した被告人を裁判した場合は、前記の期限内に、被告人が最後に居住した社、区、町の行政機関の事務所又は被告人が最後に勤務した機関、組織の事務所に、判決を掲示しなければならない。

被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はその合法的代理人は、判決の抜粋又は写しの提供を裁判所に要求する権利を有する。

第4編 控訴審

第23章 控訴審の性質、控訴権及び異議申立て権

第230条 控訴審の性質

控訴審とは、まだ法的効力を有さない事件の第一審判決又は決定が控訴され又は異議が申し立てられたときの、上級裁判所による事件の再審理又は第一審決定の見直しをいう。

第231条 控訴権を有する者

被告人、被害者及びその合法的代理人は、第一審判決又は決定に対し控訴する権利を有する。

弁護人は、未成年者、身体障害者又は精神障害者の権利を擁護するために控訴する権利を有する。

民事原告、民事被告及びその合法的代理人は、損害賠償に関する判決又は決定の部分に対して控訴する権利を有する。

事件の利害関係人及びその合法的代理人は、自らの権利及び義務に関する判決又は決定の部分に対して控訴する権利を有する。

未成年者、又は身体障害者又は精神障害者の権利の保護者は、保護する者の権利及び義務に関する判決又は決定の部分に対して控訴する権利を有する。

裁判所から無罪を宣告された者は、無罪を宣告する第一審の判決で当該宣告の理由に関する部分に対して控訴する権利を有する。

第232条 檢察院による異議申立て

同級の検察院及び直近の上級検察院は、第一審判決又は決定に対し異議を申し立てる権利を有する。

第233条 控訴及び異議申立ての手続

1. 控訴人は、第一審を行った裁判所又は控訴審裁判所に控訴状を送付しなければならない。被告人が勾留されている場合は、拘置所の監視委員会は、被告人に対しその控訴権の行使を保障しなければならない。

控訴人は、第一審を行った裁判所に直接控訴を陳述することもできる。裁判所は、この法律第95条に定める控訴の調書を作成しなければならない。

2. 同級の検察院又は直近の上級検察院は、理由を明記して書面で異議を申し立てる。異議申立ては、第一審を行った裁判所に宛てる。

第234条 控訴、異議申立ての期限

1. 異議申立ての期限は、判決の宣告日から 15 日である。公判期日に欠席した被告人又は当事者に対しては、控訴期限は、判決がその者に交付され又は掲示された日から起算する。

同級の検察院が異議を申し立てる期限は、判決の宣告日から起算して 15 日であり、直近の上級検察院が異議を申し立てる期限は、判決の宣告日から起算して 30 日である。

2. 控訴状を郵送したときは、控訴の日は、封筒に押印された郵便局の消印の日に基づいて起算する。

控訴状を拘置所の監視委員会を通じて送付した場合は、控訴の日は、拘置所の監視委員会が当該控訴状を受領した日に基づいて起算する。

第235条 期限後の控訴

1. 期限後の控訴は、正当な理由があれば、受理することができる。
2. 控訴審裁判所は、期限後の控訴理由を検討するために 3 名の裁判官で構成する審理合議体を結成する。審理合議体は、期限後の控訴の受理又は拒否の決定をする権限を有する。

第236条 控訴、異議申立ての通知

1. 控訴及び異議申立てでは、その受領後 7 日以内に第一審裁判所から同級検察院及び訴訟参加人に書面で通知しなければならない。
2. 控訴、異議申立ての通知を受けた者は、当該控訴又は異議申立ての内容に関する自らの意見を書面で控訴審裁判所に送付する権利を有する。その意見は、事件記録に編綴される。

第237条 控訴、異議申立ての結果

1. 控訴され、又は異議を申し立てられた判決の部分は、この法律第 255 条第 2 項に定める場合を除き、執行しない。判決全体が控訴され、又は異議を申し立てられた場合は、判決全体を執行しない。
2. 第一審裁判所は、控訴、異議申立てをする期限が徒過した後 7 日以内に事件記録、控訴状、異議申立書を控訴審裁判所に送付しなければならない。

第238条 控訴、異議申し立ての補充、変更、取下げ

1. 控訴審公判期日の開始前又は公判期日中に、控訴人又は検察院は、自らの控訴又は異議申立てを補充し、又は変更する権利を有するが、被告人の状況を不利益にしてはならない。控訴又は異議申立ての一部又は全部を取り下げる権利を有する。
2. 控訴、異議申立て全体が公判期日で取り下げられた場合は、控訴審は中止しなければならない。

第一審判決は、控訴審裁判所が控訴審を中止する決定を発した日から法的効力を有する。

第239条 第一審裁判所の決定に対する控訴、異議申立て

1. 第一審裁判所の決定に対し同級の検察院が異議を申し立てる期限は、当該決定の発付日から起算して 7 日であり、直近の上級検察院が異議を申し立てる期限は、15 日である。
2. 事件を停止し又は中止する第一審裁判所の決定は、控訴権を有する者が当該決定を受け取った日から起算して 7 日以内に控訴することができる。

第240条 控訴、異議申立てのない第一審判決、決定の効力

控訴され又は異議を申し立てられなかった第一審の判決、決定及びその一部は、控訴又は異議申立ての期限が徒過した日から法的効力を有する。

第24章 控訴審手続

第241条 控訴審裁判の範囲

控訴審裁判所は、控訴、異議申立ての内容を検討する。必要であると認めるときは、控訴審裁判所は控訴されず、異議を申し立てられなかつた判決の他の部分も検討することができる。

第242条 控訴審裁判の期限

省級人民裁判所、軍区級軍事裁判所は、60 日以内に控訴審公判期日を開始しなければならず、最高人民裁判所控訴裁判部、中央軍事裁判所は、事件記録を受理した後 90 日以内に控訴審公判期日を開始しなければならない。

公判期日開始の遅くとも 15 日前までに、控訴審裁判所は、同級検察院及び訴訟参加人に事件の控訴審公判の日時及び場所を書面で通知しなければならない。

第243条 控訴審裁判所による予防措置の適用、変更、取消し

1. 事件記録を受領した後に、控訴審裁判所は、予防措置の適用、変更又は取消しを決定する権限を有する。勾留措置の適用、変更又は取消しは、省級人民裁判所若しくは軍区級軍事裁判所の長官若しくは副長官、又は最高人民裁判所の控訴裁判部長若しくは副部長職にある裁判官が決定する。

勾留期間は、この法律第 242 条に定める控訴審の期間を超えてはならない。

2. 勾留期間が控訴審公判期日の開始日に満了する被告人について、公判を完了するために勾留を継続することが必要であると認めるときは、裁判所は、公判期日の終了まで被告人を勾留する命令を発する。

3. 勾留され、懲役刑に処せられ、勾留期間が公判期日の終了日に満了する被告人について、この法律第 227 条第 4 項、5 項に定める場合を除いて、審理合議体は、被告人の判決の執行を確保するため被告人の勾留を継続する決定を発することができる。

勾留されていないが懲役刑に処せられた被告人について、この法律第 261 条に定める場合を除いて、審理合議体は、判決宣告後直ちに勾留のために被告人を逮捕する決定を発することができる。

勾留期間は、判決宣告日から 45 日間である。

第244条 控訴審合議体の構成

控訴審合議体は、裁判官 3 名で構成し、必要である場合は、参審員 2 名を追加することができる。

第245条 控訴審公判期日の参加人

1. 控訴審公判期日において、同級検察院の検察官の参加は必要不可欠であり、検察官が出席しないときは、公判期日は延期しなければならない。

2. 弁護人、当事者の権利の保護人、控訴人、控訴、異議申立ての利害関係人は、公判期日に召喚される。いずれかの者が正当な理由で欠席した場合は、審理合議体は、引き続き公判を進めることができるが、欠席した被告人又は当事者に不利な判決又は決定を発してはならない。他の場合は、公判期日を延期しなければならない。

本条第 1 項又は第 2 項又はこの法律第 45 条、46 条、47 条の規定により公判期日を延期する期限は、公判期日を延期する決定の発付日から起算して 30 日を超えてはならない。

3. 他の者の公判期日への参加は、その出頭が必要であると認めるときに控訴審裁判所が決定する。

第246条 控訴審裁判所における証拠の補充、検討

1. 公判前又は公判期日の尋問中に、検察院は、自ら又は裁判所の要求により新しい証拠を補充することができる。控訴人、控訴、異議申立ての利害関係人、弁護人、当事者の権利の保護人も書類、物を補充する権利を有する。

2. すでにあった証拠、追加された証拠、新しく補充した資料、物は、すべて公判期日で検討しなければならない。控訴審裁判所の判決は、既にあった証拠及び追加された証拠に基づかなければならない。

第247条 控訴審公判期日の手続

控訴審公判期日も、第一審公判期日と同様に行うが、尋問を行う前に、審理合議体の構成員1名が事件の内容、第一審判決の決定部分、控訴又は異議申立ての内容を要約して陳述しなければならない。弁論のとき、検察官は、事件の解決に関する検察院の観点を発表する。

第248条 控訴審判決及び控訴審裁判所の管轄権

1. 裁判所は、ベトナム社会主義人民共和国の名において判決を言い渡す。判決には、公判期日の日、時、年月日、場所、審理合議体の構成員、書記官の氏名、検察官の氏名、被告人の氏名、生年月日、出生地、住所、職業、学歴、社会的身分、被告人の前科前歴、被告人の暫定留置日、勾留日、弁護人の氏名、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人及びその合法的代理人の氏名、年齢、職業、住所を明確に記載しなければならない。

判決には、事件の概略、解決過程、第一審判決の決定、控訴、異議申立ての内容及び本条第2項に定める決定の一をなす根拠を記述しなければならない。判決の最終部分には、裁判所の決定を記載する。

2. 控訴審裁判所は、次の決定をする権限を有する。

- a) 控訴、異議申立てを認めず、第一審判決を維持すること。
- b) 第一審判決を修正すること。
- c) 第一審判決を取り消し、再捜査又は再審理のために事件記録を移送すること。
- d) 第一審判決を取り消し、事件を中止すること。

3. 控訴審判決は、その宣告日から法的効力を有する。

第249条 第一審判決の修正

1. 控訴審裁判所は、次のとおり第一審判決を修正する権限を有する。

- a) 被告人の刑事责任又は刑罰を免責する。
- b) より軽い犯罪に対する刑法の条項を適用する。
- c) 被告人に対し刑を減輕する。
- d) 損害賠償の水準を下げ、証拠物処理に関する決定を修正する。
- dd) より軽い刑に変更する。懲役刑の期間を維持し、執行を猶予する。

2. 根拠があるとき、控訴審裁判所は、控訴しなかった被告人、控訴されず又は異議を申し立てられなかった被告人に対し、刑を減輕し、より軽い犯罪に対する刑法の条項を適用し、より軽い刑に変更し、懲役刑の期間を維持し執行を猶予することができる。

3. 异議を申し立てた検察院又は控訴した被害者が要求する場合は、控訴審裁判所は、刑を加重し、より重大な犯罪に対する刑法の条項を適用し、損害賠償の水準を高くすることができます。検察院が異議を申し立て、又は被害者、民事原告、民事被告が控訴した場合において根拠があるとき、裁判所は、刑の減輕、より軽い犯罪に対する刑法の条項の適用、より軽い刑への変更、懲役刑の期間を維持したままの執行猶予、損害賠償の水準の引下げができる。

第250条 再捜査又は再審理のための第一審判決の破棄

1. 控訴審裁判所は、第一審級の捜査が不十分であることが判明し控訴審級で捜査を補充できない場合は、第一審判決を破棄する。

2. 控訴審裁判所は、次の場合には、第一審級で審理合議体を新しく構成し再審理を行うために、第一審判決を破棄する。

- a) 第一審合議体の構成が法律の規定に従わず、又は刑事訴訟活動のその他の重大な違反を犯した。
- b) 第一審裁判所が無罪を宣告した者が犯罪を行ったと信ずる根拠がある。

3. 再捜査又は再審理のために第一審判決を破棄する場合は、控訴審裁判所は、第一審の判決を破棄した理由を明記しなければならない。

4. 再審理のために第一審判決を破棄するときは、控訴審裁判所は、第一審裁判所が受領し又は却下しなければならない証拠について事前に決定せず、第一審裁判所が適用しなければならない刑法の

条項及び刑罰をも事前に決定しない。

5. 再捜査又は再審理のために第一審判決を破棄し、被告人の勾留期間が満了したにもかかわらず、被告人の勾留を継続することが必要であると認める場合は、控訴審合議体は、第一審の検察院又は裁判所が事件を再度受理するまで、被告人の勾留を継続する決定を発する。

第一審判決の破棄後15日以内に、事件記録は、一般手続に従って解決するために第一審の裁判所又は検察院に移送しなければならない。

第251条 第一審判決の破棄及び事件の中止

この法律第107条第1号、2号に定める根拠の一が存在するときは、控訴審裁判所は、第一審判決を破棄し、被告人の無罪を宣告し、事件を中止し、この法律第107条第3号、4号、5号、6号、7号に定める根拠の一が存在する場合は、第一審判決を破棄し、事件を中止する。

第252条 刑事事件の再捜査又は再審理

控訴審裁判所が再捜査又は再審理のために第一審判決を破棄した後に、一般手続に従って、捜査機関は事件を再捜査し、検察院は事件を再起訴し、第一審裁判所は事件を再審理する。

第253条 第一審裁判所の決定の控訴審

1. 控訴され又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定について、控訴審裁判所は、公判期日を開始せずに、必要と認めるときは、決定を発する前に必要な訴訟参加人を召喚しその意見を聴取することができる。
2. 控訴審裁判所は、事件記録を受領した日から10日以内に、控訴又は異議申立てを解決する決定を発しなければならない。
3. 控訴され又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定を検討するときに、控訴裁判所は、この法律第248条に定める権限を有する。
4. 控訴審決定は、その発付日から法的効力を有する。

第254条 控訴審判決、決定の交付

判決の宣告日又は決定を発付した日から起算して10日以内に、控訴審裁判所は、控訴審判決又は決定を異議申立人、第一審の地の裁判所、検察院、公安機関、控訴人、控訴、異議申立ての利害関係人又はその合法的代理人に交付し、控訴審判決が罰金刑、財産の没収及び民事決定を宣告する場合は、権限を有する民事執行機関に交付しなければならず、被告人が居住する社、区、町の行政機関又は被告人が勤務する機関又は組織に書面で通知しなければならない。控訴審を最高人民裁判所控訴部が行った場合は、その期限は延長することができるが、25日間を超えない。

被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はその合法的代理人は、判決の抜粋又は写しの提供を裁判所に要求する権利を有する。

第5編 裁判所の判決及び決定の執行

第255章 裁判所の判決及び決定の執行に関する通則

第255条 執行される判決及び決定

1. 執行される判決及び決定は、次のものを含め、法的効力を発生したものである。
 - a) 控訴手順に従って控訴され又は異議を申し立てられなかった第一審裁判所の判決及び決定
 - b) 控訴審裁判所の判決及び決定
 - c) 監督審裁判所又は再審裁判所の決定
2. 被告人が勾留されており、第一審裁判所が事件の中止、被告人に有罪を宣告しないこと、被告人の刑事责任、刑罰の免除、非拘束刑若しくは判決の執行猶予を決定し、又は懲役刑の刑期が勾留期

間と同期間若しくは勾留期間よりも短い場合は、裁判所の判決又は決定は、控訴され又は異議を申し立てられる可能性があつても直ちに執行される。

第256条 裁判所の判決及び決定の執行手続

1. 第一審判決若しくは決定が法的効力を発生した後又は控訴審判決若しくは決定、監督審若しくは再審の決定を受領した後7日以内に、第一審裁判を行った裁判所の長官は、判決を執行する決定を発しなければならず、又は同審級の他の裁判所に判決の執行決定發付を委託しなければならない。
2. 判決を執行する決定には、発付者の氏名、判決又は決定の執行を任じられた機関の名称、有罪判決を受けた者の氏名、生年月日、住所及び有罪判決を受けた者、判決又は決定に服さなければならぬ者を記載しなければならない。
有罪判決を受けた者が保釈中である場合は、懲役刑の執行決定には、決定の受領した日から7日以内に、有罪判決を受けた者が服役のために公安機関に出頭しなければならないことを明記しなければならない。
3. 判決を執行する決定及び判決又は決定の抜粋は、判決が執行される地にある同級の検察院、判決執行機関及び有罪判決を受けた者に送付しなければならない。
4. 保釈中の者が懲役刑に処せられた後に逃亡した場合は、判決の執行決定を発した裁判所の長官は、同級の捜査機関に指名手配令状の發付を要求する。

第257条 裁判所の判決及び決定の執行を任じられた機関、組織

1. 公安機関は、退去強制、有期懲役刑、無期懲役刑を執行し、この法律第259条に定める死刑執行評議会に加わる。
2. 有罪判決を受けた者が居住する地の社、区、町の行政機関又は有罪判決を受けた者が勤務する機関、組織は、刑の執行猶予又は非拘束刑に服す者を観察し、教育し、その更正を監視する任務を有する。
3. 保護観察、居住禁止、複数の公民権の剥奪、社会的職務保持の禁止、一定の職業又は業務の禁止の執行は、判決を執行する地の社、区、町の行政機関又は機関、組織が実施する。
4. 特別医療機関は、強制治療に関する決定を執行する。
5. 民事判決執行機関は、罰金、財産の没収及び刑事事件の民事決定を執行する。社、区、町の行政機関又は機関、組織は、判決を執行するに当たり執行官を援助することに任じる。判決を執行するため強制措置を探ることが必要であるときは、公安及び他の関係機関は、その調整をしなければならない。
6. 軍事裁判所の判決及び決定の執行は、退去強制を除き、軍の組織が実施する。
7. 判決執行機関は、判決執行の決定を発した裁判所の長官に判決又は決定の執行について報告しなければならず、執行できない場合は、その理由を明示しなければならない。

第26章 死刑の執行

第258条 執行前の死刑検討手続

1. 死刑の判決が法的効力を発生した後に、事件記録は、最高人民裁判所の長官及び最高人民検察院の長官に直ちに送付しなければならない。
判決及び事件記録を受領した日から2か月以内に、最高人民裁判所の長官及び最高人民検察院の長官は、監督審又は再審手続に従つて判決に異議を申し立てるか否かを決定しなければならない。
判決が法的効力を発生した日から7日以内に、死刑有罪判決を受けた者は、国家主席に減輕の請願書を送付することができる。
2. 死刑の判決は、監督審又は再審の手続に従つて最高人民裁判所の長官又は最高人民検察院の長官が異議を申し立てなければ執行される。
死刑の判決が監督審又は再審の手続に従つて異議を申し立てられ、

最高人民裁判所の監督審合議体又は再審合議体が当該異議申立ての却下を決定し、死刑の判決を維持した場合は、最高人民裁判所は、有罪判決を受けた者が死刑の減輕を請願することができるよう、有罪判決を受けた者にその旨を直ちに通知しなければならない。

有罪を受けた者が死刑の減輕を請願した場合は、死刑は、国家主席が当該請願を却下した後に執行する。

第259条 死刑の執行

1. 第一審を行った裁判所の長官は、執行決定を発し、裁判所、検察院及び公安の代表者で構成する死刑執行のための評議会を設立する。判決執行評議会は、判決の執行前に有罪判決を受けた者の身分証明書を検査しなければならない。
有罪判決を受けた者が女性である場合は、判決を執行する決定を発する前に、第一審を行った裁判所の長官は、刑法第35条に定める死刑不適用の条件を検査しなければならない。有罪判決を受けた者が刑法第35条に定める条件を満たす根拠があれば、第一審を行った裁判所の長官は、判決を執行する決定を発せず、有罪判決を受けた者の死刑から無期懲役への減輕の検討及び減輕のために、その旨を最高人民裁判所の長官に報告する。
女性で有罪判決を受けた者の死刑を執行する前に、判決執行評議会は、その身分証明書の検査に加え、刑法第35条に定める死刑不適用の条件に関連した書類を検査しなければならない。
2. 有罪判決を受けた者が刑法第35条に定める条件を満たすことを判決執行評議会が発見した場合は、執行を延期し、有罪判決を受けた者の死刑から無期懲役への減輕の検討及び減輕のために、最高人民裁判所の長官に報告するよう、第一審を行った裁判所の長官に死刑執行延期の旨を報告する。
3. 死刑執行前に、有罪判決を受けた者に対し、判決を執行する決定、最高人民裁判所の長官による判決に対し異議申立てをしてしない決定及び最高人民検察院の長官による判決に対し異議申立てをしてしない決定を交付し、読み聞かせなければならない。
4. 有罪判決を受けた者が死刑の減輕を請願した場合は、その者に対し減輕の請願を却下する国家主席の決定を交付し、読み聞かせなければならない。
5. 死刑は、射殺により執行する。
6. 死刑の執行は、調書に記録し、調書には有罪判決を受けた者が閲覧するための決定の交付、有罪判決を受けた者の言葉及びその親族に残した通信、物を明記しなければならない。
7. 特別な場合は、判決執行評議会は、死刑執行を延期し、最高人民裁判所の長官に更に報告させるために、死刑執行決定を発した裁判所の長官に執行延期を報告する。

第27章 懲役刑及びその他の刑罰の執行

第260条 懲役刑の執行

1. 有罪判決を受けた者が勾留されている場合は、公安機関は、有罪判決を受けた者の親族の要求により、刑の執行前に有罪判決を受けた者が親族に面会する許可を与えなければならない。
刑務所の監視委員会は、有罪判決を受けた者が刑に服する場所をその親族に通知しなければならない。
2. 有罪判決を受けた者が保釈中で、期限が過ぎても刑に服すために公安機関に出頭しない場合は、その有罪判決の者を勾引する。
3. 判決執行決定を発した裁判所の長官は、判決の執行を監視しなければならない。公安機関は、判決執行のための有罪判決を受けた者の逮捕、又は逮捕できなかつた理由及び判決執行を保証するために採るべき措置を当該裁判所に通知しなければならない。
4. 懲役刑に服役中の者が刑務所から逃亡した場合は、公安機関は、指名手配令状を発する。

第261条 懲役刑執行の延期

1. 懲役刑を宣告され保釈中である者に対し、判決執行の決定を発し

た裁判所の長官は、刑法第61条第1項に定める場合には、職権で、又は同級の検察院、公安機関、有罪判決を受けた者の提案により、懲役刑の執行の延期を許可することができる。

2. 懲役刑執行延期期間の満了の遅くとも7日前までに、延期を許可した裁判所の長官は、判決執行決定を発し、当該決定を、法的効力を発生した懲役刑判決、決定の写しとともに、懲役刑執行延期期間の満了前に同級の公安機関及び有罪判決を受けた者に直ちに送付しなければならない。

懲役刑執行の延期期間の満了後7日経過しても、有罪判決を受けた者が懲役刑の執行のために正当な理由なく公安機関に出頭しない場合は、公安機関は、懲役刑執行のために有罪判決を受けた者を勾引しなければならない。

第262条 懲役刑執行の停止

1. 検察院又は有罪判決を受けた者が懲役刑に服している刑務所の監視委員会の提案により、
 - a) 有罪判決を受けた者が懲役刑に服している地の省級裁判所の長官は、刑法第61条第1項a号及び第62条に定める場合には、有罪判決を受けた者の懲役刑執行を停止することを許可することができる。
 - b) 判決執行決定を発した裁判所の長官は、刑法第61条第1項b号、c号、d号及び第62条に定める場合には、懲役刑に服している者に対し、懲役刑執行の停止を許可することができる。
2. 懲役刑停止期間満了の遅くとも7日前までに、懲役刑執行の停止を許可した裁判所の長官は、刑の残りの部分に関して判決執行決定を発しなければならず、当該決定を、懲役刑執行停止の決定を発した裁判所と同じ地の同級公安機関及び有罪判決を受けた者に直ちに送付しなければならない。
3. 懲役刑執行停止期間の満了後7日経過しても有罪判決を受けた者が懲役刑に服するために正当な理由なく公安機関に出頭しない場合は、公安機関は、懲役刑執行のために有罪判決を受けた者を勾引しなければならない。
4. 監督審又は再審手続による公判のための懲役刑執行の停止は、異議申立人又は監督審若しくは再審裁判所が決定しなければならない。

第263条 懲役刑執行を延期又は停止された者の管理

1. 懲役刑執行を延期又は停止された者は、その者が居住する社、区、町の行政機関又はその者が勤務する機関、組織に管理させる。その者は、管理する社、区、町の行政機関又は機関、組織の許可なく外出してはならない。
2. 懲役刑執行の延期又は停止期間中に、有罪判決を受けた者が重大な法律違反を犯し、又はその者が逃亡する可能性があると信ずる根拠が生じた場合は、懲役刑執行の延期又は停止を許可した裁判所の長官は、当該決定を取り消し、その者に懲役刑を執行するために判決執行決定を発する。その判決執行決定は、決定発付裁判所と同じ地の同級公安機関に送付する。判決執行決定を受理した後直ちに、公安機関は、懲役刑執行のために有罪判決を受けた者を逮捕し、勾引しなければならない。

第264条 執行猶予付懲役刑、非拘束矯正刑の執行

執行猶予付懲役刑を受けた者及び非拘束矯正刑を受けた者は、その者が居住又は勤務する地の社、区、町の行政機関に引き渡され、監督と教育を受ける。

第265条 退去強制処分の執行

退去強制処分を受けた者は、執行決定を発付した日から遅くても15日以内にベトナム社会主義共和国の領土から退去しなければならない。退去強制処分を受けた者が他の刑又は他の義務を遂行しなければならない場合は、ベトナム社会主義共和国の領土から退去する期限は、法律が定める。

第266条 保護観察処分又は居住禁止処分の執行

保護観察処分を受ける者は、懲役刑の執行が終った後、自らが居住する地の社、区、町の行政機関に引き渡されて保護観察を受ける。居住禁止を宣告された者は、居住を禁止された場所には、一時的に又は恒久的に居住することを許可されない。

第267条 罰金又は財産没収の執行

罰金又は財産没収の判決を執行する決定は、同級の検察院、執行官、有罪判決を受けた者及びその者が居住する社、区、町の行政機関に送付しなければならない。

財産の没収は、刑法第40条の規定に従い執行する。

第28章 刑期の短縮又は刑執行の免除

第268条 刑期の短縮又は刑執行免除の条件

1. 懲役刑、非拘束矯正刑、居住禁止処分又は保護観察処分に服している者は、刑法第57、58条、59条、76条の規定に従って、刑罰の執行期間を短縮されることがある。まだ刑罰を執行していないければ、刑法第57条第1項、2項、3項、5項の規定に基づいて刑全体の執行を免除されることがある。

懲役刑の執行を停止することを許可された者は、刑法第57条第4項の規定に従って刑の残りの執行の免除を受けることができる。

罰金刑の一部執行を受けた者は、刑法第58条第2項及び第76条第3項の規定に従って罰金の残金の支払いを免除されることがある。

2. 執行猶予付懲役刑を受けた者は、刑法第60条の規定に従って、猶予期間を短縮されることがある。

第269条 刑期の短縮又は刑執行免除の手続

1. 懲役刑の刑期短縮を決定する権限を有する裁判所は、有罪判決を受けた者が懲役刑に服する地の省級人民裁判所又は軍区級軍事裁判所である。

懲役刑執行免除を決定する権限を有する裁判所は、有罪判決を受けた者が居住し又は勤務する地の省級人民裁判所又は軍区級軍事裁判所である。

他の刑罰の刑期短縮、執行免除、又は執行猶予期間の短縮は、有罪判決を受けた者が刑に服し又は猶予を受ける地の県級人民裁判所又は区域軍事裁判所の権限に属する。

2. 非拘束刑の執行免除、懲役刑の全体又は残余の一部執行免除、罰金の残金支払い免除提案の一件書類には、同級検察院の長官の提案を含まなければならない。

懲役刑の刑期短縮減免提案の一件書類は、懲役刑の執行機関の提案を含まなければならない。

非拘束刑の刑期短縮提案の一件書類は、直接監察し教育することを任せられた機関、組織又は地方行政機関の提案を含まなければならない。

他の刑罰の刑期短縮、又は刑の執行免除又は執行猶予期間短縮提案の一件種類は、この法律第257条に定める判決執行を任せられた機関、組織の提案又は見解を含まなければならない。

3. 裁判所が刑期短縮又は刑罰執行の免除を検討するときは、裁判所の一構成員が検討すべき問題を陳述し、検察院の代表者が意見を発表し、裁判所は、刑期短縮、刑執行免除又は執行猶予期間の短縮提案を受理し又は拒否する決定を発する。

第29章 前科の抹消

第270条 前科の自動的抹消

刑法第64条に定める前科の抹消を当然の権利として受ける者の要求により、その者の事件の第一審を行った裁判所の長官は、前科

抹消の証明書を付与する。

第271条 裁判所の決定による前科の抹消

1. 刑法第65条、66条の規定に従い、前科の抹消は、裁判所により決定する。有罪判決を受けた者は、自らが居住する地の市、区、町の行政機関又は勤務する機関、組織の見解とともに前科抹消請求書を事件の第一審を行った裁判所に提出しなければならない。
2. 第一審を行った裁判所の長官は、同級の検察院が前科抹消の請願に関して意見を書面で発表するように、事件記録を同級の検察院に移送する。条件が十分に満たされていると認める場合は、長官は、前科を抹消する決定を発する。条件のすべてが満たされていない場合は、裁判所の長官は、請願書の却下を決定する。

第6編 法的効力を発生した判決及び決定の再検討

第30章 監督審手続

第272条 監督審手続の性質

監督審とは、事件の処理において発見された重大な法律違反のため異議を申し立てられた法的効力を発生した判決又は決定の再検討を意味する。

第273条 監督審手続に従って異議を申し立てる根拠

- 法的効力を発生した判決、又は決定は、次の根拠の一が存在する場合に監督審手続に従って異議を申し立てられる。
1. 公判期日における尋問が一方的で、又は不十分である。
 2. 判決又は決定の結論が、事件の客観的事実関係に適合していない。
 3. 捜査、起訴又は裁判において重大な刑事訴訟違反がある。
 4. 刑法の適用において重大な過誤がある。

第274条 監督審手続に従って再検討が必要な法的効力を発生した判決又は決定の発見

有罪判決を受けた者、機関、組織及び全公民は、法的効力を発生した判決、及び決定における法律違反を発見する権利を有し、この法律第275条の規定に従って異議を申し立てる権限を有する者に通知する権利を有する。

法的効力を発生した判決、又は決定における法律違反を発見した場合は、検察院又は裁判所は、その旨をこの法律第275条の規定に従って異議を申し立てる権限を有する者に通知しなければならない。

第275条 監督審手続に従って異議申立てをする権限を有する者

1. 最高人民法院の長官及び最高人民検察院の長官は、最高人民法院の裁判官評議会の決定を除き、各審級の裁判所の法的効力を発生した判決、決定に対し、監督審手続に従って異議を申し立てる権限を有する。
2. 中央軍事裁判所の長官及び中央軍事検察院の長官は、下級軍事裁判所の法的効力を発生した判決、決定に対し、監督審手続に従って異議を申し立てる権限を有する。
3. 省級人民法院の長官、省級人民検察院の長官、軍区級軍事裁判所の長官及び軍区級軍事検察院の長官は、各々の下級裁判所の法的効力を発生した判決又は決定に対し監督審手続に従って異議を申し立てる権限を有する。

第276条 監督審手続に従って異議を申し立てられた判決又は決定の執行停止

法的効力を発生した判決又は決定に対し異議を申し立てた者は、当該判決、決定の執行停止を決定する権限を有する。

判決執行を停止する決定は、第一審を担当した裁判所、検察院及び権限を有する判決執行機関に送付しなければならない。

第277条 監督審手続による異議申立て

1. 監督審手続による異議申立ては、理由を明記し、次のところに送付しなければならない。
 - a) 异議を申し立てられた判決、決定を発した裁判所
 - b) 監督審を行う裁判所
 - c) 有罪判決を受けた者及び異議申立てに関連する権利及び利益を有する者
2. 監督審手続に従って異議を申し立てる根拠がないときは、この法律第278条に定める異議申立ての期限が徒過する前に、異議を申し立てる権限を有する者は、発見した者、機関又は組織に回答し、異議申立てをしない理由を明らかにしなければならない。
3. 監督審の公判期日の開始前に、異議を申し立てた者は、この法律第278条に定める異議申立ての期限が徒過していないときに自らの異議申立てを補充し、又は異議申立てを撤回する権限を有する。

第278条 監督審手続による異議申立ての期限

1. 有罪判決を受けた者にとって不利な異議申立ては、判決又は決定が法的効力を発生した日から起算して1年以内に限って行うことができる。
2. 有罪判決を受けた者にとって有利な異議申立ては、何時でも申し立てることができ、有罪判決を受けた者が死亡していても、その無実を証明する必要がある場合は申し立てることができる。
3. 民事原告、民事被告、事件の利害関係人に対する刑事案件の民事異議申立ては、民事訴訟法の規定に従って申し立てる。

第279条 監督審の管轄権

1. 省級人民法院の裁判官委員会は、県級人民法院の法的効力を発生した判決又は決定の監督審を行う。軍区級軍事裁判所の裁判官委員会は、区域軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の監督審を行う。
2. 最高人民法院の刑事裁判部は、省級人民法院の法的効力を発生した判決又は決定の監督審を行う。中央軍事裁判所は、軍区級軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の監督審を行う。
3. 最高人民法院の裁判官評議会は、異議を申し立てられた中央軍事裁判所、最高人民法院の刑事裁判部、控訴裁判部の法的効力を発生した判決又は決定の監督審を行う。
4. 本条第1、2、3項に定める各審級の監督審管轄に属する同一の刑事案件の法的効力を発生した判決又は決定については、権限を有する上級裁判所が全事件を監督する。

第280条 監督審公判期日の参加人

監督審の公判期日には、同級の検察院の参加がなければならない。必要と認めるときは、裁判所は、有罪判決を受けた者、弁護人及び異議申立ての利害関係人が存在すればその者を、監督審の公判期日に参加するよう召喚しなければならない。

第281条 監督審合議体の構成

1. 最高人民法院の刑事裁判部又は中央軍事裁判所の監督審合議体は、裁判官3名で構成する。省級人民法院の裁判官委員会、軍区級軍事裁判所の裁判官委員会又は最高人民法院の裁判官評議会が監督審をするときは、裁判官委員会又は裁判官評議会の全構成員の少なくとも三分の2が公判に参加する。
2. 省級人民法院の裁判官委員会、軍区級軍事裁判所の裁判官委員会、最高人民法院の裁判官評議会が行った監督審公判期日において、異議申立ての内容に関する評決は、異議申立て賛成意見、異議申立て反対意見の順に行わなければならない。

いずれの意見も裁判官委員会又は裁判官評議会の全構成員の過半数を占めない場合は、公判期日は、延期しなければならない。公判期日を延期する決定を発付した日から30日以内に、裁判官

委員会又は裁判官評議会は、全構成員が参加して事件を再審理するため公判期日を開始しなければならない。

第282条 監督審公判期日の準備及び手続

1. 裁判所の長官は、一人の裁判官に、公判における事件についての説明書を作成させる。その説明書は、事件の内容、異なる審級の裁判所の判決、決定、異議申立ての内容を要約する。その説明書は、監督審公判期日の開始日の遅くとも7日前までに合議体構成員に送付しなければならない。
2. 公判期日において、監督審合議体の一構成員は、事件の説明書を陳述する。監督審合議体の構成員は、自らの意見を発表し、検察院の代表者は、事件の解決に関する自らの観点を発表する。
有罪判決を受けた者、弁護人、異議申立ての利害関係者を召喚した場合、これらの者は、検察院の代表者が発表する前に自らの意見を陳述することができる。これらの者が欠席の場合でも、監督審合議体は、引き続き公判を行うことができる。

第283条 監督審の期限

監督審の公判期日は、異議申立てを受領した日から起算して4か月以内に行われなければならない。

第284条 監督審の範囲

監督審合議体は、異議申立ての内容に制限されることなく、事件全体を検討しなければならない。

第285条 監督審合議体の管轄

監督審合議体は、次の決定を発する権限を有する。

1. 異議申立てを却下し、法的効力を発生した判決又は決定を維持すること。
2. 法的効力を発生した判決又は決定を破棄し、事件を中止すること。
3. 再検査又は再審のために法的効力を発生した判決又は決定を破棄すること。

第286条 法的効力を発生した判決又は決定の破棄及び事件の中止

監督審合議体は、この法律第107条に定める根拠の一がある場合に、法的効力を発生した判決又は決定を破棄する。

第287条 再検査又は再審のための法的効力を発生した判決又は決定の破棄

監督審合議体は、この法律第273条に定める根拠の一があれば再検査又は再審のために異議申立てをされた法的効力を発生した判決又は決定を破棄する。再審する必要があると認めるとき、監督審合議体は、事件に応じて、第一審又は控訴審の再審を決定することができる。

再検査又は再審のために異議を申し立てられた判決又は決定を破棄する場合において、被告人の勾留継続が必要であると認めるときは、監督審合議体は、検察院又は裁判所が事件を再度受理するまで当該被告人を勾留する命令を発する。

第288条 監督審決定の効力及び監督審決定の交付

1. 監督審合議体の決定は、その発付日から法的効力を有する。
2. 決定を発付した日から10日以内に、監督審合議体は、有罪判決を受けた者、異議申立て人、第一審に関与した裁判所、検察院及び公安機関、異議申立ての利害関係人又は合法的代理人、管轄権を持つ民事判決執行機関に監督審決定を送付しなければならず、有罪判決を受けた者が居住する市、区、町の行政機関、又は有罪判決を受けた者が勤務する機関、組織に書面で通知を送付しなければならない。

第289条 監督審合議体が判決又は決定を破棄した後の事件の再検査、再審

監督審合議体が再検査のために法的効力を発生した判決又は決定を破棄することを決定したときは、決定を発付した日から15日以内に、一般手続に従って再検査のために事件記録を同級の検察院に移送しなければならない。

監督審合議体が第一審又は控訴審における事件をもう一度審理するために法的効力を発生した判決又は決定の破棄を決定したときは、決定を発付した日から15日以内に、一般手続に従って再審を行うために事件記録を管轄の裁判所に移送しなければならない。

第31章 再審手続

第290条 再審の性質

再審手続は、法的効力を発生した判決又は決定の内容を実質的に変更する可能性があり裁判所がその判決又は決定を発したときには知らなかつた新しい事実関係が発見されたために異議が申し立てられた法的効力を発生した判決又は決定に適用する。

第291条 再審手続による異議申立ての根拠

- 再審による異議申立ての根拠となる事実関係には次のものがある。
1. 証人の供述、鑑定結論、通訳人の通訳の重要な点が真実に反していたことが発見されたとき。
 2. 捜査官、検察官、裁判官、参審員が正しくない結論を出したため、事件に対して誤った裁判をしたとき。
 3. 証拠物、捜査記録、他の訴訟記録又は事件の他の書類が偽造され、又は真実に反するとき。
 4. 事件の解決を真実に反するものにしたその他の事実関係

第292条 新たに発見された事実関係の通知と確認

1. 有罪判決を受けた者、機関、組織及び全公民は、事件の新たな事実関係を発見し、その旨を検察院又は裁判所に報告する権利を有する。再審の異議申立てをする権限を有する検察院の長官は、当該事実関係を確認する決定を発する。
2. この法律第291条に定める根拠の一があるときは、検察院の長官は、再審の異議申立てをする決定を発し、管轄裁判所に事件記録を移送する。
いざれの根拠もなければ、検察院の長官は、事実関係を発見した機関、組織又は発見した者に異議申立てをしない理由を明確に回答する。

第293条 再審手続に従って異議申立てをする権限を有する者

1. 最高人民検察院の長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を除き、各審級の裁判所の法的効力を発生した判決又は決定に対し再審手続に従って異議申立てをする権限を有する。
2. 中央軍事検察院の長官は、下級軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定に対し、再審手続に従って異議申立てをする権限を有する。
3. 県級人民検察院の長官は、県級人民裁判所の法的効力を発生した判決又は決定に対し再審手続に従って異議申立てをする権限を有する。軍区級軍事検察院の長官は、区域軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定に対し再審手続に従って異議申立てをする権限を有する。
4. 本条に定める者の異議申立ては、有罪判決を受けた者及び異議申立ての利害関係人に送付しなければならない。

第294条 再審手続に従って異議を申し立てられた判決又は決定の執行停止

再審手続に従って異議申立てをした者は、異議を申し立てられた判決又は決定の執行を停止する権限を有する。

第295条 再審手続に従って異議申立てをする期限

1. 有罪判決を受けた者に不利な再審は、刑法第23条に定める刑事責任追及の時効期間内に行わなければならず、異議申立ての期限は、

- 検察院が新たに発見された事実関係に関する情報を受け取った日から1年を越えてはならない。
2. 有罪判決を受けた者に有利な再審は、時間制限をせず、死亡した有罪判決を受けた者の冤罪を証明することが必要である場合においても行う。
 3. 民事原告、民事被告、事件の利害関係人に対する刑事案件の民事異議申立ては、民事訴訟法の規定に従う。

第296条 再審の管轄権

1. 省級人民裁判所の裁判官委員会は、県級人民裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の再審を行う。軍区級軍事裁判所の裁判官委員会は、区域軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の再審を行う。
2. 最高人民裁判所刑事裁判は、省級人民裁判所の法的効力を発生した判決又は決定を再審手続に従って再審する。中央軍事裁判所は、軍区級軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の再審を行う。
3. 最高人民裁判所の裁判官評議会は、中央軍事裁判所、最高人民裁判所刑事部、控訴裁判の法的効力を発生した判決又は決定の再審を行う。

第297条 再審手続の実施

この法律第280条、281条、282条、283条の規定は、再審に対しても適用する。

第298条 再審合議体の管轄権

- 再審合議体は、次の決定を発する権限を有する。
1. 异議申立てを却下し、法的効力を発生した判決又は決定を維持すること。
 2. 再検査又は再審理のために異議を申し立てられた判決又は決定を破棄すること。
 3. 异議を申し立てられた判決又は決定を破棄し、事件を中止すること。

第299条 再審決定の効力及び再審決定の交付

1. 再審合議体の決定は、その発付をした日から法的効力を有する。
2. 再審手続決定の発付した日から10日以内に、再審合議体は、有罪判決を受けた者、異議申立人、第一審裁判を行った地の裁判所、検察長、公安機関、異議申立ての利害関係人又はその合法的代理人、及び管轄民事執行機関に再審決定を送付しなければならず、有罪判決を受けた者が居住する社、区、町の行政機関又はその者が勤務する機関、組織に書面で通知しなければならない。

第300条 事件の再検査又は事件の再審理

1. 再審合議体が再検査のために法的効力を発生した判決又は決定の破棄を決定したときは、決定を発付した日から15日以内に、事件記録は、一般手続による再審理のために管轄検察院に移送しなければならない。
2. 再審合議体が事件の第一審の審理のやり直しをするために法的効力を発生した判決又は決定の破棄を決定した場合は、当該決定の発付した日から15日以内に、事件記録は、一般手続による再審のために管轄裁判所に移送しなければならない。

第7編 特別手続

第32章 未成年者に適用する手続

第301条 適用範囲

未成年者である被逮捕人、被暫定留置人、被疑者及び被告人に適用する刑事訴訟活動は、本章の規定及び本章の規定に反しないこの法律の他の規定に従う。

第302条 捜査、起訴及び裁判

1. 罪を犯した未成年に対して訴訟執行を行う検察官、裁判官は、心理学、教育科学、及び未成年者による犯罪の防止のための闘争に関する必要な知識を有していなければならない。
2. 捜査、公訴及び裁判を遂行したとき、次の情報を明らかにしなければならない。
 - a) 未成年者の年齢、身体的及び精神的発達度、犯罪行為の認識度。
 - b) 生活状況及び教育状況。
 - c) 教唆した成年者がいるか否か。
 - d) 犯行の原因及び状況。

第303条 逮捕、暫定留置、勾留

1. 満14歳以上16歳未満の者は、この法律第80条、81条、82条、86条、88条、及び120条に定める根拠がそろえば、故意に極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪を行った場合にのみ逮捕し、暫定留置し、勾留することができる。
2. 満16歳以上18歳未満の者は、この法律第80条、81条、82条、86条、88条、120条に定める根拠がそろえば、故意に重大な犯罪、極めて重大な犯罪、又は特に極めて重大な犯罪を行った場合にのみ逮捕し、暫定留置し、勾留することができる。
3. 未成年者の逮捕、暫定留置、勾留の令状を発する機関は、逮捕、暫定留置、勾留を行った直後に、未成年者の家族、その者の合法的代理人に通知しなければならない。

第304条 未成年犯罪者の監察

1. 捜査機関、検察院又は裁判所は、訴訟執行機関の召喚に応じて未成年犯罪者が出頭することを保証するために、未成年犯罪者をその両親、又は後見人の監察に委ねる決定を発することができる。
2. 監察を委ねられた者は、未成年者を厳密に監察し、その品格、道徳を観察し、その者を教育しなければならない。

第305条 弁護

1. 未成年者である被暫定留置人、被疑者、被告人の合法的代理人は、被暫定留置人、被疑者、被告人を弁護する弁護人を選任し、又は自らその者を弁護することができる。
2. 被疑者、被告人が未成年者であり、その者の合法的代理人が弁護人を選任することができないときは、検察官、裁判所は、当該者のための弁護人の指名を法律事務所に委ねるよう弁護士会に要求し、又はベトナム祖国戦線委員会に対して、その構成機関が機関の構成員のための弁護人を指名するように提案しなければならない。

第306条 家族、学校、組織の訴訟参加

1. 被暫定留置人、被疑者、被告人の家族の代表者、教師、学校、ホーチミン共産青年団、被暫定留置人、被疑者、被告人が就学し、就労し又は居住する他の組織の代表者は、検察官、裁判所の決定に従って訴訟に参加する権利及び義務を有する。
 2. 被暫定留置人、被疑者が満14歳以上16歳未満の者で、精神的障害、身体的障害を有する未成年者である場合又は他必要な場合には、その供述聴取、取調べは、当該者の家族の代表者が正当な理由なく故意に欠席した場合を除いて、当該者の家族の代表者が出席しなければならない。家族の代表者は、検察官の許可を得て被暫定留置人又は被疑者に質問すること、書類、証拠物を提出することができ、要求、不服申立てをし、検査の終了時に事件記録を閲覧することができる。
 3. 未成年者の被告人を審理する公判期日においては、家族の代表者が正当な理由なく故意に欠席した場合を除いて、被告人の家族の代表者、学校、組織の代表者が出席しなければならない。
- 公判期日に出席する被告人の家族の代表者、学校の代表者、裁判に参加する組織の代表者は、書類、証拠物、要求を提出し、訴訟

執行人の更迭を提案し、弁論に参加し、訴訟執行権限を有する者の訴訟行為及び裁判所の決定について不服を申し立てる権利を有する。

第307条 裁判

1. 審理会議体の構成員には、一名の教員又はホーチミン共産青年団の幹部を参審員に含んでいかなければならない。
必要な場合は、裁判所は、公判を非公開で行うことを決定することができる。
2. 公判において被告人に刑罰を決定することが不必要であると認めると、裁判所は、刑法第70条に定める司法措置の一を探ることができる。

第308条 懲役刑の執行

1. 未成年の犯罪者は、法律に定める独自の拘置制度に従って懲役刑に服す。
未成年の犯罪者を成人の犯罪者とともに拘束してはならない。
2. 有罪判決を受けた未成年者には、懲役刑に服している間、職業訓練又は学問教育を受けさせなければならない。
3. 未成年者が懲役刑の服役中に18歳に達したときは、成人に適用する懲役制度に服させるために移監する。
4. 懲役刑を受け終わった未成年者に対し、当該者の刑務所の監視委員会は、当該者が社会で通常の生活を送れるよう支援するに当たり、社、区、町の行政機関及び社会組織と協調しなければならない。

第309条 司法措置の執行終了、刑の減輕又は刑の執行の免除

刑法第70条、又は76条の規定に従って、定められた条件を完全に満たすときは、有罪判決を受けた未成年に対し司法措置執行を停止し、刑を減輕し、又は刑の執行を免除することができる。

第310条 前科の抹消

刑法第77条に定める条件を完全に満たす未成年の犯罪者に対する前科の抹消は、一般手続に従って行う。

第3章 強制医療措置適用の手続

第311条 強制医療措置の適用条件及び適用の権限

1. 社会にとって危険な行為を犯した者が刑法第13条に定める刑事责任能力を有さないと信じる根拠がある場合は、各特定の訴訟段階に応じて、捜査機関、検察院又は裁判所は、法医学鑑定意見を要求しなければならない。
2. 法医学鑑定評議会の結論に基づき、検察院は、捜査段階及び起訴段階において強制医療措置の適用を決定する。裁判所は、裁判段階及び判決執行段階において強制医療措置の適用を決定する。

第312条 捜査

1. この法律第311条第1項に定める根拠のある事件について、捜査機関は、次の事項を明らかにしなければならない。
 - a) 故行された社会に危険な行為
 - b) 社会に危険な行為がある者の精神状態及び精神病
 - c) 社会に危険な行為がある者が自らの行為を認識し又は制御する能力を喪失したか否か
2. 訴訟を行うときに、捜査機関は、社会に危険な行為を犯した者が精神病を患っていると確定した時点から弁護人の訴訟参加を保障しなければならない。必要な場合は、当該者の合法的代理人は、訴訟に参加することができる。

第313条 捜査終了時の検察院の決定

事件記録及び捜査結論書を受領した後に、検察院は、次の決定の一を発することができる。

1. 事件を停止し又は中止すること。
2. 事件を中止し、強制医療措置を適用すること。
3. 裁判所に被疑者を起訴すること。

第314条 裁判

1. 裁判所は、次の決定の一を発することができる。
 - a) 刑事責任又は刑罰を免除し、強制医療措置を適用すること。
 - b) 事件を中止し、強制医療措置の適用を決定すること。
 - c) 事件を停止し、強制医療措置の適用を決定すること。
 - d) 再捜査又は補充捜査のために記録を差し戻すこと。
2. 強制医療措置の適用の決定のほか、裁判所は、損害賠償の問題又は事件に関する他の問題を解決することができる。

第315条 懲役刑に服す者に対する強制医療措置の適用

懲役刑に服している者が精神病又は自らの行為を認識し、制御する能力を奪う他の病気にかかっていると信じる根拠が存在する場合は、懲役刑執行機関の提案により、有罪判決を受けた者が刑に服している地の省級人民裁判所の長官又は軍区級軍事裁判所の長官は、法医学鑑定意見を要求しなければならない。

法医学鑑定評議会の結論に基づき、有罪判決を受けた者が刑に服している地の省級人民裁判所の長官又は軍区級軍事裁判所の長官は、強制医療措置のために有罪判決を受けた者を特別医療施設に送致する決定をすることができる。病気の回復後に、刑の執行免除の理由がない場合は、当該者は刑の服役を継続しなければならない。

第316条 不服申立て、異議申立て、控訴

1. 強制医療措置を適用する検察院の決定に対し不服が申し立てられたとき、事件を同級裁判所で第一審を行わなければならない。
2. 強制医療措置を適用する裁判所の決定に対する異議申立て又は控訴は、第一審判決に対する異議申立て又は控訴と同様に行う。
3. 不服申立て、異議申立て又は控訴にかかわらず、強制医療措置を適用する裁判所の決定は、依然執行力を有する。

第317条 強制医療措置の執行、執行の停止

1. 強制医療措置は、検察院又は裁判所が指定した特別医療施設で執行する。
2. 医療施設の報告書及び法医学鑑定評議会の結論に基づき強制医療を受けている者の親族の書面による要求又は検察院の要求があるときは、強制医療措置を適用する決定を発した検察院又は裁判所は、強制医療措置の執行を中止する決定を発することができ、同時に停止された訴訟の再開を決定することができる。

第3章 簡易手続

第318条 簡易手続適用の範囲

検査、起訴及び第一審裁判の簡易手続は、本章の規定及び本章の規定に従って適用され、同時に本章の規定に反しないこの法律の他の規定に基づいて適用する。

第319条 簡易手続の適用条件

- 簡易手続は、次の条件が完全に満たされたのみ適用する。
1. 犯罪行為を行った者が現行犯で逮捕された。
 2. 犯罪が単純で明らかな証拠がある。
 3. 故行された犯罪が重大でない犯罪である。
 4. 犯罪者の身元、身上が明らかである。

第320条 簡易手続適用の決定

1. 事件を立件した後に、捜査機関の提案により又は事件がこの法律第319条に定める条件を十分に満たすと認める場合は、検察院は、簡易手続を適用する決定を発することができる。
2. 簡易手続を適用する決定は、その発付したときから24時間以内

に捜査機関及び被疑者又はその合法的代理人に送付しなければならない。

3. 簡易手続を適用する決定は、不服を申し立てられることがある。被疑者又はその合法的代理人は、簡易手続を適用する決定に対し不服を申し立てる権利を有する。当該不服申立てをする期限は、決定の受領後 3 日である。不服申立ては、簡易手続を適用する決定を発した検察院に送付し、その受領した日から 3 日以内に解決しなければならない。

第321条 捜査

1. 簡易手続による捜査の期間は、事件立件の決定発付した日から 1 2 日間である。
2. 捜査の終了時に、捜査機関は、捜査結論書を作成しなくてもよいが、起訴を提案する決定を発して、事件記録を検察院に送付しなければならない。

第322条 捜査、起訴のための暫定留置、勾留

1. 暫定留置及び勾留の根拠、権限及び手続は、この法律の規定に従わう。
2. 暫定留置期間は、捜査機関が被逮捕人を受領した日から 3 日間を超えてはならない。
3. 捜査、起訴のための勾留期間は、16 日間を超えてはならない。

第323条 起訴決定

1. 事件記録を受領した日から 4 日以内に、検察院は、次の決定の一を発しなければならない。
 - a) 起訴決定により、被疑者を裁判所に起訴すること。
 - b) 補充捜査のために事件記録を差し戻すこと。
 - c) 事件を停止すること。
 - d) 事件を中止すること。
2. 本条第1項 b 号又は c 号の規定に従って補充捜査のために事件記録を差し戻す場合又は事件を停止する場合は、検察院は、簡易手続を適用する決定を取り消す決定を発しなければならず、事件は、一般手続に従って解決する。

第324条 裁判

1. 事件記録を受領した日から 7 日以内に、公判期日の裁判長を担当する裁判官は、次の決定の一を発しなければならない。
 - a) 事件の裁判を行うこと。
 - b) 補充捜査のために事件記録を差し戻すこと。
 - c) 事件を停止すること。
 - d) 事件を中止すること。
2. 本条第1項 a 号の規定に従い、事件の裁判を行う決定を発した場合は、当該決定を発した日から 7 日以内に、裁判所は、事件を審理するために公判期日を開始しなければならない。第一審の裁判は、一般手続に従って行われる。
3. 本条第1項 b 号又は c 号の規定に従い、補充捜査のために事件記録を差し戻し又は事件を停止する場合は、裁判所は、検察院に事件記録を移送し、事件は、一般手続に従って解決される。
4. 必要な場合は、第一審裁判所は、公判を確保するため被告人の勾留の継続を決定する。勾留期間は、14 日間を超えてはならない。
5. 簡易手続に従って第一審を行った事件の、控訴審、監督審、再審は一般手続に従って行う。

第35章 刑事訴訟における不服申立て、告発

第325条 不服申立てをする権利を有する者

機関、組織、個人は、訴訟執行権限を有する機関及び人の決定、行為が法律に違反し、自らの合法的な権利及び権利を侵害すると信じる根拠がある場合に、当該決定、行為に対し不服を申し立てる権利を有する。

法的効力を発生していない第一審判決、決定に対する控訴、法的効力を発生した判決、決定に対する不服申立ては、本章の規定ではなく、この法律第 23 章、24 章、30 章及び 31 章の規定に従って解決される。

第326条 不服申立て人の権利及び義務

1. 不服申立て人は、次の権利を有する。
 - a) 自ら又は合法的代理人を通じて不服申立てをすること。
 - b) 刑事事件の解決過程のいずれの段階においても不服申立てをすること。
 - c) 刑事事件の解決過程のいずれの段階においても不服申立てを撤回すること。
 - d) 自らの不服申立ての解決に関する回答書を受領すること。
 - dd) 自らの侵害された合法的な権利、利益を回復され、法律に従つて損害賠償を受けること。
2. 不服申立て人は、次の義務を負う。
 - a) 不服申立ての解決者に対し、誠実に事實を陳述し、情報、書類を提供し、供述内容、情報、書類の提供に関し法律上の責任を負うこと。
 - b) 不服申立ての解決結果に従うこと。

第327条 不服を申し立てられた者の権利及び義務

1. 不服を申し立てられた者は、次の権利を有する。
 - a) 不服を申し立てられている自らの訴訟行為、決定の適法性に関する証拠を提出すること。
 - b) 自らの手続上の決定又は行為についての不服申立ての解決に関する書類を受領すること。
2. 不服を申し立てられた者は、次の義務を負う。
 - a) 権限を有する機関、組織又は個人が要求するとき、不服を申し立てられた訴訟上の決定、行為について説明をし、関連情報及び書類を提供すること。
 - b) 不服申立て解決結果に従うこと。
 - c) 違法な訴訟上の決定、行為によって引き起こされた損害、被害を、法律の規定に従つて賠償又は補償すること。

第328条 不服申立ての時効

不服申立ての時効は、不服申立て者が違法であると思料する手続上の決定を受領し、又は行為を知つてから 15 日である。疾病、自然災害、敵国による災禍、遠隔地における就労、就学又はその他客観的な障害により、不服申立て人が定められた期限までに不服申立てをする権利行使できない場合は、当該障害が存在する期間は、不服申立ての期限に算入しない。

第329条 捜査官、捜査機関の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限

捜査官、捜査機関の副長官の訴訟上の決定、行為に対する不服申立ては、不服申立てを受領した日から 7 日以内に捜査機関の長官が検討し、解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立て人は、同級の検察院にさらに不服申立てをする権利を有する。不服申立てを受領した日から 7 日以内に、同級の検察院は、それを検討し、解決しなければならない。同級の検察院は、最終解決をする権限を有する。

捜査機関の長官の訴訟上の決定、行為、及び同級の検察院が承認した捜査機関の訴訟上の決定に関する不服申立ては、不服申立てを受領した日から 7 日以内に同級検察院が解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立て人は、直近の上級検察院に更に不服申立てをする権利を有する。

不服申立てを受領した日から 15 日以内に、直近の上級検察院は、それを検討し解決しなければならない。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

第330条 檢察官、検察院の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限

検察院の副長官、検察官の訴訟上の決定、行為に対する不服申立ては、不服申立てを受領してから7日以内に検察院の長官が解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近の上級検察院に更に不服申立てをする権利を有する。

不服申立てを受領した日から7日以内に、直近の上級検察院は、それを検討し、解決しなければならない。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

検察院の長官の訴訟上の決定、行為に関する不服申立ては、不服申立て受領後15日以内に直近の上級検察院が解決する。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

第331条 裁判官、裁判所の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限

公判期日開始前の裁判官、裁判所の副長官の訴訟上の決定、行為に対する不服申立ては、不服申立てを受領した日から7日以内に裁判所の長官が解決する。解決の結果に同意しないときは、不服申立人は、直近の上級裁判所に更に不服申立てをする権利を有する。不服申立てを受領した日から15日以内に、直近の上級裁判所は、それを検討し、解決しなければならない。直近の上級裁判所は、最終解決をする権限を有する。

公判期日開始前の裁判所の長官の訴訟上の決定、行為に関する不服申立ては、不服申立てを受領した日から15日以内に直近の上級裁判所が解決する。直近の上級裁判所は、最終解決をする権限を有する。

第332条 各種捜査活動を行う権限を有する者に対する不服申立て解決の権限及び期限

各種捜査活動を行う権限を有する者の訴訟上の決定、行為に対する不服申立ては、不服申立てを受領した日から7日以内に起訴権を有する検察院が検討し、解決する。解決の結果に同意しないときは、不服申立人は、直近の上級検察院に更に不服申立てをする権利を有する。不服申立てを受領した日から15日以内に、直近の上級検察院は、それを検討し、解決しなければならない。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

検察院が承認した訴訟上決定に対する不服申立ては、不服申立てを受領した日から7日以内に当該検察院が解決する。解決の結果に同意しないときは、不服申立人は、直近の上級検察院に更に不服申立てをする権利を有する。不服申立てを受領した日から15日以内に、直近の上級検察院は、それを検討し、解決しなければならない。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

第333条 逮捕、暫定留置、勾留措置の適用に関する不服申立て解決の期限

逮捕、暫定留置、勾留措置の適用に関する不服申立ては、検察院が直ちに検討し解決しなければならない。更に確認に時間を要する場合は、不服申立てを受領した日から3日間を超えてはならない。解決の結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近の上級検察院に更に不服申立てをする権利を有する。不服申立てを受領した日から7日以内に、直近の上級検察院は、それを検討し、解決しなければならない。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

第334条 告発権を有する者

公民は、訴訟執行権限を有する者の法律違反行為で、国家の利益、公民、機関、組織の合法的な権利、利益に被害を及ぼし又は被害を及ぼす虞のある行為を、権限を有する機関、個人に告発する権利を有する。

第335条 告発人の権利及び義務

1. 告発人は、次の権利を有する。

- a) 権限を有する機関、個人に告発状を送付し、又は直接告発すること。
 - b) 自らの氏名、住所及び署名の守秘を要求すること。
 - c) 告発の解決結果について通知を受けることを要求すること。
 - d) 脅迫を受け、嫌がらせを受け、又は復讐された場合には保護することを、手続執行権限を有する機関に要求すること。
2. 告発人は、次の義務を負う。
- a) 告発の内容を誠実に陳述すること。
 - b) 氏名、住所を明確にすること。
 - c) 虚偽の告発に対し法律上の責任を負うこと。

第336条 被告発人の権利及び義務

1. 被告発人は、次の権利を有する。
- a) 告発内容について通知を受けること。
 - b) 告発内容が虚偽であることを証明する証拠を提出すること。
 - c) 自らの侵害された合法的な権利、利益、名誉を回復し、虚偽の告発によって生じた損害の賠償を受けること。
 - d) 権限を有する機関、組織、個人に対し、眞実に反して告発をした誹謗者の処分を要求すること。
2. 被告発人は、次の義務を負う。
- a) 告発された行為について説明すること。権限を有する機関、個人が要求したときに関連情報、書類を提供すること。
 - b) 権限を有する機関、個人の告発処理結果に従うこと。
 - c) 損害を賠償し、自己の違法行為による始末を克服すること。

第337条 告発解決の権限及び期限

1. 訴訟執行権限を有する機関に属する訴訟執行権限を有する者の法律違反行為に関する告発については、当該機関の長官が、解決する責任を負う。

被告発人が捜査機関の長官、検察院の長官又は裁判所の長官である場合は、直近の上級捜査機関、検察院、裁判所が、解決する責任を負う。

各種捜査活動を行う権限を有する者の訴訟上の行為に関する告発は、起訴権を有する検察院が検討し解決する。

告発解決の期限は、告発を受領した日から起算して60日間を超えてはならない。複雑な事件の場合は、解決期限を延長することができるが、90日間を超えてはならない。

2. 犯罪を示唆する法律違反行為に関する告発は、この法律第103条の規定に従って解決する。
3. 逮捕、暫定留置、勾留に関する告発は、検察院が直ちに検討し、解決しなければならない。更に確認が必要である場合は、期限は3日を超えてはならない。

第338条 不服申立て、告発を解決する権限を有する者の責任

権限を有する機関、個人は、各々の任務及び権限の範囲内において、法律に従って不服申立て及び告発を受領し、直ちに解決しなければならず、不服申立者及び告発者に対し解決の結果に関する通知を送付し、違反者を厳正に処分し、起こり得る損害を防止するために必要な措置を採り、解決結果が厳正に執行されることを確保し、自らの解決に関し法律上の責任を負わなければならない。

不服申立て又は告発の解決をする権限を有する者が、不服申立て又は告発を解決せず、解決の責任を負わず、又は違法に解決したときは、その違反の性質と程度に応じて、懲戒処分を受け又は刑事责任を追及される。損害を発生させた場合は、法律に従って損害賠償をしなわなければならない。

第339条 刑事訴訟における不服申立て、告発の解決の検察における検察院の任務、権限

1. 検察院は、同級及び下級の捜査機関、裁判所、国境警備隊、税關、森林警備隊、沿岸警備隊、その他各種捜査活動の遂行に任ぜられた人民公安及び人民軍の他の機関に、次のことを要求する。

- a) 本章の規定に従って不服申立て、告発の解決の書面を発行すること。
 - b) 同級及び下級による不服申立て、告発の解決を検討し、検討結果を検察院に通知すること。
 - c) 不服申立て、告発の解決の関連記録、書類を検察院に提供すること。
2. 検察院は、捜査機関、裁判所、国境警備隊、税關、森林警備隊、沿岸警備隊、その他各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安及び人民軍の他の機関における不服申立て、告発の解決を直接検察する。

第8編 国際協力

第36章 刑事訴訟活動における国際協力の通則

第340条 刑事訴訟活動における国際協力の原則

ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関及び相当する権限を有する外国当局間の刑事訴訟活動における国際協力は、相互の国家独立、主権、国家領土の完全性、相互の内政不干渉、平等かつ相互利益の尊重の原則、ベトナム社会主義共和国憲法の遵守及び国際法の基本原則に基づいて実施する。

刑事訴訟活動における国際協力は、ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟した国際協定及びベトナム社会主義共和国の法律に従って実施する。

ベトナム社会主義共和国が関連国際協定にまだ締結又は加盟していない場合、刑事訴訟活動における国際協力は、互恵原則に基づき実施するが、ベトナム社会主義共和国の法律、国際法及び国際慣習に反してはならない。

第341条 司法共助の実行

司法共助を実行するときは、ベトナム社会主義共和国の手続執行権限を有する機関及び人は、ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟した関連する国際協定の規定及びこの法律の規定を適用する。

第342条 司法共助要求の拒否

ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、次の場合の一において刑事訴訟活動における司法共助要求の執行を拒否することができる。

1. 司法共助の要求が、ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟した国際協定、及びベトナム社会主義共和国の法律に符合しないとき。
2. 司法共助要求の執行が、ベトナム社会主義共和国の国家主権、国家安全保障又は他の重要な利益にとって有害となる場合。

第37章 事件の関連記録、書類及び証拠物の引渡し及び移送

第343条 刑事責任の追及又は判決執行のための引渡し

ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟した国際条約、あるいは互恵原則に基づいて、ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、次のことをすることができる。

1. 犯罪行為を行った者又は有罪判決の法的効力が発生した者に対し刑事责任を追及し又はその刑罰を執行するため、相当する権限を有する外国当局に当該者のベトナム社会主義共和国への引渡しを要求すること。
2. ベトナム社会主義共和国の領土内に所在し、犯罪行為を行い又は有罪判決が確定した外国人を、刑事责任の追及と刑罰の執行のために要求国に引き渡すこと。

第344条 国外引渡しの拒否

1. ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、次の場合の一において人の国外引渡しを拒否することができる。
 - a) 国外引渡しを要求された者がベトナム社会主義共和国の公民

である。

- b) 国外引渡しを要求された者に対し、ベトナム社会主義共和国の法律の規定によれば、時効の完成又は他の合法的な理由で、刑事责任を追及できないし、又は刑を執行できないとき。
 - c) 刑事責任追及のために国外引渡しを要求された者が、国外引渡し要求に示されている犯罪行為についてベトナム社会主義共和国の裁判所から有罪判決を受けて法的効力が発生した場合、又は事件がこの法律の規定に基づいて中止された場合。
 - d) 国外引渡しを要求された者が、人種差別、宗教、国籍、民族、社会的身分又は政治的思想により国外引渡し要求国において迫害を受ける可能性があるためにベトナムで居住している場合。
2. ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、次の場合の一において国外引渡しを拒否することができる。
- a) 国外引渡しを要求された者が行った行為が、ベトナム社会主義共和国の刑法によれば、犯罪でないとき。
 - b) 国外引渡しを要求された者が、国外引渡し要求に示された行為によりベトナムで刑事责任の追及を受けているとき。
3. 本条第1項、2項の規定に従って、国外引渡しを拒否するベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、その旨を、国外引渡し要求を送付した相当する権限を有する外国当局に通知する責任がある。

第345条 刑事事件の記録、証拠物の移送

1. ベトナム社会主義共和国の領土内で犯罪を行った外国人が関わる事件について、当該者が出国するために訴訟を行うことができない場合は、事件を受理する訴訟執行権限を有する機関は、相当する権限を有する外国当局に事件記録を移送する手続を執行するために、事件記録を最高人民検察院に移送することができる。
2. 相当する権限を有する外国当局に事件記録を移送する場合は、ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、事件の証拠物も移送することができる。

第346条 刑事事件に関する書類、物、現金の授受、移送

1. 事件に関連する書類の授受は、ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟した国際協定及びこの法律の規定に従う。
2. 事件に関連する物、現金のベトナム社会主義共和国領土外への移送は、ベトナム社会主義共和国の法律に従う。

この法律は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第4会期が2003年1月26日に可決した。

国会議長
グエン・ヴァン・アン

国会決議の発布に関する 2003 年 12 月 10 日 No. 30/2003/L-CTN 命令

ベトナム社会主義共和国国家主席は、第 10 期国会第 10 会期が 2001 年 12 月 25 日 No. 51/2001/QH10 決議により改正、補足したベトナム社会主義共和国 1992 年憲法第 103 条及び 106 条に従い、国会組織法第 91 条に従い、法律文書発布に関する法律第 50 条に従い、ベトナム社会主義共和国第 11 期国会第 4 会期が 2003 年 1 月 26 日に可決した刑事訴訟法の施行に関する決議を発布する。

ベトナム社会主義共和国国家主席
チャン・ドゥック・ルオン

刑事訴訟法の施行に関する 2003 年 1 月 26 日 No.24/2003/QH11 決議

ベトナム社会主義共和国国会は、第 10 期国会第 10 会期 2001 年 12 月 25 日 No.51/2001/QH10 決議により改正、補充されたベトナム社会主義共和国 1992 年憲法に従い、次に掲げる事項を決議する。

1. 刑事訴訟法は、ベトナム社会主義共和国第 11 期国会第 4 会期において 2003 年 1 月 26 日に可決し、2004 年 7 月 1 日から施行する。

この刑事訴訟法は、1988 年 6 月 29 日に国会が可決した刑事訴訟法、並びに 1990 年 6 月 30 日、1992 年 12 月 22 日及び 2000 年 6 月 9 日に国会が可決した刑事訴訟法の複数の条項を改正、補足する法律に取って代わる。

2. 政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、刑事訴訟法の施行指導現行文書を取り消し、補足し、又は新しい文書を発布するために、それぞれの職務及び任務の範囲内において、刑事訴訟法の施行指導文書を自ら編纂し、又はその編纂、選別において関係機関と調整し、刑事訴訟法に従って指導文書を取り消し、改正し、補足し、又は新しい文書を発布することを国会及び国会の常任委員会に提案し、2004 年 7 月 1 日からのこの法律の施行を保障する。

3. 刑事訴訟法の施行日から、その施行の能力がある県、区、市又は特別市の人民裁判所及び区域軍事裁判所には、この法律第 170 条第 1 項に定める新しい裁判権を付与する。まだ能力のない県、区、市又は特別市の人民裁判所及び区域軍事裁判所は、重大でない犯罪及び重大な犯罪を含む刑事案件の第一審裁判権を行使する。ただし、この法律第 170 条第 1 項 a 号、b 号、c 号に定める犯罪を除く。しかし、遅くとも 2009 年 7 月 1 日までに、県、区、市又は特別市の全人民裁判所及び区域軍事裁判所は、この法律第 170 条第 1 項に定める新しい裁判権を一律に行使する。

最高人民裁判所は、県、区、市又は特別市のどの人民裁判所及び区域軍事裁判所が刑事訴訟法第 170 条第 1 項に定める新しい裁判権を行使できるか決定することを国会常任委員会に提案するに当たり、その任務及び権限の範囲内において、最高人民検察院、政府と調整する。

最高人民裁判所、最高人民検察院及び政府は、県、区、市若しくは特別市の人民裁判所及び区域軍事裁判所が刑事訴訟法第 170 条第 1 項に定める新しい裁判権を一律に行使することを確保するため、まだ施行の能力がない県、区、市若しくは特別市の捜査機関、検察院、裁判所及び軍区級より下級の軍事捜査機関、区域軍事検察院及び区域軍事裁判所の物的基盤並びに職員配置を、それぞれの職務及び任務の範囲内で早急に強化しなければならない。

4. 刑事訴訟法が発布された日から施行される日まで

a) 刑事訴訟法の発布日前に監督審手続に従って異議を申し立てられ、その審理が行われていない法的効力を発した刑事判決、決定について、監督審合議体は、1988 年刑事訴訟法第 254 条の規定に従って決定をする権限を有する。

b) 刑事訴訟法の発布日以降に監督審手続に従って異議を申し立てられた法的効力を発した刑事判決、決定について、監督審合議体は、1988 年刑事訴訟法第 254 条第 1 号、2 号、3 号の規定に従って決定をする権限を有する。

5. 政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、國家の管理領域及び社会生活すべてにおいて犯罪を防止し犯罪と戦うに際して刑事訴訟法の適用を促進するため、公務員及び人民の間にこの刑事訴訟法を広め、広範囲にわたって普及させるに当たり、それぞれの職務及び任務の範囲内でベトナム祖国戦線中央委員会及びその構成機関と調整しなければならない。

6. 国会常任委員会、政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、この決議を実施し、施行を指導する責任を負う。

この決議は、ベトナム社会主義共和国第 11 期国会第 4 会期が 2003 年 1 月 26 日に可決した。

国会議長
グエン・ヴァン・アン

—ベトナムの刑事訴訟制度と弁護人の権利—¹

I ベトナムの刑事司法の概要

1 職権主義的な訴訟構造

ベトナムの刑事司法は、職権主義を採用している。刑事訴訟法上、犯罪の立証責任は、訴訟執行機関が負うと規定されているが（刑事訴訟法 10 条）、訴訟執行機関には、捜査機関、検察院に加えて、裁判所も含まれている（刑事訴訟法 33 条）。

職権主義の具体的な表れとして、①起訴状一本主義が採用されていないこと、②補充捜査のための記録の差し戻しが行われていること、③尋問は、裁判所が主体となって行い、検察官・弁護人は補充的に行うことが挙げられる。

裁判所には、起訴決定後 3 日以内に起訴状とともに全記録が送付され（刑事訴訟法 166 条 3 項）、裁判官は、公判手続開始前に事件記録を検討の上、①公判開始決定、②補充捜査のための記録差し戻し、③事件の中止又は停止（刑事訴訟法 176 条～180 条参照）を決定する。補充捜査のための記録の差し戻しが認められていることは、真実発見を重視した職権主義の表れといえる。

公判において、被告人・被疑者等の関係者に対する尋問は、裁判官、検察官、弁護人の順番で行われる。裁判官が事件の事実関係について中心的に尋問し、検察官・弁護人は補充的に尋問するに留まる。

2 合議制と参審員の関与

憲法上、裁判は、合議主義がとられており（憲法 131 条）、第一審の合議体は原則として裁判官 1 名及び参審員 2 名、但し重大・複雑な事件については、裁判官 2 名及び参審員 3 名で構成される²。裁判官と参審員は、公判において同等の権利を有し、評決は多数決で行われる。参審員は、日本における裁判員のように不作為に抽出されるのではなく、共産党員や党の支持者等の中から選出され、任期は 5 年である。

3 検察院の役割

訴訟執行機関の中で、検察院は、他の訴訟執行機関である捜査機関及び裁判所の法律遵守を監督する権限（検察権）を有する。すなわち、検察院は、公訴権を行使するとともに、捜査機関の刑事案件捜査における法律遵守、裁判所による法の正当な適用を監督する権限を行使する（人民検察院の組織に関する法律 3 条）。ちなみに、法廷において、検察官は、裁判官と並んで、裁判官と同じ高さの上段の席に座っている。

¹ 当資料は、辻保彦・法務総合研究所教官の作成にかかる資料を基に、木本真理子JICA長期専門家（弁護士）が 2012 年度ベトナム弁護士連合会本邦研修の事前資料として作成したものである。

² 2013 年に憲法改正が行われる予定であり、現在改正草案がパブコメに付されている。この改正草案では、法律の定めによって合議制ではない裁判を行うことも可能となる規定が設けられており、単独審が実現され、簡易手続の導入が進む可能性がある。

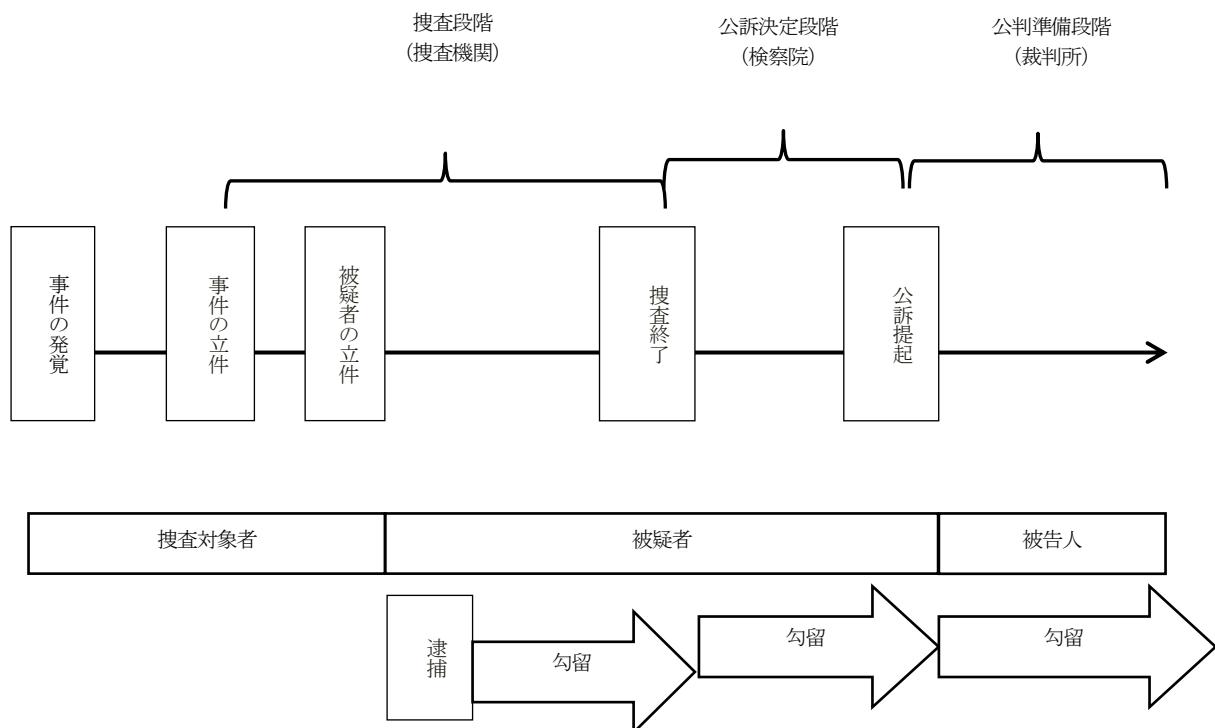
II 刑事訴訟手続の流れ（刑事事件・被疑者の立件→逮捕→勾留→公訴提起）

以下、①通常逮捕の場合、すなわち、犯罪の発生後、捜査を行って事件の立件及び被疑者の立件を行い、その後被疑者を通常逮捕するという場合と、②現行犯人逮捕、緊急逮捕、氏名手配による逮捕の場合に分けて説明する。

1 通常の事件の場合

(1) 捜査手続の流れ

被害者の告発などによって発覚した事件の場合、以下のような捜査手続の流れをたどる。



(2) 刑事事件の立件

ベトナム刑事訴訟法では、ある事件を捜査の対象とすることを決定する手続として、「事件の立件」という手続がある（刑事訴訟法 100 条～109 条）。この手続では、被害届や告発などに基づき、捜査機関が事件として立件するか否かを決定することになる。なお、「立件」というのは、ベトナム語では、「khởi tố」（ホイ・トー）と呼ばれており、漢字にあてはめると、起（khởi）訴（tố）となり、当該事件が、訴訟手続に則って処理されることを意味する。検察院は、捜査機関が行った立件決定を取り消すことができる（刑事訴訟法 109 条 2 項）。

(3) 被疑者の立件

ベトナム刑事訴訟法では、上記の事件の立件以外に、特定の者を被疑者として扱い、捜査の対象とすることを決定する手続として、「被疑者立件」という手続がある（刑事訴訟法 126 条）。それまで捜査対象者として扱われていた者が、この被疑者立件の手續がされることにより、刑事訴訟法上の権利を有し、義務を負う「被疑者」として扱われることになる（刑事訴

訟法 49 条)。

(4) 逮捕と勾留の概 の違い

日本では、逮捕といえば、被疑者の身 を拘束して警察署等へ引致し、そのまま短期間の身 拘束をする手続であり、勾留とは別個の手続である。これに対し、ベトナムにおける通常逮捕は、勾留のためになされるものである。つまり、被疑者を逮捕して、その身 を拘束して警察署の留置施設へ連行し、その後の身 拘束は勾留として取り扱われることになる（刑事訴訟法 80 条 1 項）。ベトナムでは、裁判所に加えて検察院及び捜査機関（但し、捜査機関の場合は検察院の承認が必要）も逮捕・勾留権限を有し（刑事訴訟法 80 条 1 項、88 条 3 項）、裁判官による令状は必ずしも必要とされていない。

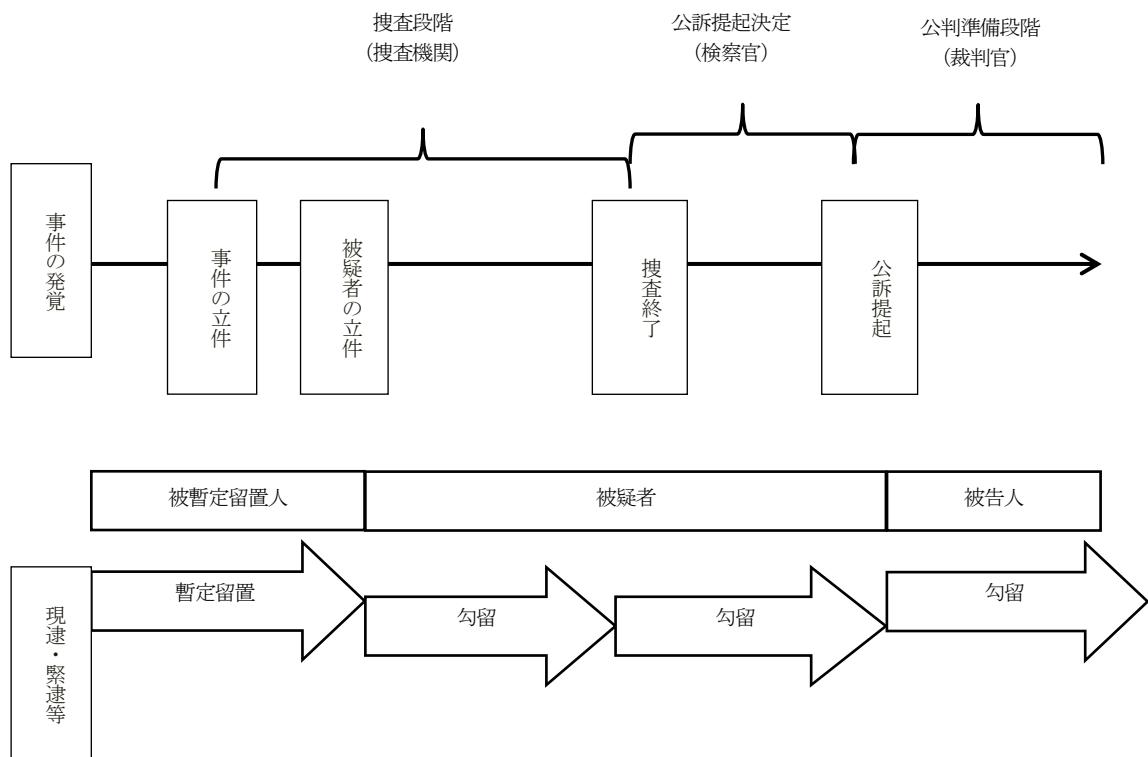
(5) 捜査期間と検査終了

犯罪の輕重に応じて、捜査機関による検査のための期間が決められており、検査期間は、事件の立件の時点から起算される（ベトナム刑事訴訟法 119 条）。検査期間が満了すると検査終了となり、捜査機関は検査結論書を作成し、事件は捜査機関から検察院に送付される（ベトナム刑事訴訟法 162 条）。検査期間については後述する。

2 その他の事件の場合

(1) 発性のある事件の検査手続の流れ

現行犯逮捕や緊急速捕など、発性のある事件の検査手続の流れは以下のとおりである。



(2) 暫定留置

現行犯逮捕、緊急逮捕、氏名手配による逮捕の場合、事件の立件や被疑者の立件を行う前に、捜査対象者の身拘束を行うことになる。この場合、まだ被疑者の立件が行われていないので、捜査対象者はベトナム刑事訴訟法上の「被疑者」ではないから、そのまま勾留の手続に移ることはできない。勾留は、被疑者又は被告人に対して行われる手続だからである（刑事訴訟法 89 条 1 項）。

そこで、この場合は、事件立件や被疑者立件を行うか否かを検討するため、捜査対象者を身拘束することが認められている。このような身拘束の手続のことを、「暫定留置」といい、暫定留置された者を被暫定留置人という（刑事訴訟法 86 条、87 条）。暫定留置期間は、原則として 3 日（2 回延長できるので、最大 9 日）である（刑事訴訟法 87 条 1 項、2 項）。

(3) その後の手続

捜査機関は、暫定留置期間中に行った捜査の結果、暫定留置人を被疑者として立件することを決定した場合には、被暫定留置人は被疑者となり、身拘束は暫定留置から勾留に切り替わる。被疑者立件しない場合は、被暫定留置人をただちに釈放しなければならない（刑事訴訟法 87 条 3 項）。暫定留置期間は、勾留期間から差し引かれる（刑事訴訟法 87 条 4 項）。

3 公訴提起段階

日本では、警察が捜査を開始してから、検察官が終局処分を行うまでの間を全部含めて捜査段階というが、ベトナムでは、事件が捜査機関から事件が検察院に送られた後から、公訴提起されるまでの間（起訴決定の期限については、ベトナム刑事訴訟法 166 条を参照）を捜査段階ととらえており、捜査段階とは、実際に捜査が行われていた全期間とは異なる（ベトナム刑事訴訟法 15 章参照）。なお、ベトナムでは、日本法で言うところの起訴（公訴提起）は、「truy tố（イ・トー）」と呼ばれている。これは、漢字に当てはめると追（truy）訴（tố）となる。ベトナムの検察官は、独人制の官序ではないので、公訴提起を行うのは、検察官ではなく検察院である。

検察院は、事件記録及び捜査結論書を受け取った後、原則として 20 日以内に起訴を行うか否かを決定しなければならない（刑事訴訟法 166 条）。ベトナムでは、起訴便宜主義ではなく、起訴法定主義を採用しているので、犯罪事実が認められる場合には必ず公訴提起されることになる。検察院は、①公訴提起、②補充捜査のための記録の差し戻し（刑事訴訟法 168 条）、③事件の中止又は停止のいずれかの決定を行う（刑事訴訟法 166 条、169 条）。

捜査機関における被疑者の勾留は、公訴提起がされる否かの判断がなされている間にも継続される（刑事訴訟法 166 条 2 項）。裁判所が事件記録を検察院から受領した後は、裁判所の長官又は副長官が、勾留の適用、変更又は取消しを決定する（刑事訴訟法 177 条）。

4 各期間の長さ

捜査機関、捜査段階の勾留、起訴期限及び公判準備の期間は、犯罪の重大性にしたがって、以下のとおり個別に定められている。

| | | 重大でない犯罪 (懲役3年まで) | 重大な犯罪 (懲役7年まで) | 極めて 重大な犯罪 (懲役15年まで) | 特に極めて 重大な犯罪 (懲役15年以上) |
|---------|------|---------------------|--------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 捜査期間 | 原則 | 2か月 | 3か月 | 4か月 | 4か月 |
| | 延長回数 | 1回 | 2回 | 2回 | 3回 |
| | 延長期間 | 2か月 | 1回目 3か月 2回目 2か月 | それぞれ 4か月 | それぞれ 4か月 |
| 捜査の勾留段階 | 原則 | 2か月 | 3か月 | 4か月 | 4か月 |
| | 延長回数 | 1回 | 2回 | 2回 | 3回 |
| | 延長期間 | 1か月 | 1回目 2か月 2回目 1か月 | 1回目 3か月 2回目 2か月 | それぞれ 4か月 |
| 起訴期限 | 原則 | 20日 | 20日 | 30日 | 30日 |
| | 延長 | 10日 | 10日 | 15日 | 30日 |
| 公判準備 | 原則 | 30日 | 45日 | 2か月 | 3か月 |
| | 延長 | 15日 | 15日 | 30日 | 30日 |

弁護人の権利について

1 弁護人となるための資格

刑事訴訟法上、刑事手続において弁護人となるには弁護士である必要はなく、被暫定留置人、被疑者及び被告人の合法的代理人、人民弁護員も、弁護人となることができる（刑事訴訟法 56 条 1 項）。合法的代理人については、法令上明確に定義がなされていない。人民弁護員については、ベトナム祖国戦線中央委員会³及び構成機関が、被暫定留置人、被疑者又は被告人となった構成員を弁護するために人民弁護員を指名する権限を有すること（刑事訴訟法 57 条 3 項）以外、法律上規定がない。この点に関して、ベトナム人弁護士に対する アーリングでは、実務上、合法的代理人や人民弁護員が弁護人となることは少ないといわれている。

当該事件で訴訟を行った者、当該事件で訴訟を行った者又は手続を行っている者の親族、証人、鑑定人又は通訳人として当該事件に参加する者は、弁護人になれない（刑事訴訟法 57 条 2 項）。

³ ベトナム祖国戦線とは、1 年に ベトナムの祖国戦線、 ベトナムの ベトナム解放民族戦線、ベトナム民族民主平和 力連盟が統合されてできた組織で、ベトナム共産党が党员以外の大 を政治運動に動員するための団体である。祖国戦線は、共産党员以外に労働総連合、 民連合、 人連合、ホーチミン青年連合といった大 組織も構成員になっている。憲法上、ベトナム祖国戦線とその構成団体は、人民国家の政治的基盤であり、民族团结の伝統を高め、人民国家の建設に参加するものとされている（憲法 3 条）。中央レベルの祖国戦線は、国会への法案提出権、国会議員選挙の際の立候補者名簿作成権限といった重要な権限を有している。なお、ベトナム弁護士連合会（ ）も祖国戦線の構成員である（ 定 3 条）。

2 弁護人を選任できる者

憲法上、被告人の弁護人依頼権は保障されており（憲法 132 条）、2012 年の憲法改正草案では、被疑者の弁護人依頼権も保障されることになっている（憲法改正草案 108 条 7 項）。

刑事訴訟法上、被暫定留置人、被疑者、被告人又はその合法的代理人は、弁護人を選任することができる（刑事訴訟法 57 条 1 項）。また、上記のとおり、被暫定留置人、被疑者、被告人がベトナム祖国戦線中央委員会又はその構成機関の構成員である場合、その所属機関は、人民弁護員を指名することができる（刑事訴訟法 57 条 1 項）。

被疑者が祖国戦線又はその加盟団体のメンバーであり、所属組織に弁護人の選任を要求した場合、又は被疑者が自分の合法的代理人か弁護士に弁護人としての活動を依頼した場合、検査官はその依頼文書の作成を指導し、選任や依頼の相手方もしくは被疑者の所属組織に対し、24 時間以内に配達証明又は速達でその依頼文書を送らなければならない（「刑事案件の検査段階における弁護人の権利保障に関する刑事訴訟法施行 則」公安省第 70 号/2011/TT-BCA（以下「公安省通達第 70 号」）4 条）。

3 弁護人を選任することができる時期

弁護人の選任時期については明文規定はない⁴が、弁護人は、被疑者の立件時又は被暫定留置人に対して暫定留置の決定が出された時から手続に参加できる。ただし、国家機密を侵害する犯罪の検査を秘密にする必要がある場合には、検察院長官は、検査が終了するまで弁護人の手続参加を許可しないことができる（刑事訴訟法 58 条 1 項）。

4 弁護人を選任するための手続要件

検査機関又は検察院に対し、弁護士一ド、被暫定留置人や被疑者、被告人、又はその親族からの弁護士依頼書、所属する法律事務所・弁護士会等の組織・機関からの指名文書といった一連の書類を提出しなければならない（改正弁護士法 27 条 2 項、2011 年公安省通達第 70 号 5 条）。

検査機関、検察院又は裁判所は、弁護士からこれらの書類を受け取ってから 3 日以内（暫定留置中の場合には 24 時間以内）に、弁護士に対して弁護人認可書を授与しなければならない。授与を拒否する場合には、その理由を明記した文書で通知しなければならない（刑事訴訟法 56 条 4 項、改正弁護士法 27 条 2 項、2011 年公安省合同通達第 70 号 5 条）。

上記の弁護人となるために必要となる検査機関等による認可手続は、ベトナム刑事訴訟法上の特徴であり、弁護人選任の遅延につながっていると判されている。この弁護人認可書については、後の刑事訴訟法改正の 1 つの大きな争点になるものとえられる。

5 弁護人選任権の通知

暫定留置決定又は被疑者立件決定が交付されたとき、検査官は、被暫定留置人、被疑者に対し、刑事訴訟法 48 条及び 49

非暫定留置人に対して暫定留置決定が送付された場合、検査官は、暫定留置人に対して、刑事訴訟法 56 条及び 57 条に規定された暫定留置人の権利義務（自らを防衛し、又は他の者に弁護を依頼することを含む。）を説明したうえ、弁護人を依頼するか否かについての被暫定留置人の意見を明記しなければならない（2011 年公安省通達第 70 号 5 条）とされているが、選任時期については明らかではない。

条で規定されている権利と義務を告知しなければならず（刑事訴訟法 86 条 2 項、126 条 6 項）、捜査官は、暫定留置決定・立件決定の送付受領記録簿を作成しなければならず、そこには被暫定留置人又は被疑者が弁護人を依頼するか否かの を明確に記載しなければならない（2011 年公安省通達第 70 号 4 条）。

法定刑に死刑が含まれている場合及び被疑者・被告人が未成年者・身体障害者・精神障害者である場合において、被疑者、被告人又はその合法的代理人が弁護人を依頼しないときは、捜査機関・検察院・裁判所は、弁護人の指名を法律事務所に委ねるよう弁護士会に要求しなければならない（刑事訴訟法 57 条 2 項）。被疑者・被告人がベトナム祖国戦線中央委員会又はその構成機関の構成員である場合は、その所属機関に対して弁護人の指名を提案しなければならない（刑事訴訟法 57 条 2 項）。

取調べをする前に、弁護人選任権を含む被疑者の権利を読み聞かせて、明確に説明しなければならない（ベトナム刑事訴訟法 131 条 1 項）。

6 必要的弁護事件

被疑者が少年の場合には、本人が拒 していない限り、必ず弁護人が必要である（公安省、最高人民検察院、最高人民法院、司法省等による 2011 年合同通達第 1 号 9 条）。

上記 5 のとおり、ある一定の犯罪の場合は、捜査機関等が弁護人の指名を弁護士会などに要求しなければならない（刑事訴訟法 57 条 2 項参照）。ただし、57 条 2 項において、被疑者、被告人又はその合法的代理人による弁護人の拒否権が認められており、捜査機関等がこの拒否権行使を強制することによって弁護人選任権が妨害されているとの意見がある。

必要的弁護事件の場合、捜査機関が弁護人の指名を弁護士会に要求した場合には、弁護人費用は捜査機関が負担するが、報酬は、1 日約 6USD と非常に 額である。（弁護士法施行規則第 28 号//2007/ND-CP 11 条 1 項、4 項）。VBF によると、VBF はこの報酬額を 25USD に引き上げるように司法省と交渉中とのことである）。

7 接見交通権

弁護人は、被暫定留置人、身 拘束中の被疑者・被告人と面会することができる（刑事訴訟法 58 条 2 項 e）。この点、日本の場合と異なり、ベトナムでは、被暫定留置人、被疑者及び被告人は、弁護人となろうとする者に面会する権利はない。したがって、被暫定留置人、身 拘束中の被疑者・被告人と面会するためには、上記 4 の手続を経て弁護人に選任される必要がある。また、ベトナムでは、弁護人に秘密交通権が保障されておらず、捜査官の立会いなしに弁護人と接見することはできない。

8 証拠物等の収集

弁護人は、被暫定留置人・被疑者・被告人から、弁護に関する書類・証拠物及び事実関係を収集することができる（刑事訴訟法 58 条 2 項 d）。しかし、刑事訴訟法上、収集した証拠物等を証拠として直接裁判所に提出する手続は定められていないため、証拠物を裁判所の審理の対象とするには、証拠物等を一 捜査機関又は検察院に提出し、事件記録に含めてもらう

他ないものと思われる。

また、当該書類・証拠物及び情報が国家機密又は職業上の秘密に関わる場合は、収集することができない（刑事訴訟法 58 条 2 項 d）。

9 被疑者・被告人の身 拘束に対して取り得る手段

弁護人は、手続を行う権限を有する機関及び人の手続上の決定及び行為に不服申立てをすることができる（ベトナム刑事訴訟法 58 条 2 項 i、329 条、330 条）。

被疑者、被告人は、犯罪行為の性質、社会に対する危険度、被疑者・被告人の身上状況に応じて、親族や所属組織を保証人とすることによって、釈放されることができる。これを立保証という（刑事訴訟法 92 条）。また、保釈金として金銭又は財産を預託することによって保釈されることもできる（刑事訴訟法 93 条）。

10 被疑者の取調べに関する弁護人の権限

弁護人は、取調べに立ち会い、捜査官の許可を得て、被暫定留置人、被疑者に質問することができる（ベトナム刑事訴訟法 58 条 2 項 a）。しかし、弁護士に対するアーリングによると、実際に弁護人による取調べの立会いが認められるは少なく、認められるとしても、最終段階の取調べのみについて、部分的に認められるに留まるとのことであった。

捜査機関は、調書作成の少なくとも 24 時間前、弁護人が遠方の場合には 48 時間前に、調書作成の日時と場所を弁護人に通知しなければならない。ただし、調書作成が緊急を要する場合は、取調べを先行させて、事後的に弁護人に通知すれば足りるとされており（2011 年公安省通達第 70 号 7 条）、「緊急性」について明確な基準が定められていないことから、実務上、このただし書き規定の適用が常態化していることがある。

弁護人は、被疑者の取調べに立ち会うため、被疑者の取調べの日時、場所を事前に弁護人に連絡することを捜査機関に提案できる（刑事訴訟法 58 条 2 項 b）。また、被疑者の取調べをする場合や、調書を作成する場合は、被疑者に対して弁護人が必要かどうか確認して、記録簿に記載しなければならない（刑事訴訟法 131 条 1 項、2011 年公安省通達第 70 号 4 条）。弁護人は、被疑者が調書に署名する前に調書の内容を確認でき、内容が正確でないとえる場合には、修正を求め、また自分の意見を調書に録取してもらうことができる（2011 年公安省通達 70 号 7 条）。

以上